季刊

# 労働総研

# クォータリー

「改正」教育基本法と教育運動の課題

蔵原 清人

No.65

特集 憲法と勤労権・団結・労働組合

憲法と労働者の権利 萬井 隆令

労働保護法の再編と課題―規制緩和への対抗戦略 和田 肇

労働市場の規制とイデオロギー 脇田 滋

ポスト・アメリカと安倍政権の末路

―「上げ潮」戦略の破綻は近い 平田 寛一

#### 国際・国内動向

インド労働組合センター (CITU) 第12回大会に参加して 宮垣 忠

地域医療を守るためにも、医師の過酷な労働実態の改善は急務!

─「医師の労働実態調査」中間報告から─ 池田 寛

2006年度高校生の修学保障に関するアンケート調査 藤田 新一

大同団結なった国鉄闘争の今日の状況 佐藤 陵一

#### 書評

広川禎秀・山田敬男編『戦後社会運動史論』 大木 一訓

#### 新刊紹介

佐々木憲昭編著『変貌する財界』 竹内 壮一

日野秀逸・寺尾正之著『「医療改革法」でどうなる、どうする』

日野秀逸著『医療構造改革と地域医療』 前川 昌人

第61号~第64号・総目次

### 労働運動総合研究所

●「6万人不足」と厚労省研究会がはじいた深刻な医師不足、解決のカギはどこに?

# 医療着造改革と地域医療

医師不足から日本の医療を考える 日野秀逸著 1260円

産科や小児科、脳外科といった診療科目を開けない病院が広がっていることや、地域的な不均衡が起きていることで、日本の医師不足は深刻だ。しかし、医療サービスは冷凍して運ぶことが出来ない。「医療を良くすれば、個人消費を温めて、平和な経済を実現できる」一地域丸ごと健康にする条件を解説する。

●NHKが宣伝するテレビのデジタル化には、こんな裏があったのか!

# 2011年、テレビが消える

光 ファイバ、ケーブルテレビ化の真相 黒田 充著 1890 円

いま山村で進んでいるテレビの共聴アンテナ取替え工事は、高速通信を目的としたブロードバンド化 = 政府の I T戦略のための工事で、テレビ放送はそのおまけだ。しかし、それによって、パソコンなど 縁遠い高齢者世帯も利用料がぐんと引き上げられ、おまけに今のテレビは廃棄物だと言われたら……。

自治体研究社

〒162-8512東京都新宿区矢来町123 TEL 03-3235-5941 FAX03-3235-5933

●「夕張」は夕張だけの問題でなく全国の課題―著者が学習会にでかけて語ります!



# 破綻と再生

「都市問題」「自治日報」「赤旗」などで紹介!

1500円

保母武彦・河合博司・佐々木忠・平岡和久著

「夕張のようになかたぐなければ」―「夕張」が全国の自治体でリストラの理屈に使われるいま、夕張市がなぜ財政破たんに追い込まれたのか、道や国の責任はどこにあるのかをきちんとつかむ必要がある。破たんの真の原因と再生への手立てを語りに著者たちがうかがいます。学習会のご相談を自治体研究社までお寄せ下さい。

- ●最新の情報盛り込み、関心のある人にはうってつけの入門書―『商工新聞』評
- ●これまでの事例から学ぶべき点を整理し、公共サービスの質の考え方を提示—『経済』評

# 自治体民営化と E株券 1700円 公共サービスの質

「市場化テスト」「PFI」などで大きく変化する公共サービス民営化一弁護士である著者が、事故などの事例を調査しながら、公共サービスで守るべき質の基準を示す。

自治体研究社

〒162-8512東京都新宿区矢来町123 ℡ 03-3235-5941 FAX03-3235-5933

# 労働総研クォータリー

第65号 (2007年冬季号)



### —— 目 次 ——

● 「改正」教育基本法と教育運動の課題	蔵原	清人	2
特 集●憲法と勤労権・団結・労働組合			
■憲法と労働者の権利	萬井	隆令	10
■ 労働保護法の再編と課題 - 規制緩和への対抗戦略 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	和田	肇	16
■ 労働市場の規制とイデオロギー	脇田	滋	23
●ポスト・アメリカと安倍政権の未路―「上げ潮」戦略の破綻は近い	平田	寛一	32
国際・国内動向			
■インド労働組合センター (CITU) 第12回大会に参加して	宮垣	忠	45
■地域医療を守るためにも、医師の過酷な労働実態の改善は急務!			
―「医師の労働実態調査」中間報告から―	池田	寛	47
■ 2006年度高校生の修学保障に関するアンケート調査	藤田	新一	50
■大同団結なった国鉄闘争の今日の状況	佐藤	陵一	53
書 評●広川 禎秀・山田 敬男編『戦後社会運動史論』	大木	一訓	57
新刊紹介 ● 佐々木憲昭編著『変貌する財界』	竹内	壮一	60
● 日野秀逸・寺尾正之著『「医療改革法」でどうなる、どうする』			
日野秀逸著『医療構造改革と地域医療』	前川	昌人	60
● 第61号~第64号・総目次			62

# 「改正」教育基本法と教育運動の課題

蔵原 清人

多くの国民、教育者、教育研究者、識者の批判と反対を押し切って、昨年の臨時国会で教育基本法が全部改正され、暮れも押し詰まった12月22日に新・教育基本法は早くも公布・施行された。法制度としては日本の戦後教育を支えた「旧」教育基本法は廃止されたことになる。これにより、日本の教育はどうなるのだろうか。われればどう対応したらいいのか、また対応ができるのだろうか。この問題は、国民の、教育実践者の、教育研究者の、マスコミ関係者の等々の差し迫った課題となっている。十分に検討する時間の余裕はないが本稿ではこの問題を考えてみたい。多くの方々に検討していただき、またご意見をいただくことをお願いする。

#### 1 教育基本法改正の概要

法律としては、新・教育基本法は、これまでの教育基本法の規定を削除した部分、新たに付け加えた部分、変更した部分がある。すでに多くの論考で指摘されていることであるが、概略をまとめておきたい。

削除された部分としては、旧法の前文の最初の段落、第2条 (教育の方針)、第5条 (男女共学)のほか、第4条 (義務教育)の「9年の普通教育を受けさせる義務」、第6条第2項の「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって」という規定および、第10条の「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」のそれぞれ下線部分などである。

新設した部分は大変多い。新法では第2条(教育の目標)、第3条(生涯学習)、第7条(大学)、第8条(私立大学)、第10条(家庭教育)、第11条

(幼児教育)、第13条 (学校、家庭及び地域住民等相互の連携協力)、第17条 (教育振興基本計画)が新設された。さらに旧法の条文の中に付け加えられた内容も多い。第4条 (教育の機会均等)の第2項の障害者への教育支援、第5条 (義務教育)の第2項義務教育の目的と、第3項国等の責任、第6条 (学校教育)の第2項学校の教育準則、第16条 (教育行政)の国等の施策準則などがある。

変更部分としては、それらを変更と見るか、削除・新設と見るかの問題はあるが、はじめにあげるべきは、第1条 (教育の目的)の中で、旧法にあった「真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」を削除し、「必要な資質」という一語に置き換えたことである。おそらく、この「必要な資質」の具体的内容は新法の次の第2条 (教育の目標)に示したというのであろう。この第2条と関連して、前文に「公共の精神」や「伝統の継承」という文言を加えている。また旧法第6条第2項が独立の第9条 (教員)となった。

もう一つ大きな変更点として、旧法ではなかった章分けがされたことがある。新法第1章は教育の目的及び理念として、第1条(教育の目的)、第2条(教育の目標)、第3条(生涯学習)、第4条(教育の機会均等)を含み、第2章は教育の実施に関する基本として、第5条(義務教育)、第6条(学校教育)、第7条(大学)、第8条(私立大学)、第9条(教員)、第10条(家庭教育)、第11条(幼児教育)、第12条(社会教育)、第13条(学校、家庭及び地域住民等相互の連携協力)、第14条(政治教育)、第15条(宗教教育)が一括された。さらに、第3章教育行政には、第16条

(教育行政)、第17条 (教育振興基本計画) が、また第4章に法令の制定 (第18条) がおかれた。

#### 2 教育基本法改正の意味するもの

教育基本法をここまで全部改正することの意味はどこにあるのだろうか。すでに多くの指摘があるように、愛国心教育を進め憲法第9条を改正して戦争のできる国にするというねらいがあることは明らかである。国会審議においても、政府は現行憲法とともに自民党の憲法改正案とのすりあわせをしたことを認めている。前文の「日本国憲法の精神にのっとり」という文言は新法にも残されたが、それは憲法が改正されればそのまま改正憲法を指す仕組みであり、自民党憲法案の先取りであるといえる。

しかしながらこうしたねらいは今後の施策の 準備のためだけということはできないだろう。 新法に新たに規定する事柄の多くはすでに進め られているのである。第2条の教育の目標は学 習指導要領にすでに書き込まれ、教科書検定や 指導要録等を通して実際の教育現場に押しつけ られている。教員の職責についても、その市民 社会の中での役割を具体的につかんで専門職と して自覚することではなく、抽象的に「崇高な 使命」を強調して教員の行動を規制する政策が とられている。そのために、「問題教師」をク ローズアップさせ、糾弾の世論を高めようとし ている。さらに政府の施策を遂行するためにい じめの問題や必修科目の未履修問題などをとり あげて、教育委員会の対応の手抜かりとして批 判し、国の指揮監督権限を広げようとしている。 新しい教育基本法は、このようにこれまで進め てきた政府の施策を盛り込んでいることを見る べきである。したがって今後はこれらの施策が 法的裏付けをもって強制されることになる。

今回の教育基本法改正の意味について具体的 にまとめておこう。

第1に、国民の教育権を否定し、国の教育権 を確立するものである。 教育に関する国の責任をいうことで、教員を含む国民共同の事業という視点を否定し、教育を進めることは国の権限であり、教育関係者はそれに従うべきだという国家の教育権を確立したことである。そして、第10条 (家庭教育)、第11条 (幼児教育)、第3条 (生涯学習)を新設することで生まれてから死ぬまでのすべての一生の教育と学習を国家の主導の下に置く法的枠組みができたといえる。ここには国の行為を制限する規定は何もない。その当然の結果として教員の専門職性を認めていない。

旧法第10条の「国民全体に対し直接に責任を 負って」という教育実施の原則を削除して国民 の教育権を否定し、新法第16条(教育行政)の 第2項に国の総合的施策実施義務を規定したこ とはまさに国家主義的教育の宣言である。教育 振興基本計画は国会へは報告のみで政府の専権 事項であり、これはまさしく戦前の教育は天皇 の大権に属し、法律ではなく勅令によって定め るという、いわゆる教育の勅令主義の復活であ るといわなければならない。

地方公共団体は、地域においてそのような政策の具体化を図るものとされ (新法第17条)、国と地方公共団体との協調も第5条第3項、第16条第4項などで規定されている。学校の指導方針 (第6条第2項)、教員の「職責の遂行」(第9条)、保護者の「第一義的責任」(第10条)、さらには学校、家庭及び地域住民等相互の連携協力 (第13条) なども規定した。大学についても、「社会の発展に寄与するものとする」という成果を上げることが義務づけられた。こうして国の教育方針を実現するために全ての教育機関と保護者を含む関係者を協力させる、教育の総動員態勢ができたことになる。

なお、政府がまとめた基本計画に基づいて施 策を進めるという経験は、この間の教育改革の 推進の他にもすでに3期目に入った科学技術基 本計画などによって、十分な経験を積んでいる といえるのであって、容易にその経験を生かす

#### 「改正」教育基本法と教育運動の課題 -

ことができる状態にあると見られる。

第2に、主権者を育てる教育を否定し、愛国 心と社会適応を求める教育を進めるものである。

これから進められる教育の内容はどのようなものであるか。新法第2条 (教育の目標)では、「豊かな情操と道徳心」を培い、「勤労を重んずる態度」を養い、「公共の精神に基づき…社会の…発展に寄与」し、日本の「伝統と文化を尊重」し、「我が国と郷土を愛する」ことなどが強調されている。ここにあるのは、愛国心教育であり、具体的には現存する社会に対してそれに自ら適応し、その中で自分に与えられた役割をひたすら果たしていくという人間像である。第15条(宗教教育)に加えられた、「宗教に関する一般的教養」の尊重という規定は、神道などについて教育することを容認することになる。

ここには主権者としての自覚を高め、人権と自由をはじめとする民主主義的価値を尊重し、民主主義の発展に資する人格の形成をめざすといった主権者としての国民像は、少なくとも積極的には提示されていないというべきである。旧法第1条(教育の目的)から削除された「真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」という語句を、新法第2条の各項目にバラバラに組み込んだことの意味を考える必要がある。

このような個人の内面に関わることを法律で 規定するということは、近代法の原理を逸脱し ているといわなければならない。

第3に、教育を社会の基底をなすものと見ず、 政府の政策目的実現の手段としていることが明 らかにされた。

ここでの教育観は、教育を受ける個人に焦点を当て、もっぱら個人の努力によって教育を受けるというものである。教育の機会均等(第4条)をいうものの、教育の無償化には全くふれず、国公立学校における義務教育の授業料無徴収にとどまっている。まして国や地方公共団体の学校の計画的な地域的配置や社会人の教育を

受ける権利を保障するための有給の教育休暇や助成などについて何ら言及されないのである。 私立学校についての規定(第8条)も、それが新設されたことで評価する向きもあるが、私立学校の設立を国民の権利として認めたものではなく、したがって助成やその他の振興策については国や地方公共団体に義務づけてはいないことを見る必要がある。

また家庭教育や社会教育の振興策も「学習の機会及び情報の提供その他」というだけである。今日、社会人が学習するためには、そのための時間が確保できず費用が負担できないことはもっとも大きなネックになっているのであって、その解決のためには企業への義務づけを含む実効性ある対応策を実施しない限り、多くの人にとって教育の機会均等は「画に描いた餅」でしかない。つまり具体的な保証のない規定は政府のポーズを示すものでしかないのである。

旧法の前文には、新しい憲法制定の決意を示 し、「この理想の実現は、根本において教育の力 にまつべきものである」とのべていた。新法の 前文では同様の文言があるものの、「根本におい て教育の力にまつべきもの」という語句が削除 されている。また旧法第2条(教育の方針)で は、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる 場所において実現されなければならない」と規 定していた。この内容を形式上継承したと見ら れる新法の第2条(教育の目標)には、「あらゆ る機会に、あらゆる場所において」という文言 はない。それは第3条(生涯学習の理念)に移 された。そこでは、「国民一人一人が…その生涯 にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所にお いて学習することができ、ることとしている。 これは大きな違いである。前者では、「あらゆる 機会に、あらゆる場所において」ということは 「教育の目的を実現するため」であるので、教育 として意図された活動には限られず、教育を受 ける個人の意志のあるなしに限られないという ことに注意されなければならない。新法の規定

は、同じ文言を使いながらも、それは個人が意図して学習するもの、すなわち明示的な学習に限られているのである。前者は、社会全体が教育的配慮をするという規定であり、教育の観点を社会生活の原理とすることであるのに対して、後者は意図的明示的な学習機会に限られているのであって、社会生活の全般にわたって教育の視点から配慮をすることは考慮されていないのである。

これらに新法を取りまとめた根本の思想が表れているというべきである。すなわち新法の教育観は、教育を個人にとっても、社会にとっても、あるいは国にとっても、一つの手段、方法として考えているということである。そこには社会全ての基盤として教育が存在するという考えはないのであり、それゆえに政府が計画すればそれは教育としては問題なく実現するものという、教育を単に利用するという立場に立っていることは厳しく批判されなければならない。

第4に、子どもだけでなく大人へも思想教育 を進め、管理主義を貫く意思を表明した。

子どもを育てるための教育と大人自身が学ぶ教育との区別ができていないために大きな混乱あるいは重大な帰結を招くものとなっている。それは第2条(教育の目標)の位置づけである。この問題はすでにふれたが、この条文が第1章に置かれているということは、第2章で掲げるさまざまな教育の場面の全てに適用されることが求められるということになる。すなわち、大学や社会教育において学ぶ成人に対しても愛国心教育や道徳教育を行えということである。これはその人を一個の独立した人生観や人格を持つ存在と認めないことであり、主権者として認めないことである。

また第6条(学校教育)第2項の学校教育の 指導方針も、学校教育の一形態である大学にも 法理上は当然適用されることになる。たとえば、 「教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的 な教育が組織的に行われなければならない」と いう規定があるが、大学の学生に対しても「心身の発達に応じて」の配慮を一律に要求することになる。しかし成人や年配者もいる学生にとって「心身の発達に応ずる」ということは何を意味することになるのか。この文言は現在の学校教育法では、高校までの教育の目的には含まれるものの、大学の目的(第52条)には含まれていないことに注意されなければならない。また新法同条同項の「教育を受ける者」への指導方針についても同様であって、教育を受ける権利、学習権の主体としては全く考えられてはいないのである。

こうした規定は、成人であっても大学や社会 教育を受ける者は教員や学校の指導に従えとい うことを意味することになる。すなわち全ての 教育において思想教育を進め、管理主義を徹底 することに他ならない。大学においても戦前に 行われた「思想善導」が復活する恐れは強い。

以上まとめれば、この「改正」は教育基本法を人間の内面にまでわたる民の義務を提示した前近代的封建的な御法度のレベルに引き戻したものといわなければならないだろう。そして法の性格からすれば、教育についての原理法から教育の手続き法へと大きく性格を変えたというべきであろう。

#### 3 改正案国会上程以後の世論の高まり を受け止める

このような内容を持つ新教育基本法がこれまでの政府の方針からの重大な転換であることについて、いうまでもないことではあるが確認しておきたい。それはこれまで以上にひどいものを出したということにとどまらず、これまでの政府や文部科学省自らの方針を否定する方向を取り始めていることは注目される。例えばいじめや高校世界史の未履修問題など、これまでの教育政策の中で必然的に起こってきたものを取り上げ、自らの責任は棚上げにして、現場の教員、校長、教育委員会等を非難し責任を押しつ

#### 「改正」教育基本法と教育運動の課題

け、自らは「焼け太り」(石井正弘岡山県知事、 3月11日付毎日新聞)といわれるほどの権限強 化を図っている。

こうした方針転換は、国際情勢を見ようとしない自らの子どもじみた戦争願望や財界の軍需産業振興方針を実現するための憲法改正への一つのステップとして切迫した課題ととらえていることや、今年の参議院選挙に向けてすこしでも人気をとろうとして国民の関心の深い教育問題をとりあげるなど、いくつかのねらいを含んでいるだろう。

重要なことは、その政策意図の問題性とともにこの方針転換がこれまで文部科学省に協力してきた多くの関係者の善意の努力をも全面否定することになっていることである。そしてそれはマスコミも利用してますます強権的に進める様相を強めている。

一般教員に対しては、すでに以前から組合攻 撃をして組合の活力を削ぎ、組合に入らないよ うにしてその組織率を低下させてきた。その間、 校長や指導主事などを行政側に組織し、彼らを 意のままに動かして行政の方針を実現する体制 を作り上げてきたのである。その中には子ども たちのためによかれとして献身的に努力してき た人々も少なくない。しかし現在の政策はそう いう人たちの努力を全否定する方針に転換した のである。管理主義が強化される中で一部教員 の退廃も進んでいる。こうした教員の行動を取 り上げて、指導力不足教員や問題教員のキャン ペーンを進めてきた。また教育委員会の「隠蔽 体質」ということも強調されている。マスコミ の安易な迎合もあって、今や教員バッシング、 教育委員会バッシングが進められている。さら に子どもバッシング、親バッシングである。

こうした状況の中で多くの反発と批判が生まれている。今回の改正に当たって反対運動はかつてなく急速に盛り上がったが、そうした人々の中には、いわゆる民主的教育運動を進めてきたと自他共に認められる人々だけでなく、これ

まで文部科学省の方針に従って行動してきたと 見られる教育者や研究者が多く含まれているこ とに特徴がある。また教育委員会に対する文部 科学省の権限強化の改革案に対しては地方自治 体からの公然とした反対意見も表明されている。 これは、この方針がこれらの人々のこれまでの 教育にかけてきた情熱と努力、日本の社会の中 での教育の位置づけを否定し、教育についての 大前提を崩すという危機感から発しているもの といわなければならない。

これはいいかえれば改正教育基本法に示される政策は、戦後の日本社会の中に広く根付いている教育に関する共通理解と営々と築きあげてきた教育の達成を一挙に崩そうとするものであり、そうした共通理解と達成こそが安倍首相などの改憲勢力の攻撃する「戦後教育」の実体なのである。それは彼らの、すべての教育関係者を敵に回しても自分たちの利益に叶った教育方針を貫くという意思表示であり、このチャンスを逃したら自らの破滅につながるという、彼らの中ではそれだけの危機感を高めているのであろう。

したがって、教育基本法をめぐる今日の問題は、あれこれの教育観、教育方法論の選択ではなく、またあれこれの政治勢力の対決という問題ではなく、全ての国民の戦後60年にわたって生活し、働き、作り上げてきた成果を全否定するのかどうかという問題であることが強調されなければならないだろう。

今回の改正は、そのようなものであるからこそ与党の中で秘密裏に、国民の目にふれないように準備したのである。未だにその検討の内容を公表する意志もなく、またできないことが、問題の本質を示している。そうした改正の準備作業の仕方こそ、まさしく旧法第10条の禁止した「不当な支配」そのものといわなければならない。今回の改正のプロセスは、そのような意味で国民の教育権に対する改憲勢力の「クーデター」であるという他はない。

これからの教育運動を進める人々は、現在の 教育が、政府の施策のために様々な問題を持ち ながらも、大局的には全ての国民の努力の成果 であるという側面を積極的に認めることが必要 である。例えば日本のどの地域に行っても基本 的に同質の教育が行われているということは、 文部科学省の政策の結果だけのことではなく、 その地域での住民や教師、教育委員会をはじめ とする自治体などの多大な努力なしには実現し 得なかったことなのである。また父母などの国 民が自分の生活を安定させる努力を怠らなかっ たからこそできた達成なのである。日本の国民 はそのようにして、国民の教育権を行使してき たし、そのために今日まで教育を発展させるこ とができた。国民の立場に立とうとする教育論 はこのことを積極的に認め評価しなければなら ないと考える。そしてこれらの人々を励まし、 教育を進めていくための手だてを具体的に示し、 支援していくことが重要である。

とはいえ、今の教育が何も問題を持たないといいたいのではない。今日の教育は政府の政策の結果として、また社会自体の未熟さの結果として、今後解決しなければならない問題を多く抱えており、具体的に研究を進めることが必要であるが、ここでは特に一つの問題を取り上げたい。それは今日の教育の改善のためには国民の生活そのものの改善が不可欠であり、また国民の生活の改善は教育の改善なしには進まないことを明らかにする必要があるということである。

深刻ないじめの問題や自殺、若年層の凶悪事件などは大人社会の実像の反映である。子どもたち以上に大人たちは様々な犯罪を起こし、リストラや経営破綻など様々なひずみとストレスを受けて生活している。子どもたちの生活はそのような状況と無関係でない。親たちは子どもの世話をしたくとも、長時間労働をやめたら生活自体が成り立たないために仕事に迫われているし、それさえも低賃金のために食べて行くのがやっとという状態が広がっている。また長時

間の通勤をしないでは住む家も手に入れられない状況もある。だれもがもっと子どもと向き合いたい、子どもの世話をし、十分な教育を受けさせたいと思っていても、ままならないのである。大人自身が人間的な生活ができる社会、自分が人間として大事にされていると実感できる社会でなければ、子どもたちを人間として育てていくゆとりさえも持てないだろう。

こうした状況を生み出したのは親たちを雇用する企業だけではない。自治体も政府の行革政策の結果、十分な住民支援ができないでいる。生活保護の制限や健康保険証の取り上げなどが広がり、住民として大切にされているという思いが持てない状況がある。国の政策はもちろんである。原爆症や難病への支援、従軍慰安婦問題や戦災への補償など、国の姿勢は国民に対してはなはだ冷たい。

大人が人間らしく暮らしていなければ子どもを人間らしく育てることはできないことは明らかだろう。教育というものは学校の成績を上げることだけではないのだ。子どもたちを育て、豊かな人格を形成させ、もっている可能性を広げて将来の進路をつかんでいくよう支援することは、大人が人間らしい生活を取り戻す闘いと深く結びついているのである。そして子どもたちの教育のために社会全体が力を合わせることが大切である。それは豊かな教育を実現する取り組みであるとともに、人間を大切にする社会の実現への取り組みでもある。

こうした立場から、子どもたちを健全に十全に発達させることのできる教育の実現と、大人にとっても人間らしい生活を取り戻し、すべての人が人間として大切にされる社会をめざす「子育て・世直し大運動」を提唱したい。

#### 4 教育に取り組む立脚点をどう考えるか

こうした教育の取り組みを進めていくに当 たって、よって立つべき立脚点を確認しておき たい。

#### 「改正」教育基本法と教育運動の課題

確かに教育基本法は改正された。しかも全部 改正である。しかしそれによっても改正できな かったところがある。全体の文脈からすればか なりの換骨奪胎であるとはいえ、元の文言を残 したところも少なくない。たとえば、「教育は、 人格の完成を目指」すものであること(第1条)、 「良識ある公民として必要な政治的教養」の尊重 (第14条)、また「教育は、不当な支配に服する ことなく」(第16条) などが残されたことは重要 であろう。

もちろん政府の意図や行政的解釈がどのようなものであるかという問題はあるが、法律はひとたび制定されれば、今度はその条理からの解釈で争うことが必要であり、可能となる。しかも幸いにして憲法はまだ変えられていない。日本国憲法が「永久の権利」(第11条)として保障する基本的人権の内容として、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」(第13条)の一部をなす教育を受ける権利をしっかり受け止め、今日の状況に具体化していくことが重要である。そのためには現代社会における教育の意義を根本に立ち戻ってとらえ直すことが必要であるだろう。

人間社会の新しいメンバーを人間として育て あげることは、人間社会の存続にとって不可欠 の事業であり、育てられる人間にとってもその ような教育なしには人間社会の一員として生き ていくことはできないという意味において、教 育は人間にとって不可欠の活動である。だから こそどのような勢力であれ一部の勢力が教育を 支配することは許されず、また国家であっても 勝手にコントロールすることは認められないの であって、教育は国民の共同の事業として行わ れなければならないのである。

これは旧法第10条にいう、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」ということの意味であり、国公私立のいずれであっても「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であ」るという第6条第2項の規定の真意である

といわなければならない。教育の無償化という ことも、その費用を社会全体が負担するという 意味であって、それは教育の成果は単に教育を 受けた個人だけが享受するものではないからで ある。

次にそのような教育は現代社会においてどのような内容を持つかということが重要になる。 現代社会は国民が主権者として、その総意によって力を合わせて政治を行い生活を進める社会である。また現代の生産をはじめとする社会の諸活動に参加するためには、現代の特徴や現代に必要な技術や知識を身に付けなければならないことは明らかである。現代は全世界が相互に関わり支え合っているのであり、そうした世界に関する理解も重要である。また科学技術が発達し社会のあらゆる場面で活用されている以上、それへの理解も不可欠である。

これまでの歴史の中で、人間を大切にするこ との重要な一部として、内面の自由が認められ ている。思想信条の自由、表現や結社の自由等々 である。旧法第8条(政治教育)や第9条(宗 教教育) の規定は新法でも基本的に受け継がれ たが、それは近代社会の原則として当然のこと であり、新法を準備した勢力が否定できなかっ た事実にこそ注目する必要がある。この権利の 確立までには、ガリレイをはじめ多くの人々の 長い間の闘いがあった。19世紀半ばにおけるイ ギリスで公立学校における宗教教育の廃止と科 学教育の導入を主張したハクスレーの闘いも記 憶されるべきである。日本でも同様の闘いの歴 史がある。国家の教育への関与の制限というこ とは、歴史的に獲得してきた自由を求める諸国 民の権利なのである。

教育の特質がこのような内容を持っているからこそ、それに関わる権利は幸福追求権の重要な一部となっている。これは、憲法が規定するように、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すこ

とのできない永久の権利として信託されたもの」なのである (第97条)。すなわち基本的人権に関わる憲法の諸条項は、「改正」の対象とはできない性質のものなのである。

さらにこれらの教育にかかわる権利は、ユネスコの「教員の地位に関する勧告」(1966年)をはじめ、教育に関するさまざまな国際的な取り決めの中に日本政府の代表も参加して確認されたことを見ておかなければならない。

教育に関わる者はこうした点について、生徒と学生、保護者そして社会に向かって、繰り返し説明し、理解を求めなければならないだろう。若い人はもちろん、現在の社会を中堅として支えている人々も、これまでの教育では世界史の「未履修」や権利教育の削減によって、「人類の多年にわたる自由獲得の努力」についてほとんど学ぶところがなかったといわなければならないほどの状態である。したがって、権利ということを自明の事とせずに、その具体的内容、歴史と重要性を繰り返し語りかけなければならない。

人間は人間として大切にされなければならないのである。またそれを要求することは当然のことなのである。社会にいる人々が皆幸福に暮らせることが大切なのであり、そのために人間は力を合わせなければならないのだ。この原点を繰り返し確認していくことが重要である。この原点に立った教育を進めていくこと、それは教育基本法改正を進めた者たちのねらいを打ち砕く確実な取り組みである。教育運動は様々なレベルで進められるべきであるが、このような

視点に立ち広範な教育関係者と国民、生徒や学生の参加する運動を作り上げていくことが今日特に大切になっていると考える。先に「子育て世直し大運動」ということにふれたが、それはこのような構えを持った大運動とならなければならない。

その際、特に留意しておくべきことは、現在の日本社会で行われている、知識不信、教育不信のキャンペーンに対する批判と克服である。ここでそれを詳しく説明する紙幅はもはやないが、それにはその批判だけでなく、信頼に足る知識を生みだすとともにそれらを普及し、また信頼に足る教育を広げていくことが重要になる。そのために教師や知識人、研究者の大きな努力を必要とすることとなる。関係者の努力に期待したい。

なお、新法に基づきすべての教育関係法の改正が予定されている。すでに中央教育審議会は教育再生会議の第1次報告をうけて、「教育基本法改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」、3月10日に答申を行った。この答申は諮問から1ヵ月の審議でまとめられたもので、これまた異例・異常なものである。重ね重民の声を無視するという意志を明確にしたといわなければならないし、中教審をこれまでの慣行を無視して、政府の全くの下僕にしたのである。これらの法制および教育制度の課題については改めて考察したい。

(くらはら きよひと・会員・東京高等教育研究 所事務局長)

### 特集/憲法と勤労権・団結・労働組合

## 憲法と労働者の権利

萬井 隆令

第2次世界大戦で敗戦国となりポツダム宣言を受諾した日本は、連合国軍による占領下、その指導の下で国家の基本的あり方を定める憲法を制定したことが象徴的に示すように、国際社会の監視の下で再出発した。その基本的方向は、2度と侵略戦争をおこすことがないような平和的で、民主主義的な国家であった。それは国際社会が示した方向であると同時に、戦前・中、戦争に駆り出され戦場で辛酸をなめ、国内でも日常生活もままならなかった多数の国民や、戦時体制に批判的であっただけで治安維持法等によって獄に繋がれ、基本的人権を剥奪された多くの人々の希求する方向でもあった。

戦後日本の基本的方向を具体的に定めた日本 国憲法は平和主義、国民主権、議会制民主主義、 基本的人権の尊重、地方自治の尊重の5原則を 謳う。本稿では、労働者の生活に関わる分野に 関して、憲法およびそれを享けた諸法律が目指 した方向・理念とその規定内容および占領期に おけるその後の変遷を振り返ることとしたい。 それは、本特集の他の2論文とあいまって、今 日の労働者の権利状況を鮮明に浮彫りにするこ とに役立つと考えられる。

#### I 戦後労働立法の使命と基本原則

戦後労働立法の使命は、戦前の半封建的労使 関係についての反省に立ち、第一に団結権保障 とそれを前提とする現代的労使関係の形成、第 二に労働者の「人たるに値する生活」の確保の ための労働条件の最低基準の定立、第三に前近 代的な雇用慣行の打破であった。

理念形としては、労働法は資本主義社会が発展し、労使の対立が露わになる段階において、

組合活動を保障してその対立を緩和し、労働条件については最低基準を定めて労働者の生活の極端な悪化を防止し、全体として企業社会の安定を保つことを使命とする。しかし、日本においては、立法直前まで非近代的な半封建的社会であり労使関係であったが故に、社会全体でも労使関係においても、近代化を図りつつ、同時にその現代化をも図らねばならない、という複雑な機能を期待された。(1)

#### 1. 近代的労働法の形成

#### (1) 旧労働組合法などの制定

戦前の一時期には産業別、職種別の労働組合は 結成されたが、戦争態勢に入って産業報国会に糾 合され、敗戦時には労働組合の姿はなかった。

占領直後の10月、占領軍から「政治的、市民 的及び宗教的自由に対する制限撤去」を指令さ れ、治安維持法によって監獄に繋がれていた人々 が釈放された。戦前の組合活動家も活動を再開 した。戦後の飢餓的状況の改善を求め、戦争に 協力しつつ利益を得ていた企業家に対する戦争 責任追及も絡んで、労働組合の結成が一気に進 み、1946年8月には組織率は50%を超えた。1945 年12月には(旧)労働組合法が制定され、正当 な組合活動には刑事免責、民事免責があること を明記し、組合活動に抑圧的な使用者の不利益 取扱いの禁止を規定した (旧労組法1条2項、 12条、11条)。国際的な団結権確立の歴史に照ら し、団結権保障とは少なくとも刑事免責、民事 免責を意味内容とする。したがって、労組法の 有無にかかわらず、憲法28条の存在だけで刑事 免責、民事免責は認められるが、日本では憲法 制定に先立って、不当労働行為制度が加わる、

組合活動の自由の保障についての基本的な法的 整備が行われたのである。

「労働者」概念は広く理解された。戦前は労働者は大きくは職工と職員に区分され、官吏は労働者とは考えられていなかった。だが、労組法は「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」と、労働基準法は「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」と広く規定し、民間労働者も公務員も同じく「労働者」として捉えられた。

#### (2) 労働基準法などの制定

労基法2条は、労働条件は労使が「対等の立場において決定すべき」ことを謳っている。近代社会においては、凡そあらゆる契約が当事者が対等な立場で内容、条件などを交渉し、合意に達して初めて結ばれる。にもかかわらず、労基法の総則部分で改めてそのことが宣言されたのは、戦前まで、日本の労使関係は実質的には近代的ではなかったからであり、労基法は2条をはじめとして全体が個別的労使関係の場においてもその近代化を図ったものである。

#### 2. 労働者の「人たるに値する生活」の確保

日本で初めての本格的な労働者保護法、すなわち労働基準法が1947年に制定された。第1条は「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」でなければならず、法律で定める「基準は最低のもの」であるから、労使はそれを理由に条件を下げるようなことをしてはならない、労使はその「向上を図るよう努めなければならない」と、法の理念および基本的性格を鮮明にしている。

法律としての性格上それは自明の筈であるが、 法律の規定の意義について労使を教育している、 と理解できるほど丁寧な説明になっている。そ して13条において、各条文の「基準に達しない 労働条件を定める労働契約は、その部分につい ては無効」であること、当該部分については「この法律で定める基準による」と、重ねて法規的 効力を宣言している。

#### 3. 前近代的な雇用慣行の打破

- (a) 労基法は、前借金とその賃金からの天引きや中途退職等に対する賠償予定などの不当な足止め策を禁止して、労働者の退職の自由を保障した。労基法の中の、前近代的な雇用慣行打破のための最低限の方策を定めるそれらの条項は一括して"労働憲章"と呼ばれる。
- (b) "労働憲章"の一つと位置付けられる労基法6条は中間搾取を禁止した。同時に制定された職業安定法は、労働者の就業にかかわる職業紹介を無償で行うことを国家の専属的な事業と定め、中間搾取の一つの手段であった営利を目的とした私的な有料職業紹介を禁止した。また同44条は、戦前、中間搾取の有力なもう一つの手段であった労働者供給事業を禁止した。請負を偽装した労働者供給事業が予測されたから、同法施行規則4条は合法的な請負と認められるための4つの要件を列挙し、厳しく脱法行為を阻止する方策をとった。職安法44条および同施行規則による労働者供給事業の禁止は直接雇用の原則を鮮明にする意義をも担っていた。

労働者供給事業の禁止の趣旨として、前近代 的雇用慣行の廃止だけが指摘され、直接雇用の 原則への言及がないことがある。それは派遣擁 護論に通底する意味をもつが、現代労働法の下 では、労働契約を結ぶことなしに労働者を指揮 命令して就労させる権限を認められることはな い。労働者供給事業は直接雇用の原則に反する 形態の前近代的雇用慣行であって、その禁止は、 直接雇用の原則を鮮明にする意義をもっていた こと、労働者派遣が合法化された今日でも、職 安法44条が基本法であり労働者派遣法は特別法 であって、派遣は派遣法の要件を充たす場合に のみ認められる例外的な就業形態であることが 確認される必要がある。

#### 特 集・憲法と勤労権・団結・労働組合

#### Ⅱ 憲法と労働法の体系

憲法13条は国民が「個人として尊重される」 こと、国政上「生命、自由及び幸福」を追求す る権利を最大限尊重されることを保障する。ま た、25条は国民が「健康で文化的な最低限度の 生活を営む権利」を有することを宣言する。

憲法はさらに、その幸福追求権、生存権を、 営利追求に邁進する企業によって健康や私的生 活を脅かされ勝ちな労働者について、より具体 的に定める。すなわち、27条は労働者の勤労権 を保障し、その「勤労条件に関する基準は、法 律で」定めることを宣言し、28条は労働者の団 結権、団体交渉権、団体行動権の労働基本権を 保障する。

また、企業社会は労働者の生活の基盤となり、 しかも労使関係が単なる労働力の売買に止まら ず、労働者の人格に関わる関係に立ち入らざる を得ない面があるから、そこでも労働者は1人 の人間として尊重されなければならない。した がって、法の下の平等(憲法14条)、思想信条・ 表現の自由(19条)などの人権もまた労使関係 において具体的に保障されることが求められる。 労基法3条、4条等はそのような意義を担って いる。例えば、住友セメント結婚退職制事件(東 京地判昭41・12・20労働法律旬報622号) 以降、 若年定年制、男女別定年制事件等においては、 憲法14条は性差別は公序良俗に反するとする判 断の拠り所とされた。また関西電力人権事件に おいては、憲法13条、19条が職場における共産 党員等に対する監視・職場八分は「職場におけ る自由な人間関係を形成する自由を不当に侵害 するとともに、その名誉を毀損する」ものであ り、また「プライバシーを侵害する」との判断 の拠り所とされた(最3小判平7・9・5労働判例 680号)。このように、判例上は憲法の諸規定が 公序良俗論として柔軟に機能している。

なお、労働者の権利、利益擁護については、 法体系上は、労働法成立の歴史に照らし、憲法 の条文の順序とは逆に、労働組合活動の自由に ついて定める労働団体法が主柱と位置付けられ、 個別の労働条件について最低基準を定める労働 基準法などの労働者保護法はその補完的役割を 担うものと位置づけられる。

#### 1. 主柱としての労働団体法

労働団体法は、団結活動の自由を保障し、労 働者団結に対して争議行為などの強力な「武器 の行使」を容認した上で、労使自治を期待する。 団体交渉の成果として結ばれる労働協約は、組 合員の労働条件を規律する強行的効力を認めら れ (労組法16条)、一定の要件を充たした場合に は、非組合員をも含む職場、さらには一定地域 の労働者全体の労働条件を規律する効力さえ認 められる (同17、18条)。 使用者が制定する就業 規則にも職場の労働条件を規律する効力を認め られるが、労働協約に反することは許されず、 違反する場合は労働基準監督官から変更を命じ られることになっている(労基法92条)。これら の規定から明らかなように、労働者の権利、利 益擁護の主柱は労働組合活動であり、法体系上 はその権利を保障する労働団体法である。

#### 2. 補完的役割の労働者保護法

個別労働者の労働条件について規律する労働 者保護法は、その労働団体法を補完する役割を 期待されている。しかし、「補完的」ということ は重要ではないとか、第二次的だという意味で はない。

(a) 憲法が労働組合の結成と活動の自由を保障したとしても、労働者が労働組合に加入していないことがある。加入していたとしても労組の活動方針上、当該労働者の権利や利益が擁護され得ないこともあるし、方針にもかかわらず、労組の力量不足のため、権利や利益が擁護されないこともある。だが、このような場合においても、労働者としての最低限の水準の労働条件は維持されなければならない。そのことを労働

者の権利として保障したのが憲法27条であり、この要請に応じ、具体化するものが労働者保護 法である。

つまり、労働者保護法は、労働者の権利、利 益を擁護する労働組合活動が必ずしも期待され 得ない状況でも機能することを求められる法律 である。したがって、たとえ当事者が認めたと しても違反することは許されない強行規定でな ければならず、かつ、当該規定は、労働組合以 外のもの、つまり国家機関の活動により遵守が 確保されなければならない。労基法は強行法規 として、「人たるに値する生活を営むための必要 を充すべき」労働条件の「最低基準」を規定し (労基法1条、13条)、大半の条文につき違反に 対しては刑罰が科され、労働基準監督官が臨検、 帳簿閲覧、尋問権や罰則に関しては司法警察権 をもって監督にあたり、使用者に同法を遵守さ せる (97条以下)。それが本来の労働者保護法の 在り方である。

(b) 近年、「…努めるものとする」、「…しないようにしなければならない」といった努力義務規定が見られるが、それは政策宣言にすぎず、本来の意味における法規定ではない。また、男女雇用機会均等法は、1997年改正以降はすべての男女差別を禁止するが、違反に対しては、労働者の申出を受けて労働局が行う指導、勧告、調停が主要な手段であり、主務大臣の勧告とそれに従わない場合の企業名の公表が最終的な手段である。つまり、同法は規定の遵守を強行する装置を持たない。その意味では、規定遵守を迫るある程度の仕組みを備えているとはいえ、基本的には、司法機関の判断を求める際の基準を提供する法律であり、現在立法化が構想されている「労働契約法」の一種である。

#### Ⅲ 労働法の改変

#### 1. 団結権保障の意義と労働組合法

- (1) 団結権保障の意義
- (7) 団結結成の自由と自由設立主義

憲法28条が保障する団結権の主体はまずは個々の労働者である。したがって、労働組合の結成に関して自由設立主義が憲法の要請するところであり、労働組合法はその趣旨に沿って理解され運用されなければならない。

自由設立主義においては、少数であっても、 団結権の主体となり、労働組合としての法的保 護を受けられる。組合の方針等に異論を抱く少 数派の労働者は、組合に留まり自ら多数派とな ることを目指して活動を続けるか、それとも脱 退して新たに別組織を結成するかは法的には自 由に選択し得るということである。

アメリカの交渉代表制では交渉単位において 多数を制した労働組合が当該単位の全ての労働 者を代表して企業と団体交渉を行う。少数派と なった労働組合は団体交渉を行うことができな いから、労働組合としての活動を致命的なまで に制限される。かつて、日本においてもそのよ うな制度の導入が試みられたが、結局は交渉代 表制は憲法に違反するものとして断念された経 緯がある。<sup>②</sup>

#### (イ) 複数組合併存状態における使用者の中立 保持義務

自由設立主義の下では1企業内に複数の労働組合が併存することがあり得る。その場合、最高裁も日産自動車(残業差別)事件で判示したように、企業はいずれの組合をも労働組合として承認し、尊重すべきことを義務付けられ、したがって、中立を保持する義務を負う。<sup>(3)</sup>

#### (2) GHQの方針転換と公務員法制定および 労働組合法改正

第二次世界大戦の末期から冷戦への対応を始めたアメリカは、中国における社会主義革命の進展に対し、国内で反共的政治傾向を強めていた。占領軍 GHQ の主力であったアメリカ軍はそれを享けて、日本の戦略的位置づけを"冷戦の最前線基地"へと変更するとともに、急速な発展を見せていた、社会主義的志向をも含む日

#### 特 集・憲法と勤労権・団結・労働組合

本の労働組合運動を制約する方針をとるにいたった。故・野村平爾教授は、労働運動の解放も抑圧も7年も続いた占領下で行われたことであり、「日本労働法の形成は同時にその崩壊の要因をもっていた」と指摘されている。<sup>(4)</sup>

(a) GHQは1947年の2.1ゼネストを禁止した。 48年7月にはマッカーサー書簡に基づき政令201号によって公務員の争議行為が禁止された。 それは、当時の労働運動の主要な潮流の一つ、産別会議の一大勢力であった公務員の労働組合に対する抑圧となったが、さらにマ書簡により同年12月に国家公務員法が抜本的改正をされ、即日実施された。改正国公法は公務員の団結権、団体交渉権に大幅な制約を加え(108条の2、108条の5)、争議権を剥奪し、争議行為を企画、共謀した組合幹部には刑罰を科すこととした(98条、110条17号)。一律に争議行為を禁止する同法は当然、憲法28条違反であったが、GHQという超憲法的権力の指令に従ったものであったが故に、強行された。

したがって、本来は日本が講和条約を結んで独立し、憲法が完全に施行される日をもって廃止ないし改正されるべきものであったが、それは行われなかった。その後、一時期、最高裁のいわゆる二重の絞り論、合憲的限定解釈(全逓中郵事件・最大判昭41・10・26刑集20巻8号、都教組事件・最大判昭44・4・2刑集23巻5号)によってその適用範囲が大幅に狭められた時期が数年あった。だが、それも政府による最高裁人事を経て覆され(全農林警職法事件・最大判昭48・4・25判例時報699号)、法改正は放置され、当時の規定のまま今日に至っている。<sup>65</sup>

(b) 労組法も1949年6月に改正された。旧法では不当労働行為と認定された場合、使用者に対して刑罰を科すという科罰主義であったが、刑罰を受けても職場の反組合的労務政策は変わらず継続することがあるという実情を踏まえ、救済のあり方を労働委員会の命令による原状回復主義へと変更された。

しかし、同改正の主眼は別で、改正法2条では、法定以外の便宜供与を受ける団体は「自主的」労組ではないと定め、5条では労組の規約上、組合員差別の理由から「信条」を除いて、思想・信条による差別を許容することとし、さらに15条を、労働協約は必ず3年以内の有効期間を定めるべきことと期間到来後は一方は通告によって破棄し得るように改正した。

法改正に際し、財界や政府筋が日頃の言動とは逆に「労働組合は自主的民主的でなければならない」と強調したのは奇妙な光景であった。 実は当時、多くの企業で戦争加担の負い目もあり、労働組合の攻勢に圧されて譲歩せざるをえず、組合事務所の無償提供や時間内組合活活動がない場合の自動延長規定を含む労働協約を結んでいた。「自主的」とは、そのような便宜供与を受ける団体は労働組合法上の労働組合ではならでいた。「自主的」とは、そのような便宜は与を受ける団体は労働組合法上の労働組合ではならでいた。「15条によって便宜となら発したいという含意であり、「民主的」とは、発止したいという含意であり、「民主的」とは、発止したいという含意であり、「民主的」とは、対している。

(c) 反共的言動を取った労働組合も、さすがに思想・信条によって組合員を差別することまではしなかった。便宜供与問題は各労使間の交渉に委ねられたが、改正法15条は便宜供与を止めるための協約破棄に活用され、使命を果たし終えた後、1952年に、現行法のように、有効期限を定めない協約も有効とするとともに、期間を経過した後は90日前の予告によって破棄できるものと改正され、今日に至っている。

#### 2. 労働者保護法と規制緩和

労働者保護法の制定後は、労働時間制において週40時間制をとったこと、年次有給休暇の日数を少し増やしたこと等の労働者保護を厚くすることもあったが、基本的には規制緩和の歴史である。

その内容たるや、労働時間規制の弾力化と裁

量労働制の導入、女性労働者の保護削減、会社 分割に伴う労働契約承継法による労働者の同意 なきままの移籍の容認など、そして雇用保障法 の分野では労働者派遣の容認、<sup>60</sup> 有料職業紹介 の原則自由化等々、労働法の原則の崩壊ないし は変質と目される程のものである(詳しくは本 誌の和田、脇田論文参照)。

#### IV 今後の課題

いわゆる規制緩和が始まる以前までの労働団 体法、労働者保護法の動向を概観したとき、新 自由主義的な規制緩和の正体がより鮮明になる。

#### 1. 労働団体法について

- (a) 労組法については上述の問題があるが、 便宜供与については法律よりもむしろ、企業内 組合活動の自由を使用者の容認する範囲内に制 限する判例(国鉄札幌駅事件・最3小判昭54・ 10・30労働判例329号)の適正な変更が課題であ る。
- (b) 公務員法に関しては、この間、幾つかの 国営企業等が独立行政法人化され、それに伴っ てその職員が労組法の適用を受けることに移行 し、労働基本権を回復した。しかし、国公法、 地公法は改正されることなく、公務員は今も労 働基本権を制限ないし剥奪されている。そもそ も公務員であればなぜそのような扱いが許され るのか、という問題は何一つ解決してはいない。 その解決が課題である。

#### 2. 労働者保護法等について

上述したように、労働者保護法、雇用保障法 については課題が山積している(本誌和田、脇 田論文参照)。

その他、特異な問題として、公立学校教員は、 法律の明確な規定がないまま、政府の給与特例 法についての恣意的な解釈によって、ホワイト カラー・エグゼンプションの先取り的に、時間 外労働が行われても超勤手当が支払われていない、という問題がある。裁判所も同法および「労働」概念を歪曲して、問題を有耶無耶にしている。 『影響の及ぶ教師は100万人に上り、しかも超勤は過労死ラインに達している (8) だけでなく、自らの権利を蔑ろにされたままで、将来を担う子供たちに適切な法・権利教育をなし得るのかという問題がある。理論的にも実践的にも、その解決は大きな課題である。

(よろい たかよし・常任理事・龍谷大学法科大 学院教授)

- (1) 渡辺洋三「戦後改革と日本現代法」東大社研編『戦 後改革1課題と視角』(東大出版会、1974年)参照。
- (2) 使用者が法律によって団体交渉を強制して無理がないのは、「労働者の過半数を代表する」として「信任を得た労働組合」に限られる等と、最近またその採用が提唱されることがある(小嶌典明「労使関係法と見直しの方向」学会誌労働法96号)。

政府の規制改革・民間開放推進会議でも同様のことが検討されたが、昨年末の最終答申には含まれなかった(12月26日「朝日新聞」)。ただ、経済財政諮問会議・労働改革専門委員会では、小嶌氏が委員であり、引き続き検討される様子である。

- (3) 最 3 小判昭60·4·23 労働判例450号。
- (4) 野村平爾『日本労働法の形成過程と理論』(岩波書店、1957年) 291頁。
- (5) この間の経緯については、本多淳亮『官公労働者の ストライキ権』(法律文化社、1978年)、青木宗也・山 本博編『司法の反動化と労働基本権』(日本評論社、 1980年)、片岡曻「4・2判決の20年と最高裁・埼教組事 件判決」労働法律旬報1243号など参照。
- (6) 派遣は労働者供給事業の中から一定の要件を充たしたものを「派遣」と名づけて取り出し、合法化したものであって、法的構造はまったく同一である。その意味では、労働者供給事業や中間搾取は姿・名を変えて再現・拡大している。
- (7) 萬井隆令「公立学校教師の超勤問題について―京都 市教組超勤是正裁判についての意見書」労働法律旬報 1610号参照。
- (8) 文部科学省が40年ぶりに2006年7月から実施した調査 によれば、1日平均、小学校教員で2時間41分、中学 校教員で2時間52分にも上っている。

# 労働保護法の再編と課題 一規制緩和への対抗戦略

和田 肇

#### はじめに

1980年代以降、規制緩和を中心とした労働法制の再編が行われてきたが、特に労働市場法(雇用対策法)、労働保護法、雇用平等法、そして労働紛争解決法の分野が大きく変化している。本稿では、このうち雇用平等法を含む広い意味での「労働保護法」の分野を取り上げ、次の2つの観点から検討してみたい。第1に、1980年代以降の労働法制の再編をどのように評価したらよいのか。第2に、こうした労働法制の再編は、憲法理念に照らしてどのように考えたらよいのか。

#### 1. 戦後労働保護法の展開

日本で近代的な労働保護法が本格的に展開するのは、1947年の労基法制定からであるが、そこから1970年代前半までは労働保護法の定着期・充実期であった。それを支えた主要因が、労働組合運動の進展、市民・労働者の権利意識の高揚、そして春闘でのベアに見られるような順調な経済発展であった。

戦後労働法制の発展は、労働組合運動も含めて、男性正社員・本工という終身雇用型労働者を標準的な労働者として想定し、企業内での雇用関係(内部労働市場)の保護体系を発展させていった過程であった。しかし、他方でこの当時の労働法制では、女子労働者や臨時工等の縁辺労働者の保護が十分に視野に入っていなかった、といった弱点も抱えていた。

#### 2. 1980年代における労働法再編の始動

1980年代に入ると、〈資料 1〉(p.21) に見られ

るように、労働法制の再編が開始される(労働 法再編の始動期)。しかし、その方向は必ずしも 単線的ではない。一方では、労基法に限っても 労働時間規制の弾力化や契約期間の上限規制の 緩和のように、法による労働者の権利保護を後 退させる方向のものがあるが、他方では、雇用 機会均等法の制定や労基法改正による労働時間 の短縮のような、労働者の権利保護を強化する 方向を向いているものがあるからである。これ らが混在している構図は、その後の労働法の本 格的な再編にも共通している側面がある。

こうした労働法制の再編の背景には、経済システムの機能不全という大きな変化があった。それに対応して、市場経済活動に対する規制的な法政策への批判が、規制緩和論という形で展開される政治プロセスとなっていく(ただし、80年代にはそれほど明確に意識されていたわけではなく、明確に主張されるようになったのは90年代からである)。80年代以降の労働法制は、こうした国の労働市場政策をより濃く反映したものへと急速に変貌していく。

#### 3. 1990年代以降の規制改革の本格化

1990年代以降は、労働法制の再編が本格化する。まず、〈資料 1〉に沿いながらいくつかの特徴を指摘したい。

#### (1) 雇用平等の強化と女性の保護法規の廃止

雇用機会均等法や育児休業法の制定・改正(改正後は育児介護休業法)に見られるように、性差別の禁止・雇用平等の分野および男女共同の家族的責任の分野では、労働者権の強化が行わ

れてきた。しかし、これについては、次の3点に注意しなければならない。

第1に、均等法の制定・改正と引き替えに行われた労基法の女子(97年改正により女性)労働者の労働時間等の保護規定の削減・廃止についてである。雇用平等の実現・強化の過程で生じた女性労働者の保護規定の見直しとしては、男性基準に一元化するという方向ではなく、女性基準に一元化するという方向(当時は労働を規制のジェンダー化といわれた)もあり、労働の現場を見ると、それが「労働の人間化」としての選択肢であったはずであるが、そうはならなかった。その結果、女性労働者の2極化が進み、不安定雇用の急増に示されるように、総体として女性労働者の雇用は悪化していく。

第2に、法的整備が雇用の現場を本当に変えているか、という問題である。たとえば、男性の育児休業・介護休業の取得率は、異常な低さであるし、女性の場合でも、雇用を継続しながら育児・介護休業を取得している労働者の割合は、それほど高くない。また、女性の雇用については、法施行後20年経過してもM字型カーブに変わりはないし、男女間の賃金格差は依然として大きい。

第3に、雇用平等政策は、規制緩和と矛盾するのかどうかである。この政策は、国内的なニーズというよりは、条約批准という国際的な圧力によって推し進められた側面が強い。他方それは、少子化対策という国民経済を支えるためのものでもあった。こうした雇用平等法制の強化が、規制緩和の流れと矛盾するものではないことは、積極的な規制緩和論者も認めている。そこでは、雇用平等政策は、必ずしも市場原理主義と矛盾せずに、自由市場を支える合理的な経済人(homo economicus)を創出する政策と考えられている。今日の雇用平等法論には、むしろ強い市民をイメージする新自由主義と手を結ぶ流れが強まっている。

この間の労働法政策は複雑な要素を含んでお

り、単純に規制緩和と捉えることは誤りである、 としばしばいわれるが、このように考察してみ ると、そのような評価は誤りだということが分 かる。労働法政策の基調は、いぜんとして規制 緩和であり、その通奏低音は市場原理主義や新 自由主義と考えるべきである。

#### (2) 雇用の多様化と格差の拡大

1980年代には6人から7人に1人だった非典型雇用がその後拡大の一途をたどり、現在では3人に1人の労働者が非典型雇用で働いている(詳細は『平成18年版労働経済白書』を参照)。その背景には、一方では、85年の制定以降改正を繰り返し、その結果として法を支える哲学が全く変わってしまった労働者派遣法と、有期雇用の規制に何ら手を着けることなく、むしろ上限規制を緩めることによってその利用可能性を拡大してきた労基法14条の改正等の規制緩和がある。他方では、パートタイム労働法のように、確かに制定はされたが、ほとんど労働者保護法としての機能を果たさないという、法整備の立ち後れや怠慢がある。これらには基本的には市場の重視という同じ思想が貫いている。

パートタイム労働法についていえば、ヨーロッパでは典型雇用との均等待遇と典型雇用への移行(その逆も含む)が法的に整備されており、非典型雇用と典型雇用の格差が無いわけではないが、その差ははるかに小さい。そこには、経済環境、経営環境あるいは生活スタイルの変化等から生じる労働者や使用者のニーズに対応して雇用の多様化を図るが、非典型雇用を使用者にとって安価で使い勝手の良いだけの雇用にはしない、という考え方が存在している。それは雇用における均等待遇や正義の考え方といってもよい。

ところが日本では、雇用形態だけでなく、その内容(労働条件)についても市場での自由取引に任せており(下支えはほぼ最低賃金制度だけである)、かつ労働組合がこの点について事実

#### 特 集・憲法と勤労権・団結・労働組合・

上交渉を通じた規制力を有していない。このことには労働組合の責任も大きいが、ヨーロッパの経験を見ても、労使間での交渉の前提には、法的な規制による条件整備が必要である。日本ではそれが欠けていることが、決定的な欠陥である。かくして日本では、雇用の多様化はそのまま社会的格差の拡大に連動していく。そしてまた、非典型雇用従事者には女性が多いことから、そのことは男女の差別の拡大に繋がっていく。

#### (3) 労働時間の規制

労働時間規制は、広義に捉えると、日(労働時間と休憩時間)、週(休日)、年(年休)、生涯(育児、介護休業等)の単位での規制となる。このうち生涯での労働時間規制は、家族的責任の強化という方向で進んでいるし、週単位での労働時間も短縮されてきた。いずれも国際的な流れが影響している。

しかし、ホワイトカラー層を中心に労働者の精神的、肉体的負担は決して軽減していないし、過労死や過労自殺問題はむしろ深刻になっている。その要因は、IT化により労働密度が濃厚になっていることと、新たな成果主義型の人事評価制度の導入による競争の激化がある。法規制の面からそれを後押ししているのが、裁量労働制の導入(労基法38条の3、38条の4)等である。現在検討されているホワイトカラー・エグゼンプション制度が導入されれば、これに一層拍車が掛かることが容易に想像できる。労働時間規制は、職場での雇用平等を現実に実現していくためにも不可欠な要素であることは、前述したとおりである。

こうしたことは、労働時間についても規制の 撤廃ではなく、新たな規制のあり方が検討され なければならないことを意味している。

#### (4) 労働契約法

労働契約の内容を規律する法制が不備であり、 多くの問題が判例法理に委ねられており、かつ

それが使用者の権限を擁護する機能を営んでい ることから(就業規則の不利益変更論、配転命 令権論、出向命令権論等)、使用者の権限を縛る 労働契約法の制定は、実は労働側から提案され てきた経緯がある(2003年労基法改正時の附帯 決議等)。しかし、2004年から厚生労働省内で開 始された検討は、規制改革会議によって提起さ れたミッションを前提にして行われ、その結果、 当初から議論を巻き起こす内容が盛り込まれて いた。無効な解雇における金銭解決の制度(実 は03年労基法改正の際にも検討されたが、途中 で頓挫している)、就業規則の不利益変更の規 制、とりわけ過半数代表の権限の強化、変更解 約告知制度等の実定法化に加えて、労働契約法 とは直接には関係ないホワイトカラー・エグゼ ンプション制度の導入等である。

もちろんこの検討の過程では、年休規定の改正、時間外労働に対する割増率の改正、一般的な均等処遇規定の導入等も話題に上ったが、使用者が容認しようとしない論点は、ほぼすべて先送りされたり、埋葬されてしまった。かくして現在厚生労働省の審議会で検討されている(雑誌が出る頃には法案化されているであろう)法律案は、全体として換骨奪胎された(判例法理の追認に過ぎない内容)、しかし一部使用者が強力に提案する内容を取り込んだものとなっている。その結果、憲法理念を活かしたものとなるべきはずの労働契約法は、規制緩和の流れに棹さす役割を担うことになってしまう。

以上の政治プロセスにはいくつかの問題が含まれているが(一番大きな問題は労働組合・運動無きネオコーポラティズムの欠陥である)、ここでは、公益を代表し、法的正義を探求すべき学者が、十分にその役割を果たしていない点を指摘しておきたい。どんなに立派な学者でも、政治プロセスに巻き込まれ、その枠の中でしか発言・行動できないのでは、単なる御用聞きになってしまい、学問に対する社会的な信頼を失う。立法政策に積極的に関与する官僚法学に付

きまとう陥穽である。

#### 4. 労働法制改革を動かしたもの

この間の立法政策について重視すべきは、1980年代から90年代前半までは当時の通産省を中心とした、そして90年代後半からは内閣府を中心とした政治主導のプロセスである。労働省・厚生労働省を飛び越した内閣府直属の行政改革会議や規制改革会議等(経営者やそれに近い学者から構成される)がまず政策決定を行い、それが各省の審議会の議論を縛り、法案化されていく。かくして経済界の要求がストレートに通りやすい仕組みが出来上がっていく(〈資料2〉p.21参照)。

こうした要求の中でとりわけ重要なのは、1995年の新時代の日本的経営のあり方に関する当時の日経連の提案である。それは、労働者を「長期蓄積能力活用型グループ」、「高度専門能力活用型グループ」、「雇用柔軟型グループ」の3グループに分け、管理職や基幹労働者のみを常用雇用とし、他の2つのグループについては労働力の「弾力化」「流動化」を進め、総人件費を節約し、「低コスト」化しようとすることを提案している。これがその後の立法改革で見事に実現していく。直近では、ホワイトカラー・エグゼンプションの導入をかねてから主張し、それが厚労省の審議会案として提案され、労基法改正に繋がろうとしている。

しかし、この間の労働現場の実態は、こうした法政策が誤っていたことを実証している。

#### 5. 憲法規範と労働法改革

#### (1) 労働法を支える憲法規範

現在行われている規制緩和は、経済効率を目的としたものであり、その結果、使用者に対する労働者の立場は明らかに劣化、弱体化している。こうした実態は、規制緩和論が想定する自律的な、あるいは交渉力を備えた労働者像が非現実的であることを示している。

本来、憲法の人権保障に支えられている労働

法体系は、経済効率のための規制緩和や弾力化の限界を画するものでもある。法律、立法政策の評価は、常に法体系の頂点にある憲法的価値の視点から行われなければならない。このことは労働法分野により強く妥当する。たとえば、若年層を中心とした雇用の危機の中での国あるいは企業の雇用保障責任については、憲法27条1項の勤労権保障の視点から、現在導入が検討されているホワイトカラー・エグゼンプションの問題については、憲法25条の生存権や憲法13条の自己決定権および人間の尊厳の保障の観点から、社会的格差や差別の拡大については、憲法14条や25条等の観点からの検証が必要であろう。

ところで、ドイツはアメリカ型と異なる市場 経済を目指しているが、その背景には憲法(基 本法)上の選択がある。それは、社会国家の理 念(基本法20条1項、28条1項)に支えられた 社会的市場経済 (soziale Marktwirtschaft) の 考え方である。それでは日本の憲法が目指して いる国家観は何か、それは市場経済のあり方に 影響を与えないのか。憲法25条2項は、明確に 国の社会的使命を規定しているが、そこには、 ドイツの社会国家に似た福祉国家の理念が示さ れていると見ることができよう。これを受けて 憲法27条2項により、国には労働条件に関する 法規制を行うことが義務付けられている。とす ると、これらによって規定される市場経済とは、 合理的な経済人によって支えられる自由な市場 経済とは異なる性格のものでなければならない。

憲法規範は、労働法の制定や改編の根拠を与 えるとともに、それに重大な枠をはめているこ とを看過すべきではない。

#### (2) いくつかの政策論点

憲法規範を実現していく道筋を、2点に絞って簡単に述べてみたい。

第1は、雇用の多様化に対してどのような戦略が可能かである。生活スタイルやニーズに対応した雇用形態の多様化それ自体は、おそらく

#### 特 集・憲法と勤労権・団結・労働組合

不可逆の現象であろう(といっても、日本のそ れは明らかに行き過ぎである)。しかし問題は、 典型雇用と非典型雇用が、労働の内容ではなく 契約形式という点のみで、一方は安定した雇用、 他方は安く使い勝手が良い雇用というように、 質的に全く異なる雇用と位置づけられているこ とにある。そのことが労働法や社会保障法上の 保護と連動している。この点は、法的正義の観 点や21世紀の雇用のあり方を考えたときに、改 められるべきである。私見では、それは企業と いう内部労働市場において典型雇用と非典型雇 用との双方向的な架橋を行うことである。その ために必要なのは、雇用形態の違いと関係なく、 実態に合わせた均等待遇(賃金のみでなく、教 育訓練や福利厚生等も含めて)を義務付け、ま た後者の雇用形態から前者の雇用形態への移行 を促進するための法整備である。

第2は、労働時間規制のあり方である。労働時間規制は単純に数的規制の面からのみ捉えることはできない。この規制のあり方を考えるためには、経営環境の変化に十分に対応できるような労働者の健康への配慮、人間らしい生活と労働とのバランス(ワーク・ライフ・バランス)、そして雇用平等の促進といった視点が必要である。具体的には、時間外労働の上限時間の強行法規化、時間外労働の割増率の逓増方式の導入、年度当初における年休の計画化の義務付け等が急務である。これに加えて、フレックス・タイム制をもっと柔軟に活用できるような制度整備、休日付与による時間外労働の精算方式(事後振り替えであるから割増賃金の支払いは必要であるが)等が考えられる。

#### 6. まとめに代えて

この間の労働法分野の規制緩和は、労働市場

に与えた影響(雇用破壊、雇用現場の荒れ)を 考えると、明らかに失敗であった。規制緩和論 者はしばしば規制の失敗を口にするが、むしろ それが目指す「市場」の失敗が顕著になってい る。そのことをまず謙虚に反省し、その上で新 たな雇用と法のあり方を再構成すべきである。 いずれにしても、労働法政策としては、現在進 行している典型雇用と非典型雇用との分断によ る雇用の格差拡大や労働条件のマイナス・スパイラルを断ち切ることが何よりも大切である。 この点では、偽装派遣や偽装請負について、それを無効化するのではなく、使用者の直接雇用 を義務づける方向で問題解決が図られている最 今の労働行政のあり方は、積極的に評価できる。

人間らしい労働のあり方をめぐる闘いは、あ ちこちで芽を吹いている。

(わだ はじめ・名古屋大学教授)

#### 〈参考文献〉

①労働法改革全般に関するもの

萬井隆令・脇田滋・伍賀一道編『規制緩和と労働者・ 労働法制』(旬報社、2001年)、西谷敏『規制が支える 自己決定』(法律文化社、2004年)

②この問題に関する拙稿

「雇用関係法制の回顧と展望」日本労働研究雑誌463 号 (1999年)

「労働と人権-セーフティネット論を中心に」法の科 学29号 (2000年) (石田眞と共著)

「労働法制の変動と憲法原理」法律時報73巻6号(2001年)

「雇用形態の多様化と均等処遇」法律時報75巻5号 (2003年)

「労働契約法制の意義と課題」季刊・労働者の権利 263号 (2006年)

「労働法の再編と憲法理念」法の科学38号 (2007年・近刊)

#### 〈資料1〉労働保護法制定・改正の流れ

年	労働保護法	雇用平等法
1985	労基法改正	雇用機会均等法(勤労婦人福祉法の改正)
1987	労基法改正 →週労働時間の短縮、労働時間の弾力化、年 休日数の増加、計画年休制、等	
1991	育児休業法の制定	
1992	時短促進法の制定	パートタイム労働法の制定
1993		
1995	育児休業法改正 (→育児介護休業法へ)	
1997	労基法改正 ↔ →女性保護規定の削減 ↔	雇用機会均等法改正
1998	労基法改正 →労働条件明示の強化、労働契約の上限期間 の引き上げ、企画立案型裁量労働制(労使 委員会制度)、等	
2003	労基法改正 →解雇権濫用法理の立法化	
2004	育児介護休業法改正	
2006	労基法改正 ⇔ →女性保護規定の撤廃	雇用機会均等法改正

\*法律は、制定・改正年で、適用年ではない。

#### 〈資料2〉日経連の労働法政策

1995年 日経連『新時代の日本的経営』

1995年5月 同「規制改革要望」→行政改革委員会規制緩和小委員会(\*)

1996年6月 同「規制改革要望」→行政改革委員会規制緩和小委員会(\*\*)

1999年~2002年 同『労働問題研究委員会報告』

(\*) 要旨(雇用・労働分野)

#### 〈基本的考え方〉

経済のグローバル化、情報化、サービス化が進展する中で、ライフスタイルが多様化し、働く者が自らの働き方を自らで選択する傾向が一層強まっている。企業・労働者ともに多様な雇用機会を創出・拡大し、働き方の選択肢を多様化させるためには、新たな時代に即した発想のもと、労働基準法や労働者派遣法、職業安定法などの規制緩和に向けた見直しを行う必要がある。その際、規制強化につながるような改正等は厳に慎むべきである。

改革提案:33項目

(\*\*) 要旨(雇用・労働分野)

#### 〈基本的考え方〉

高付加価値の創造を可能とする働き方を実現させる等、わが国産業の国際的競争力を強化する

#### 特 集・憲法と勤労権・団結・労働組合-

視点から労働基準法の見直しを行うことが必要である。さらに、働き方の選択肢を多様化させ、 多様な雇用機会を創出させるとともに、労働力の需給調整機能を強化するため、労働者派遣法、 職業安定法などの見直しを行うべきである。

改革提案:23項目(以下はいくつかの例で、○はその後実現したもの、△は部分的に実現した もの)

- ○有期労働契約に関する雇用期間の上限の延長
- ○1年単位の変形労働時間制における変形期間途中の異動者の時間外清算に関する適用除外
- ・1年単位の変形労働時間制の規制緩和
- ・フレックスタイム制の全労働日適用要件の緩和【新規】
- ・週休2日制の場合のフレックスタイム制の適用
- ○企画型裁量労働制に関する対象業務の早期拡大
- ○企画型裁量労働制に関する手続きの簡素化の早期実施
- ・管理監督者に対する割増賃金支払い義務の見直しの早期実施
- ・解雇の金銭解決制度の早期導入
- ・ホワイトカラーエグゼンプション制度の早期導入
- ・育児休業期間中の社会保険料免除の拡大【新規】
- △自由化業務における派遣期間制限の撤廃
- △派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の撤廃
- ・派遣労働者への雇用契約申込義務の廃止
- △派遣禁止業務の解禁
- ・労働者派遣法上のいわゆる26業種の見直し
- ・外国人研修・技能実習制度の見直し

## 労働市場の規制とイデオロギー

脇田 滋

#### はじめに 問題の所在

「労働市場」というとき、EU諸国では産業別の全国労働組合と使用者団体間の企業を超えた集団的労働関係がモデルとなる。そこでは、各国政府は、両主体の間に立って、労働市場をめぐって、各種の法的・政策的対応を行ってきた。ところが、日本では、こうした企業を超えた全国的労働市場をめぐる労使の対抗関係の比重が小さく、労使関係を企業内に押し込める経営側の政策と、それを支える労働法と労働政策が重視されてきた。その意味では、労働市場をめぐる議論は、労働市場の主体となる労働組合のあり方を強く意識したものであった。

第2次大戦後の日本では、西欧型の労働市場をモデルにした労働法体系が強い影響を与えたが、高度成長のなかで日本的企業別労使関係に限定する方向で歪曲されつつも、正規労働者に限定されるが「雇用の安定」を実現してきた。しかし、80年代以降、従来の枠組みとともに労働市場をめぐるイデオロギーも激変してきた。本稿では、主に第2次大戦後の労働市場をめぐる議論を概観し、最近の「労働ビッグバン」に至る規制緩和イデオロギーの危険性を明らかにしたい。(1)

#### 1 戦後の民主的労働法と労働市場規制

#### (1)第2次大戦後の民主的労働法と労働市場

第2次大戦以前の日本では、労働組合運動が 十分な発展を示すことはなかった。しかし当時、 労働組合は、決して企業別組織ではなく欧米と 同様に企業を超えた組織、とりわけ、職種別や 産業別労働組合を将来の方向としていたと思わ れる。戦前にわずかに実現した工場法や健康保 険法も、欧米的な企業横断的労働市場を念頭に 置いた社会政策立法であった。これに対して経 営側は、工場法や健康保険法が施行され、直接 雇用する従業員への適用が避けられなくなった ときには、超企業的施策や制度化を嫌い、企業 別分断的労務管理にこだわった。(2) さらに、直 接雇用の従業員への工場法や健康保険法に基づ く使用者責任を回避することを一つの目的とし て、請負形式を利用した、労務供給業が工場に 広がり、法潜脱だけでなく、強制労働や中間搾 取など「間接雇用」に伴う多くの弊害を生むこ とになった。その後、日本は戦時体制に突入し て労働組合が事実上排除されるとともに、自由 な労働市場ではなく勤労動員による国家的・強 制的な労務統制時代に突入する。各企業では戦 時下の特別な状況のなかで「産業報国会」が結 成され、それを通じて軍事目的優先で労使一体 化が進められた。

日本の敗戦によって労働市場をめぐる状況は一変する。戦前に広がっていた非民主的な労働慣行の改革が緊急課題となり、占領軍は労働改革を進めて、労働市場の主体としてその発展を期待して労働組合の結成を助成する「労働組合法」を敗戦の1945年にいち早く制定した。その後、ILO(国際労働機関)を中心とする国際的労働法が日本にも強い影響を与え、民主的労働法の諸原則に基づいた労働法体系が形成されたのである。(3)

47年制定の職業安定法は、全国各地に配置した公共職業安定所を通じての公的職業紹介制度を創設し、労働関係成立の段階で求職者と求人者の間に介在する営利業者の存在を原則として禁止した。そして、労働関係成立段階での半封建的・非民主的慣行を排除するために、「間接雇

#### 特 集・憲法と勤労権・団結・労働組合

用」の制限・禁止を目的とする制度を新たに導 入した。まず、「有料職業紹介事業」を原則禁止 し、限られた職業についてのみ例外的に労働大 臣の許可を要件として容認することにした(同 法32条以下)。さらに、戦前の労働供給業の弊害 を排除することために、職業安定法44条は、「労 働者供給事業」を厳しく禁止し、とくに供給を 受けることも禁止した。また、労働基準法によっ て、労働者供給に伴いがちな弊害であった「強 制労働」と他人の就業に介入する「中間搾取」 を禁止した(5条、6条)。これらの規制は、「労 働者を実際に利用する者に使用者としての雇用 責任を法的に負わせる」という「直接雇用(= 間接雇用の制限)」という考え方に基づくもので ある。当時、各国でも同様な規制が導入されて おり、職業安定法も、労働市場規制の国際的傾 向を色濃く反映するものであった。(4)

#### (2)労働市場全体を代表する労働組合

当時、戦後の危機的状況のなかで失業者が多数 存在していたが、労働組合は、当然ながら失業労 働者をも組織対象とすることになり、法的にも社 会経済的にも失業者が労働組合法上の労働者に 含まれることは肯定されていた。実際、労働組合 は、当時最大の課題の一つであった失業問題に強 い関心をもち、失業者や日雇労働者を対象とする 「自由労働組合」なども活発に活動を始めていた。 そして、使用者団体だけでなく政府・自治体や労 働行政に対しても失業対策を求め、公的就労事業 (失業対策事業)の実施や拡大を求めて積極的に 活動することになった。これを背景に、1947年に 前述の職業安定法に加えて失業保険法が、1949年 には緊急失業対策法が相次いで制定されている。 同法による緊急失業対策事業は長期の構造的失 業に対応した公的就労事業の根拠となる重要な 制度であった。これらによって、憲法27条1項の 「労働権」を具体化する「雇用保障法」が労働法の 一分野として形成されることになった。

また、戦前に既に広がっていた労働市場の二

重性を反映した「縁辺労働」については、前述の間接雇用を排除した直接雇用原則が法的に確認されたが、他方で労働組合の取り組みを反映して、日雇労働などの半失業的不安定雇用に対する法規制として、前述の緊急失業対策法と相まって、日雇労働者健康保険法(1953年)や日雇失業労働者のための失業保険制度も導入されることになった。

当時、労働組合は組合員以外のすべての労働者を念頭に、労働市場全体への強い関心を有しており、その労働側の代表として積極的な役割を果たしていた。敗戦直後、労働組合運動の中心に位置していた「産別会議」は、その名称に示される通り、一つの企業内だけでの従業員の利益代表組織ではなく、ドイツなどの西欧諸国をモデルに、労働市場において労働者全体を代表する産業別労働組合を志向していたと言える。(5)

#### 2 企業別分断と「内部労働市場」論

#### (1)占領後期の労働法・労働行政の後退

アメリカ占領後期になると、労使関係、労働組合運動をめぐる状況が大きく転換する。アメリカ占領軍が労働組合抑圧を主内容とする「逆コース」へ転換し、「産別会議」への対抗勢力として1950年に「総評」が「ニワトリ」として出発し、経営者団体が復活する。他方、労働組合の弱体化や従業員代表組織化を目的として、49年労働組合法が制定された。労使の団体による労働市場全体を代表しての集団的自治は後景に追いやられ、企業内での労使自治へと労働争議の舞台も移行する。全体として、労働法制と労働行政、さらに労働組合運動は、憲法やILO条約の理念から乖離し、日本的な企業別の枠組みへと労使関係が矮小化させられることになっていく。

とくに、日本が52年に「独立」して占領時代 が終ると、すぐ、労働法規制が緩和される。前 期に規制が導入された間接雇用制限については、 同年、職業安定法施行規則が改正され、「専門的

な企画、技術」が、実体のある請負の要件とさ れていたものが緩和されて、「企画もしくは専門 的な技術もしくは専門的な経験」と緩和された。 これは、工場や造船所に構内請負の形式で「社 外工」が広がる法的根拠となった。その後、高 度成長期を経て、職業安定法44条の労働者供給 業に対する規制や偽装請負に対する行政監督が 一貫して後退することになった。さらに、直用 化されたとしても「臨時工」という形態で、直 用ではあるが常用雇用とは著しい労働条件格差 をともなう差別的雇用が、職場に拡大すること になった。「臨時工」は、本来の臨時雇用ではな く、有期契約を反復更新して長期に利用するも ので、実態としては常用雇用と違いがなかった が、労働行政は、この「臨時工」について労働 基準法第3条の差別待遇に該当するのではない という行政解釈を示して、事実上、不安定雇用 形態の導入を容認することになった。(6)

#### (2)経済成長と日本的雇用慣行

日本は、55年から73年の第一次石油ショックまで連続した経済成長を達成し、失業率も各国と比較してもきわめて低率となり、事実上、「完全雇用」を達成する。労働力不足という状況が続く中で、新規学卒採用から長期雇用、熟練形成、年功賃金、企業別の労使自治と労働条件設定などを特徴とする「日本的雇用慣行」が形成された。労働組合も、産業別や職種別の労働市場を代表するというよりも企業別組織が単位組合となって固定化する。従業員になった者だけが、入社後に企業別労働組合に加入する。正規労働者を中心とした範囲に労働条件規制が限定され、就業規則や労働協約の適用が正規労働者に限られる。

労働組合は、同じ職場で働く労働者であって も、「社外工」など従業員以外の者を代表しなけれ ばならないという意識が弱くなっていく。直接 雇用であっても正規労働者以外の「臨時工」等に ついては、より劣悪な条件を定めることが多くの 場合、労働組合によっても容認される。とくに女性については、結婚退職制や出産退職制が就業規則だけでなく、労働協約によって制度化される例もあった。女性は、若年期に結婚までの短期間に補助的業務にのみ従事させるという差別的雇用慣行が大企業を中心に日本の企業ではごく一般的であった。(7)結局、労働組合が主に組織する正規雇用労働者と、それ以外の有期雇用や間接雇用、さらに女性労働者を含む不安定雇用による労働市場の「二重の労働市場」が形成されていたのである。そして、この時期、労働行政や労働立法も、前述の臨時工についての差別扱いは許されるとして、労働市場の二重性を事実上追認し、促進することになった。

なお、この時期、産業構造の変化に対応して 農業から工業へ、石炭関連産業から石油関連産 業などへの大規模な労働力移動、広域移動を促 進するための臨時的措置法や雇用促進事業団法 (61年)が制定された。高度経済成長の前提とし て、労働者保護ではなく、労働力を政策的に流 動化させる労働力流動化目的の労働立法や労働 行政が推進された。75年には雇用保険法が、失 業労働者保護を重視する失業保険から質的に転 換して、労働力流動化や内部労働市場における 雇用調整推進の目的で制定された。同時に、完 全雇用状況を前提にして「緊急失業対策法」が 改正され、漸次、縮小されることになっていく (98年に廃止)。

#### (3)企業内雇用調整と「内部労働市場」イデオロギー

経済成長期にも、常用(長期雇用)、直接雇用の正社員とは別に、労働・生産を現場で支える労働者グループが存在していた。業務の繁閑に応じて雇用調整が可能な雇用形態として、季節労働者、港湾労働者、日雇い労働者が導入され、主に公共職業安定所を通じて労働力が導入された。他方、社外工と呼ばれる構内下請や業務処理請負形式を通じての「間接雇用」が、偽装請負を含めて、本来、職業安定法44条違反の疑い

#### 特 集・憲法と勤労権・団結・労働組合

のあるものとして、次の「中間労働市場」的な ものとして広がり始めていた。こうした労働者 グループは、日本特有な企業系列による中小零 細企業の労働者を含めて縁辺労働力として、離 職・転職を反復する不安定就業労働者であった。 こうした縁辺労働者の労働市場という「二重の 労働市場」が日本的雇用のもう一つの重要な特 徴であった。

正規労働者については「解雇」が極力回避されるべきだと考えられ、EU 諸国のような立法ではないが、裁判例の蓄積を通じて「解雇制限法理」が形成された。70年代に入って技術革新や合理化が進み、雇用調整が必要とされたが、欧米のようにレイオフ(一時解雇)ではなく、従来の職種や勤務地の大幅変更を伴う配置転換(勤務地変更や職種変更)という手段が活用された。その後、企業経営の分散化が進められ、関連会社・系列会社への「出向」が人員整理的雇用調整手段として一般化した。正規労働者について、多様な雇用調整手段が企業や企業系列内部で行われるという意味で「内部労働市場」という概念が、主に経営側の対応を正当化するために使われ、注目されるようになった。(8)

70年代後半の労働行政・労働立法は、こうした「内部労働市場」による雇用調整を積極的に位置づけるものであった。75年の雇用保険法では、景気や産業構造の変化に伴い、従業員を休業させたり、教育訓練、出向をさせた事業主に対してその費用の一部を「雇用調整助成金」として支給することにした。この段階では、解雇を回避して安定した雇用である正規・常用雇用の保障が雇用政策の中心に位置づけられていた。

#### 3 80 年代前半から 95 年まで「多様な雇用形 態導入」論の登場

#### (1)「内部労働市場」論の限界と破綻

70年代までは限られた範囲とは言え、男性正 規労働者の多数が内部労働市場のなかで「安定 雇用」を享受することができた。つまり、「内部 労働市場」は正規男性労働者の雇用安定を中心とした雇用調整を前提にしたものであり、同じ企業内に働く女性や縁辺労働者は、その対象から除外されていた。その意味で、労働者全体を念頭においた「労働市場」とはまったく異なるものである。その反面、企業別労働組合の多くは、雇用が相対的に安定した正規労働者のみの代表者として、就職、離職、再就職を繰り返す非正規労働者を含む、労働市場における労働者全体の問題へは関心を失っていく。

総評時代に採用された「春闘」方式は、企業 別労働組合の弱点を可能な限り減らし、中小零 細企業労働者の労働条件を含めて、産業別労働 条件の底上げをはかる工夫であった。春闘は、 高度経済成長期には不十分ながらも一定の効果 をあげ、初任給水準の引きあげなど、労働組合 として労働市場への影響力を示した。しかし、 80年代になって、企業を超えた労働条件設定を めざす春闘が大きく後退し、団体交渉やストラ イキが激減する。ストライキは、単なる手段で はなく、労働者全体を代表して労働市場の取引 主体であることを示す労働組合の本質的取り組 みである。ストライキが事実上消滅した80年代 以降は、労働者の集団的主体が労働市場から退 場し、労働者は経営者に集団的に対抗できず、 個々に孤立させられていくことになった。

#### (2)労働者派遣制度導入と「中間労働市場」論

70年代後半から高度経済成長に陰りが見え、従来の雇用・労働慣行や社会保障の制度的見直しが始まる。とくに、80年代初めの中曽根内閣(82年11月-87年11月)の下で、臨時行政調査会が設置され、「行政改革」の名目による強権的手法で、多くの社会的諸制度の破壊が推進された。中曽根内閣は、それまでの日本的雇用慣行や労働法体系の根本的改変を目指した。一方では、集団的労働関係で、国鉄をはじめとする官公労組への「国家的不当労働行為」的介入による抑圧を進めるとともに、他方で「雇用の多様化」

による非典型雇用の創出・拡大への道を開いた。 80年代に展開された労働法の規制緩和・弾力化 は、原則としては従来の日本型システムを維持し つつ、その例外として規制緩和を導入するもので あった。パートタイム労働は、本来、同一労働差 別待遇や雇用不安定などの重大な問題点を含む雇 用形態であったが、正規雇用労働者(夫や父親) が世帯の中にいることを前提に家計補助的な雇用 として、差別的・低劣労働条件が正当化され、雇 用不安定の弊害が過小評価された。<sup>(9)</sup>

とくに85年制定の労働者派遣法は重大な意味 を有していた。その立法目的に、①70年代以降 広がっていた事業場内下請には職業安定法44条 違反の疑いがあったので、労組等による供給先 責任摘発を回避すること、②女性差別撤廃の国 際動向を日本的に歪曲し、女性を非正規 (派遣、 有期)職化すること、③情報処理関連労働者を 営利的派遣業者に組織させ「中間労働市場」で 低劣労働条件で利用するという、経営者側の狙 いがあったからである。(10) 85年から90年代前半 の政府・経営者の労働市場政策は、女性や一部 の業務を正社員から派遣労働や有期雇用に転換 して「縁辺労働市場」に追いやって、原則とし ては「内部労働市場」を前提にするものの、正 社員の範囲を縮小・限定する方向で、「二重の労 働市場」構造を拡大再編するものであった。そ れは労使協調的労組からも支持されつつ、95年 以降の本格的規制緩和への準備過程といえるも のであった。(11)

#### 4 95 年以降 市場原理主義への傾斜

#### (1)「雇用の安定」から「雇用の流動化」へ

バブル経済の崩壊後、90年代後半から政府・財界は、「市場原理主義」への傾斜を強め、雇用・労働分野での規制緩和の大合唱を始める。その中心は、従来の日本型雇用慣行を全面的に見直し、雇用安定や雇用保障を否定して、労働法や労働協約の規制を撤廃し、経営者が自由に雇用調整可能な「雇用のポートフォリオ」を作

り出すことであった。その綱領的文書が日経連が95年に提言した「新時代の『日本的経営』」である。そこでは雇用を①長期蓄積能力活用型、②高度専門能力活用型、③雇用柔軟型グループに3分化し、有期雇用を軸に雇用の流動化を推進し、正規雇用を縮減する方向が示されている。従来の「雇用の安定」という原則が、「雇用のの金融である。経済団体は、90年代、雇用・労働分野の規制緩和の筆頭項目に、労働者派遣事業と民営職業紹介事業の規制緩和(とくに対象業務のネガティブ・リスト化)を挙げ続けたが、86年派遣法施行の経験を踏まえ、それを一層拡大して、正規労働者を含めて雇用流動化を推進しようとするのが、日経連95年提言の意味であった。

そして、96年の派遣法改正では、政府は労働 側の反対にも配慮し、派遣対象業務を16から26 に増やす部分的改正にとどめたが、徹底した緩 和を求める市場原理主義者からの強い反撃を受 ける。そこで政府は、96年3月、一層の規制緩 和を行う計画を閣議決定し、97年には職業安定 法に基づく民営職業紹介事業の対象職種を原則 自由化する規制緩和を法改正ではなく、施行規 則改正によって国会審議抜きで強行した。(12) 橋 本内閣が進めた「6大改革」(96年)は、従来の 日本型システムの全面的見直しを標榜するもの であり、労働分野では、従来の制度・慣行の部 分的見直しにこだわる労働省やそれに近い論者 (高梨昌氏ら)と、市場原理主義の立場から全面 的な見直しを主張する行政改革委員会等との「対 立」が先鋭化することになった。後者の立場を 具体化する方向で、98年には労働基準法改正(有 期雇用の上限規制緩和と裁量労働拡大等)あり、 労働分野での規制緩和が加速される。とくに、 99年には労働団体がこぞって反対するのを押し 切って、派遣業務を従来の限定列挙(ポジティ ブ・リスト)方式から、原則自由化(ネガティ ブ・リスト) するという派遣法大改定が強行され た。2000年には、労働契約承継法などがリストラ

#### 特 集・憲法と勤労権・団結・労働組合-

促進関連法案として成立した。

#### (2)雇用をめぐる政策的対立

さらに、小泉内閣の5年間に進められた「構造改革」では、市場原理主義的な規制緩和が徹底され、単に非正規雇用の拡大にとどまらず、正規労働者を含めて経営者が自由に雇用調整できるように、労働者全体を不安定雇用化する議論が強く主張されることになった。安定した雇用にこだわり、正規労働者の利益を代表する「抵抗勢力」として、労働組合も批判の対象となった。

まず、「解雇の自由」をめぐる問題が焦点となった。80年代から90年代に拡大された非正規雇用は、ほとんどが有期雇用であり、契約更新ごとに雇用継続か打ち切りかの選択=雇用調整可能な不安定雇用という点で共通していたが、市場原理主義者は、いまや正規労働者についたが、市場原理主義者は、いまや正規労働者についても解雇自由化を主張し、2003年の労働基準法改正のなかに解雇の自由化を狙って労働基準法改正のなかに解雇自由規定を盛り込むことが大きな争点となった。しかし、その意図は実現せず、2003年に成立した改正労働基準法18条2は、当初予定された解雇自由の規定を削除し、濫用的な解雇を無効とする従来の判例法理を追認する内容にとどまった。(13)

次に、03年には、99年派遣法改正で労働側の 反対に配慮して一定の規制(新自由化業務については派遣期間を1年に限定する「1年ルール」 が導入された)が導入されていたが、その部分 について、①派遣期間を最長3年に延長すると ともに、②法的根拠が明確でなかった「紹介予 定派遣」を派遣法本文によって根拠づけるなど、 経営者団体の強い要望に応えるものであった。 しかし、この2003年派遣法改正では、規制緩和 イデオロギーの論理的帰結として、従来、除外 されていた製造業も派遣対象業務化されること になった。しかし、実際には製造業務には「偽 装請負」による違法派遣が拡大しており、労働 行政の怠慢のために事実上野放しになっており、 そこに実態と法規制の矛盾が潜んでいて、後に 大きな問題となって浮かび上がることになる。

労働・雇用分野の規制緩和政策は、80年代後 半からのそれと、90年代後半のそれとの間で「流 れ」が大きく変わったと言える。派遣法改正を めぐって、その流れの変化が劇的に現れた。85 年に派遣法が制定されて以降、95年頃まで政府 と労働組合の立場を代弁してきたのが高梨昌氏 であった。ところが、96年以降の派遣法改正に ついて、高梨氏は、「本来、例外的なの労働者派 遺」の無原則的な拡大に反対する立場を示すよ うになる。これに代わって、より徹底した市場 原理主義的立場から「雇用の流動化」を軸に、 正規雇用の全面的見直しを提言する論者(小嶌 典明氏や八代尚宏氏ら)が現れた。彼らは経営 者団体の意見を代弁し、政府のなかでも厚生労 働省よりも経済官庁に近い。そこでは、①アメ リカン・モデルの規制緩和を国際的に確定した 方向とすること、②従来の正規労働者の雇用慣 行を嫌悪し、その保護的措置を全面的に否定す ること、③その反対に、あたかも非正規労働者 の支援者であるかのように自ら位置づけ、雇用 保障全体を大きく引き下げようとする点で共通 した論議を展開している。(14)

労働省も、全面的規制緩和論に押されて96年 法改正を進め、その後時間をおかず、99年に派 遺業務の自由化を推進した。99年改正では、審 議会段階で、それまでは「連合」が代表を出し ていた労働側も賛成するのが慣例であったのに 対して、労働側がの反対を無視し、審議会の意 見が対立したままで法案審議が強行されたもの である。政府の立場が大きく転換した一つの画 期であったことを意味している。

#### (3)「労働市場法」論

右の二つの流れのなかで、雇用の流動化の方向に軸をシフトした「労働市場法論」が新たに唱えられことになった。主な論者は、諏訪康雄氏と菅野和夫氏である。彼らは、市場原理主義やそれに近い視点から新たな法分野として「労

働市場法」構想を提示して、21世紀における日本労働法体系の全面的再編を企図した。重大な提言であると考えられる。<sup>(15)</sup> とくに、労働省職業安定局の下に設置された雇用法制研究会専門部会(座長 菅野和夫氏)「報告書」(「今後の労働市場法制の在り方について」98年10月)は、実際の労働立法に関連づけて労働市場法論を具体化したものである。<sup>(16)</sup>

「労働市場法」論は、85年以降96年までの労働 立法政策が一つの企業での長期雇用を意味する 「雇用の安定」を前提にして来たのに対して、そ こから大きくパラダイムをシフトさせ、「雇用の 流動化」を前提にする労働市場の出現を不可避 とし、自立した個々の労働者を支援することに 「労働市場法」の意義があるとする。確かに、八 代氏や小嶌氏の直接的な経営側の議論とは違っ た装いがあるが、その論理は、市場原理主義の 考え方と多くの点で共通しており、90年代に入っ ての政策基調の変化を敏感に反映しており、個 人化して企業外の労働市場での競争に投げ込ま れる労働者への支援として、弥縫的で抽象的な 対応策を提言している。とくに違和感を覚える のは、①解雇を含めて使用者責任について不問 にすること、②非正規雇用労働者について「同 一価値労働同一賃金」の考え方を極力否定する こと、③労働組合は企業別正社員組織以外にな いことを前提にしていること等である。

#### 5 「労働ビッグバン」と矛盾の顕在化

今、07年秋に向けて、八代氏を会長とする「労働市場改革専門調査会」(以下、「専門調査会」)が、経済財政諮問会議の下に設置されて「労働ビッグバン」の議論を進めている。派遣などの規制緩和を一層進めるとともに、労働基準法、職業安定法の民主的原則や労働者保護規定を解体的に緩和することが、その狙いである。その反面、企業外の地域労働組合などの団体交渉制限など、労働組合を企業内=正社員雇用に閉じこめる狙いも示唆されており、法理や政策の一

貫した論理さえも無視しされている。八代氏以外にも小嶌氏も専門調査会のメンバーであるが、彼らは、派遣の規制緩和を例に挙げれば、本来、労働者派遣は「一時的労働(temporary work)」であり、派遣期間が終われば、派遣先に直接雇用されるテンプ・ツー・パーム(from temporary work to permanent work)が原則であるのに、「長期の派遣(=一時的労働)化」をしたり、派遣先従業員との同一労働同一待遇が世界の派遣法に共通した規制であるのに差別を温存することなど、派遣先に好都合で「派遣なりの論理」さえも無視して平気である。

しかし、80年代以降の労働分野の規制緩和の 結果が大きな問題を生みだしている。個別企業 にとって短期的には「利点」の多い規制緩和で あったかもしれないが、社会全体では、企業や 政府の責任が縮小する反面、家庭と個人に大き な負担がのしかかる結果となった。公的な社会 保障をも同時に後退させる政策が進められてい るために、重くなった負担に耐えられる上の階 層と、それに耐えきれない下の階層との間で社 会的格差が目にみえ、肌で感じられるほどに大 きくなってきた。とりわけ、大企業が史上最高 の利益をあげている、その工場現場で、劣悪な 労働条件で働かされる「若年フリーター」の問 題や、朝から晩まで休みなく働いても最低生活 費も稼げない「ワーキング・プア」などの問題 は、深刻で解決困難であり、日本社会の根幹に かかわる重大な意味を有している。とくに、03 年改正派遣法が施行された04年3月以降、製造 業務が派遣対象業務となったが、製造現場では 既に「偽装請負」による「間接雇用」が蔓延し ており、若年者が「フリーター」として漂流さ せられているという現実が、NHK、毎日新聞、 朝日新聞などのマスコミ各社の報道によって社 会的に大きく注目される皮肉な状況が現れた。 こうした現実にもかかわらず、八代氏などが提 言を準備している「労働ビッグバン」は問題を 解決するどころか、日本の雇用社会、さらには、

#### 特 集・憲法と勤労権・団結・労働組合-

社会自体をも崩壊させかねない程の破滅的なものとなることが予想される。

従来、日本の労働組合は企業内組織にとどめ られ、企業を超えた労働市場の主体となる条件 も少なく、その意欲も弱かった。しかし、「内部 労働市場」が、経営者の一部や、その代弁者で ある市場原理主義者によって破壊され、非正規 雇用がフルタイム化して、正規雇用に代替する 傾向が強まってきた。その結果、労働組合を企 業別正社員のみを代表する組織に押し込もうと する「内部労働市場」イデオロギーもその現実 的基盤を失いつつある。非正規雇用の拡大は、 単に非正規労働者の劣悪で不安定な労働条件の 問題だけでなく、労働組合を憎んだ中曽根内閣 の時代に労働者派遣法が制定されたことからも、 「労働者分断の手段」であり、「労働組合破壊の 武器」という点に本質的な意味があった。少な くとも、企業別従業員組織の呪縛から解き放た れる条件ができつつある。EU諸国の産業別労 働組合のように、労働市場全体において労働者 側の主体となる、企業を超えた組織や活動が強 く求められている。市場原理主義の労働法破壊 政策に対抗するには、強大な労働者連帯の形成 しかないと思われる。(17)

(わきた しげる・会員・龍谷大学法学部教授)

- (3)第2次大戦後、国際労働機関(ILO)は、職業安定組織条約(88号)で、国による公共職業紹介の原則を定め、各国に労働行政の確立を求めた。有料職業紹介所条約(96号)は、民間の有料職業紹介所の漸進的廃止など、民間の人材関連業を原則として禁止、制限することにした。
- (4) 実際に、職業安定法が間接雇用に対する明確な規制 を導入した背景には、米占領軍の強力な指導があった とされている。とくに、1947年制定後1年しかたたな い間に、44条違反について供給元だけでなく、供給先 処罰も導入され、実際、当時「臨時工」と呼ばれてい た供給労働者の相当数が工場に直接雇用されることに なった。
- (5) 49年制定の現行労働組合法も、労働協約が組合員だけでなく、組合員以外へ拡張適用されることを前提に、ドイツ法をモデルに協約の一般的拘束力制度を定めている(18条)。脇田滋『労働法の規制緩和と公正雇用保障』(法律文化社、1995年)
- (6) 北海道立労働科学研究所編『臨時工』(日本評論新社、1955年)参照
- (7) こうした女性差別の退職慣行は、1970年代に民事裁判でその効力が争われ、いずれも公序良俗に反して無効であるとの裁判所の判断で女性が勝訴している。
- (8)「内部労働市場」については、論者によって違った 捉え方があるが、ここでは主に、労働行政や経営者団 体などの文書で前提にしていると思われる、本文に指 摘した内容の概念を念頭に置いている。注意する必要 があるのは、「内部労働市場」のなかで正規労働者は 解雇=失業を免れる反面、そこから排除された労働者 は、縁辺労働力として解雇=失業にさらされていたこ とである。
- (9) パートタイム労働については80年に、厚生省で通常の労働者の4分の3以下の短時間労働であれば社会保険適用をしないという部内通達(厚生労働省の1980年通達(昭和55年6月6日 各都道府県保険課(部)長あて内翰))が出された。また、労働省は83年の「職安再編」で「パートバンク」を設置し、従来公認していなかったパートタイマーという差別的雇用を行政として追認した。
- (10) 84年10月の経済同友会プロジェクトチームは、『M E化の積極推進と労使関係"中間労働市場"の提案』 を発表して、情報処理関係、女子、高齢者など企業に とって雇用管理上負担となる労働者のグループを企業 外の中間市場に組織化することを提言し、そのために 職安法第44条の改正が必要だと主張した。

<sup>(1)</sup> 関連した論文として、伍賀一道「雇用と働き方の戦後史―『労働力浪費的雇用』に着目して―」経済2005年12月号、103頁以下、西谷敏「労働法規制緩和論に見る『法と経済』」経済1995年5月号、48頁以下、脇田滋「雇用・労働分野における規制緩和推進論とその検討」萬井隆令・脇田滋・伍賀一道『規制緩和と労働者・労働法制』(旬報社、2001年)、139頁以下参照。なお、本文および注の文章での年号は西暦の下2桁を使うことにする。

<sup>(2)</sup> その一例が、健康保険法について、中小企業では政府管掌方式が採用されたのに対して、大企業は従業員だけに限った「健康保険組合」管掌方式にこだわった。相澤與一『日本社会保険の成立』(山川出版社、2003年)31頁以下参照。

- (11) 伍賀一道『雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介事業』(1999年、大月書店)
- (12) 和田肇「労働立法と禁じ手」労働法律旬報1488号(2000年9月25日)、4-5頁
- (13) 仁田道夫氏は、奥田氏や福岡氏など経団連幹部が解雇自由化を叫ぶ市場原理主義に与することなく、従来の解雇規制法理を支持したことを評価し、それに注目する。しかし、非正規雇用については雇い止めという形式で「解雇」が事実上「自由」にできることについて仁田氏は言及していない。仁田道夫「労働法改革と雇用システム解雇法制をめぐって」社会政策学会誌17号、2007年3月、73頁以下参照。
- (14) 小渕元首相の私的諮問機関である「『健全で創造的な競争社会』の構築をめざす経済戦略会議」(樋口廣 太郎議長)) の最終報告書『日本経済再生への戦略』 (99年2月) は、市場原理主義に基づく労働法規制の

- 徹底した規制緩和を主張する。八代氏の考え方をコンパクトにまとめたものとして『雇用改革の時代 働き方はどう変わるか』(中公新書、1999年)参照。
- (15) 菅野和夫・諏訪康雄「労働市場の変化と労働法の課題一新たなサポートシステムを求めて」日本労働研究雑誌418号2頁(1994年)以下、萬井・脇田・伍賀『規制緩和と労働者・労働法制』前掲参照。
- (16) 同報告書は、労働省職業安定局長の諮問を受けた研 究会での論議を踏まえた文書であるが、99年の職業安 定法改正に理論的根拠を提供した。
- (17) 韓国では非正規労働者が過半数を占めるなかで、労働者全体を代表する労働組合運動が志向され、06年には金属産業をはじめ主な部門で産業別労働組合への転換が進められた。相田利雄「韓国金属産業における労使関係一企業別組合から産業別組合へ転換」大原社会問題研究所雑誌576号(2006年11月)21頁以下参照。

# ポスト・アメリカと安倍政権の末路 ――「上げ潮」戦略の破綻は近い

平田 寬一

まるで小学校のクラスのようである。「美しい 国」の閣議前風景だ。安倍首相が入室すると閣 僚らが一斉に立ち上がり、「おはようございま す」と挨拶する。中川自民党幹事長から「首相 が入室した時に起立できない政治家は、美しい 国づくり内閣にふさわしくない」と、首相への 「忠誠心の欠如」を指摘されたためだ。ところ が、閣僚の間からは逆に中川幹事長への反発が 強まっており、党執行部と官邸の間に亀裂が生 じつつある。参院選が迫るなかで安倍政権は党 も内閣もバラバラだ。「これでは選挙が戦えな い」と心配する声も聞こえ始めた。しかし、こ れは5年以上も続いた小泉デタラメ政治の当然 の結果であり、その継承者である安倍内閣と与 党の無能の証明に他ならない。世界はすでにブッ シュ政権後の「ポスト・アメリカ」に向かって 大きく動き出している。このまま無能な政権が 居座れば、日本社会はますます破壊され、外交 的にも東アジアの異質な小国として取り残され ていくだろう。それを避けるには、選挙を通じ て政策を大転換するしかない。

#### l 小泉無責任政治のツケが一気に噴出

安倍政権が「機能不全」に陥っている。脈絡もなく伸び切った戦線は随所で混乱を起こしている。やたらと会議をつくり無能な補佐官を起用してきた結果でもあるが、異様なのは与党内から噴出する安倍批判である。「(安倍政権のメンバーは)自分がボールを持ったまま(放さず)、気が付いたら、みんなバラバラになっている」(中川政調会長)「『チーム安倍』というにしてはチームワークが良くない」(片山参院幹事長)と

いった苛立ちの声が後を絶たない。これは選挙を控えて安倍内閣の支持率が下げ止まらないことへの強い危機感の表れである。安部内閣支持率は続落し、最近のほとんどの調査では不支持が支持を上回っている。政権発足当初は70%前後と、歴代政権のなかで2、3位の高水準にあった支持率が、今では40%台(一部調査では30%台)にまで落ち込んでいる。しかも、『日経』を除きほぼ一直線に右下がりが続いている(図1参照)。さらに2月に入ってからは、ほとんどの調査で支持と不支持が逆転している(図2参照)。政権発足から半年も経たないうちに、永田町ではポスト安倍を模索する動きも出始めた。「人気があるから選挙のことを考えて支持したのに、これでは話が違う」というわけだ。勝手なものだ。

安倍内閣の支持率の動きは、わずか8ヵ月で 退陣に追い込まれた細川内閣を連想させる。実 際、2つの政権の支持率は極めて良く似た動き を示している。細川内閣は69.6% (93年8月、 『日経』調査) という記録的な高支持率でスター トした。安倍内閣も発足直後の支持率は71% (同)と、細川内閣を上回る高水準でスタートし た。ただ、細川内閣は4ヵ月後の12月調査でも 65.7%と、依然6割台を維持していたが、安倍 内閣はわずか3ヵ月後の12月には51%に急落し ており、下落の速度は細川内閣よりも急である。 細川内閣は翌94年2月調査で52.5%に急落、3 月には47.6%と5割を切り、金銭疑惑が深まる なかで退陣に追い込まれた。この間、一度も支 持率が反転上昇することはなく、一貫して下げ 続けた(図3参照)。

細川内閣は、不支持が支持を上回る前に退陣



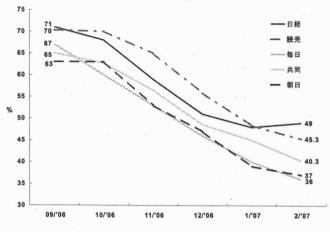


図2 たった5ヵ月で支持・不支持が逆転

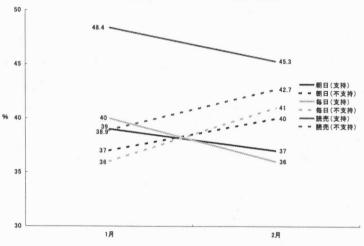
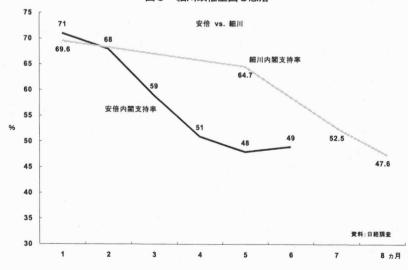


図3 細川政権上回る急落



#### ポスト・アメリカと安倍政権の末路

した。また、退陣時の支持率は1月現在の安倍 内閣支持率とほぼ同じである。安倍内閣も政権 存続に赤信号が灯り始めたと言ってよいだろう。 細川内閣も安倍内閣も「人気だけが頼り」とい う点では共通している。しかし、細川内閣は選 挙の結果、誕生した政権であった。それに対し、 安倍内閣は選挙の「顔」として自民党が周到に 準備したシナリオに従って誕生させた政権であ る。ところが、選挙を待たずに「安倍人気」は 消し飛んでしまった。しかも、困ったことに、 自民党が選挙で最も頼りにしている無党派層が、 安倍離れを起こしている。NHKの政党支持率調 査によると、無党派層は39.3%で自民党支持率 31.6%を上回った。さらに、無党派層のなかで 安倍内閣を「支持する」と答えたのは28%であ るのに対し、「支持しない」は50%に達してい る。参院選の無党派対策として安倍総裁を誕生 させた自民党にしてみれば、大きな誤算である。 もっとも、選挙の前に内閣支持率が反転・上昇 すれば別であるが、その可能性もなさそうであ る。それは「支持しない」理由をみればわかる。 前掲のNHK調査では、支持しない理由でもっと も高かったのは「政策に期待が持てないから」 (41%)、これに「実行力がないから」(35%)が 続く。共同調査でも「首相に指導力がない」が 21.9%で最も高かった。他のメディアの調査も 結果は同じである。安倍内閣発足前の世論調査 では、安倍内閣の「若さ」「指導力」への期待が 支持の強さの理由になっていた。ところが今は まったく逆になっている。安倍首相はなぜ「指 導力」を発揮できないのだろうか。

#### 安倍"ロケット"は墜落寸前

昨年11月、中川幹事長は自民党のメール・マガジンに「安倍政権が発足して、1ヶ月が経ちました。見事な『ロケット・スタート』を切ったのではないかと思います。安倍総理は就任直後、電撃的に中国・韓国両国を訪問しました。これは安倍総理、そして安倍総理を支えるわが

党のアジア重視外交の姿勢であり、北朝鮮の核実験や拉致問題に対し、毅然とした対応をとるという強い姿勢でもあります。また、先に行われた神奈川16区、大阪9区の2つの衆議院補欠選挙で、わが党は勝利しました。これは、『成長なくして日本の未来なし』との政策や、『国益と戦略の首相』である安倍総理が、国民の信任を得た結果であると考えております…」と記した。ところが、安倍"ロケット"はこの後、急速に推進力を失い、今や墜落寸前の状態だ。改め

て失速の原因を列挙してみた。
1. 郵政民営化に反対して自民党を離党した「造反組」議員11人の復党問題で「改革イメージ」が後退、郵政選挙が「八百長」に過ぎなかったことが露呈した。復党問題で安倍首相は自

民党総裁でありながら、まったく主導権を取

れず、最後まで中川幹事長ペースで進んだ。

- 2. 小泉政権下で始まったタウンミーティングで「八百長」=大量の官製動員が横行していたことが判明した。「国民との対話」の場であるはずのタウンミーティングが、実際には納税者の税金を使った世論操作の場になっていた。
- 3. 安倍首相は、「揮発油税も含めた道路特定財源の一般財源化」を指示したものの、参院選への影響を懸念する道路族や石油業界の猛反発に遭い、結局、揮発油税の一般財源化は見送り、「道路歳出を上回る税収」だけを一般財源化することで妥協してしまった。支持率回復を狙った一般財源化が腰砕けに終わったことで、逆に安倍首相の指導力の無さが浮き彫りになった。
- 4. 公務員宿舎の安い家賃を批判し、売却を主張していた本間前政府税調会長が妻以外の女性と公務員宿舎に入っていたことが週刊誌報道で暴露されたが、安倍首相は本間氏を擁護し続けた。ところが参院選への影響を恐れた与党内から批判が高まると、「一身上の都合」だけであっさりと辞任を認めた。だが、本間氏を「成長路線」の旗振り役として石前会長

を更迭してまで起用した自らの責任には頬かむりした。

- 5. 佐田前行革担当相の事務所費に関する「不 適切な会計処理」問題では、反対に問題発覚 から3日目というスピード辞任となったが、 何が「不適切」だったかはまったく明らかに されないままである。事務所費問題ではさら に松岡農水相、伊吹文科相ら閣僚等の問題が あるが、安倍首相は自ら指導力を発揮し、真 相を明らかにしようとしない。
- 6. 少子化対策の最高責任者である柳沢伯夫厚生労働相が「女性は産む機械」と放言、その後も失言を繰り返したが、安倍首相は厚労相更迭を拒否した。一方、麻生外相は「核武装の議論」の必要性を繰り返し、久間防衛相と共にアメリカのイラク政策を批判したが、安倍首相は麻生外相らを罷免するでもなく、アメリカやイギリスにおいてさえイラク戦争への批判が強まるなかで、イラク戦争支持の姿勢を変えようともしない。
- 7. アメリカの北朝鮮政策転換により、安倍内閣の対北朝鮮強硬政策の限界が明らかになった。6者協議では北朝鮮への重油提供と引き換えに北朝鮮の核施設停止で合意したが、安倍首相の一枚看板である拉致問題の前進はみられなかった。ブッシュ政権は、これまで拒否していた北朝鮮との二国間協議にも応じるなど、柔軟路線に傾いており、政府・与党内からは核問題と拉致問題の引き離しを求める声も出始めた。

#### 小泉派も反小泉派も失望

これら一連のエピソードは、安倍首相の未熟さとそれに起因する指導力の欠如を示している。しかし、安倍氏が官房長官以外に閣僚経験のない未熟な政治家であることは、自民党のだれもが知っていたはずである。それでも自民党はメディアを操って「安倍人気」を煽り、「対抗馬」と目されていた福田元官房長官に出馬を断念さ

せた。今ごろになって、「やはり無理があった」 というのはあまりにも無節操である。

安倍首相を擁護するわけではないが、そもそも安倍内閣の支持率低下をもたらした要因の多くは、小泉政権時代に端を発する。「造反議員」の復党問題も、タウンミーティングも、道路特定財源問題も、すべてそうである。事務所費問題も、小泉前首相関連の政治団体「小泉純一郎同志会」をめぐる資金流用疑惑が報道され、国会でも何度か取り上げられたが、小泉前首相はまともに質問に答えようとはしなかった。また、村上ファンドの「究極のインサイダー取引」で社会から厳しい指弾を受けた日銀総裁を擁護し続けた。このように、安倍首相が批判を受けている問題の多くは、小泉政権時代からのものであり、その対応は小泉前首相の模倣である。

安倍内閣支持率低下の原因は、首相が若くて 未熟なことのみにあるのではない。最大の原因 は、小泉「改革」を「継承」しながら、同時に 「転換」するという安倍首相の矛盾した姿勢にあ る。これは安倍首相個人の矛盾というより、む しろ自民党全体の矛盾である。上に列挙した安 倍内閣支持率低下の要因は、この矛盾が表出し たに過ぎない。

小泉政権が退陣する前から、小泉「改革」の破綻はすでに明白だった。ライブドア事件、村上ファンド事件、蔓延するモラルハザード、急激な所得格差の拡大と、小泉改革の「負の遺産」は大きな社会問題を引き起こし、選挙を控えた与党に暗い影を落としていた。そこで、ポスト小泉に与えられた最大の課題は、小泉「改革」の「負の遺産」を除去するために、政策を転換することであった。安倍内閣は、発足と同時に、小泉前首相のスローガンだった「改革(財政再建)なくして成長なし」を"抵抗勢力"の主張であった「成長なくして改革(財政再建)なし」に置き換え、事実上の「政策転換」を宣言した。どちらのスローガンが正しいかは、すでに事実が証明している。小泉「改革」が失敗した(実際には借金を膨らませ財政を引き締めなかった)からこそ、景気

#### ポスト・アメリカと安倍政権の末路

が回復したのであって、その逆ではない。

ところが、未だに小泉「改革」の本質を理解できない(したくない)人たちと、侠客政治に毒された一部のメディアは、安倍内閣が「政策転換」しようとすると、「改革に逆行する」「小泉改革を否定するのか」などと激しく反発する。小泉「改革」の転換を意図しつつも、真の後継者という触れ込みで総裁に選ばれた安倍首相は、こうした批判を無視するわけにもいかず、「改革の継続」を訴えた。

だが、小泉「改革」の継続など最初から出来る はずはなかった。なぜなら、小泉「改革」はほと んど実体のないカラ騒ぎでしかなかったからであ る。実体のないものを「継続」することは不可能 である。道路公団民営化にしても、郵政民営化に しても、小泉「改革」の実態は「改革」とは程遠 いものであった。道路公団民営化後も道路建設計 画は維持され、郵政民営化後も財投は継続され た。「財政再建」を掲げながら財政を破壊した。 小泉「改革」には最初から与党のコンセンサス も、戦略も、最終目標もなかった。それは「小泉 の、小泉による、小泉のための独り芝居」でしか なかった。だから、小泉首相が退陣すれば、当然 終わるしかないものである。それを安倍首相であ れ、他のだれであれ「継続しろ」と求めること自 体がそもそも無理なのである。小泉「改革」の継 続を望んでいた"改革派"は、当然の結果とし て、安倍首相に失望した。

要するに、安倍政権は小泉「改革」を継承することも、転換することもできない、どっち付かずの政権でしかない。「継承」と「転換」の狭間で身動きが取れず、それが「指導力がない」と映るのであろう。その結果、"改革派"(小泉支持勢力)も"抵抗勢力"(反小泉勢力)も、両方とも失望し、支持率が急落しているわけである。

#### 安倍内閣---黄金週間明けにも総辞職?

このように、安倍内閣の支持率低下は自民党の構造的要因に起因するものであり、メディア

対策や小泉前首相の"物まね"で回復できるものではない。支持率が下げ止まらず、4月の参院補選、統一地方選で自民党が苦戦すれば、安倍内閣は連休明けにも総辞職に追い込まれる、との見方が強まっている。ポスト安倍には総裁選で争った麻生外相、谷垣前財務省、出馬を見送った福田元官房長官、さらにはYKKの加藤元幹事長と山崎前副総裁らの名前が挙がっているが、中川幹事長は(安倍首相の任期満了後の話と断りながら)「私を含む上の世代に出番はない」とオールド世代の復活を牽制している。

一方で、小泉前首相の再登板説も流れている。 参院選前に再訪朝し、経済援助と引き換えに拉致 問題を一気に解決し、参院選に圧勝するというシ ナリオまで付いている。だが、小泉「改革」の負 の遺産や、後述するポスト・アメリカの潮流を考 えれば、小泉前首相はもはや過去の人である。む しろ小泉・ブッシュ・ブレアの「戦争トリオ」に は、これから厳しい歴史の審判が待っている。

安倍首相にとってひとつの選択肢は内閣改造である。森元首相が「解散と内閣改造は首相の特権」と改造を進言したと伝えられ、早ければ予算成立後にも内閣改造が行われるとの観測もある。ただ、内閣改造をめぐる与党内の思惑は、塩崎官房長官の更迭から長老閣僚の交替を求める声まであってバラバラだ。自民党は明らかに人材難である。現執行部と安倍内閣も、まさに「人材払底政権」である。そんななかで改造を断行したとしても、政策執行能力を強化し、かつメディア受けするような改造が可能とは思えない。改造内閣が選挙前に閣僚の失言や不祥事で躓けば、ダメージの修復は不可能になる。

安倍首相に最後に残されたのは、中国頼みしかなさそうである。温家宝首相が4月に来日、安倍首相は4月の春季例大祭で靖国参拝を見送り、胡錦涛主席の6月来日実現に賭ける。参院選前に胡主席の来日が実現すれば、政権浮揚につながるという計算だ。しかし、胡主席の来日も今のところ秋にずれ込む公算が大である。

### II 亥年選挙で与野党逆転はあるか

さて、統一地方選挙と参院補欠選挙が目前に 迫ってきた。それが終わればすぐ参院選だ。01 年参院選は小泉ブームの真っ只中で行われ、自 民が圧勝した。04年参院選は小泉・安倍の人気 ペアの下で自民が敗れた。今回は小泉ブームも 安倍ブームもない。連立与党の過半数割れずれば、 安倍ブームもない。連立与党の過半数割れずれば、 安倍政権は直ちに総辞職、衆参のネジレ現象で 国会は麻痺状態に陥る。与党の過半数割れが武で 国会は麻痺状態に陥る。与党の過半数割れが立た されよう。最悪の場合、民主党は分裂し、一部 されよう。最悪の場合、民主党は分裂し、一部 対氏らが実現に執念を燃やした「保守二大政党 制」は事実上、頓挫する。どちらに転んでも、 負けた側には厳しい試練が待っている。

#### 「自民苦戦」の理由

参院選は「自民の苦戦は必至」といわれてき た。その根拠として以下の点が挙げられる。

#### 労働総研クォータリーNo.65(2007年冬季号)

- 1. 亥年には統一地方選と参院選が重なる。地 方選が終わってしまうと県議や市議は参院選 の応援に熱が入らず、自民が苦戦するといわ れる。12年前の95年参院選では自民が惨敗し た(図4参照)。
- 2. 市町村合併により、4月の統一地方選終了 時点で地方議員や首長の数が約17,500人減る。 所属議員の数が多い自民党は参院選への影響 が他党よりはるかに大きい。
- 3. 自民党が発表した06年末現在の党員数は前年比2.6% (31,746人)減の119万872人で、98年以来9年連続の減少となった。小泉「改革」の影響で、職域党員の減少に歯止めがかっていない。
- 4. 郵政解散と造反組議員の復党をめぐる対立が地方でも尾を引いている。
- 5. 05年総選挙での勝ち過ぎの反動が予想される。「どこかで必ずこの反動が来る。一番こわいのは(次の)参院選だ。改選される皆さんは小泉ブームで予定よりはるかに多く上がってきた。これは維持できない」(森前首相、総

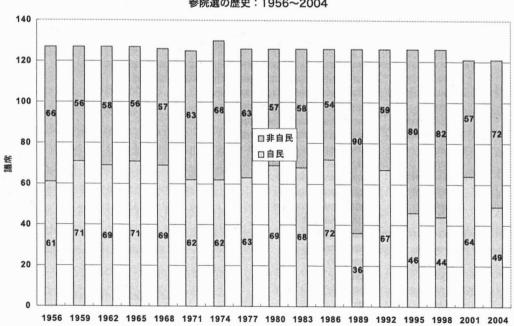


図4 亥年選挙は自民に不利 ? 参院選の歴史:1956~2004

#### ポスト・アメリカと安倍政権の末路

選挙後の同派の総会で)

6. 安倍首相の政策と有権者が期待する政策の間に大きなズレが生じている。安倍首相はあくまで憲法改正を参院選の選挙公約に盛り込む考えのようだが、世論は憲法改正よりも年金や福祉など生活に密着した政策を優先するよう求めている(図5参照)。与党内からも生活密着型の政策を公約に掲げるべきだとの声が高まっており、"小泉流"にあやかろうと強引に持論を押し通せば、選挙で反発を食らう恐れがある。

さて、参院の総定数は242議席で、自公の非改 選議席は57であるから、連立与党が参院で過半 数を維持するには、65議席を獲得しなければな らない。公明党が改選の13議席を維持すると仮 定すれば、自民は単独で52議席を獲得する必要 がある。ただし4月の福島、沖縄両補選で勝て ば50でよくなる。自民の12年前の獲得議席は46 議席、前回は49議席だったから、12年前と同じ なら過半数割れ、前回並みでも過半数に1議席 届かない。因みに前回は自民党の勝敗ライン51 議席を2議席下回った。青木幹事長は選挙前、 「勝敗ラインを割り込めば責任を取って辞める。 小泉さんも死に体だ」などと繰り返し公言していた。安倍幹事長も首相に辞意を伝えた。ところが、小泉首相は責任論を封じるため、青木参院幹事長と安倍幹事長の辞任を認めず、「逆風の中で、よく安定多数を与えてくれた」などと勝手な理屈を付けて居座ってしまった。

今回も、連立与党が過半数を下回っても、数 議席程度なら直ちに安倍内閣総辞職には至らな い可能性がある。公認のみで過半数割れした場 合は、無所属議員の取り込みや国民新党、民主 党の一部の議員との連立・連携が模索されよう。 国民新党の公認候補は8人で、最低5議席の確 保を目標にしている。亀井代表代行は「われわ れは新党日本、民主党と徹底的に選挙協力をや り、自民党政治を終わらせる」と強調するが、 別の見方もある。

「自民党が負けて与党が過半数を割っても、あんまり心配してない。補完勢力が出てくる。むしろ、そのほうが将来的に安定するんじゃないか。たとえば、国民新党的なものが、多くて6つか7つぐらい、最低でも5議席は持つよ。…綿貫さんのような温厚な人はいよいよ国の危機ということになれば、考えるかもしれない。そ

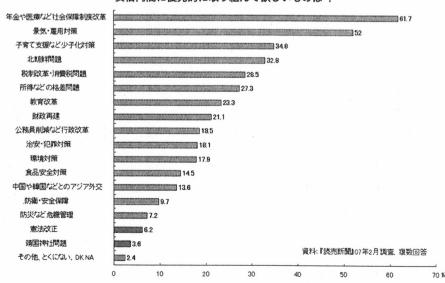


図5 大きい世論とのズレ 安倍内閣に優先的に取り組んで欲しいものは?

れから民主党のなかにも…」(渡辺恒雄、1月7日放送のTBS系テレビ「時事放談」で)

連立工作が失敗に終わるか、連立しても過半 数確保の見通しが立たないほどの大敗を喫した 場合は、安倍内閣の総辞職は避けられまい。解 散できるかどうかは微妙だ。青木参院議員会長 は「参院選で与党が過半数を割れば、政権は死 に体になり、衆院解散に追い込まれる」と繰り 返し述べているが、法案が否決された郵政解散 の時とは異なり、今回は参院の構成そのものが 変わるわけであるから、衆院を解散してみても どうなるものではない。むしろ解散して衆院の 議席が減れば (その可能性は大きい)、選挙後、 法案処理が一段と困難になり、政権運営は完全 に麻痺状態に陥る。法案は参院で否決されても、 衆院で再議決 (出席議員の2/3の賛成が必要)で きる。現在、与党は337/480議席(70%)を保有 している。しかし、こうした異常事態を何年も (衆院議員の任期満了まで)続けるわけにはいか ない。そこで、早期の解散と引き換えに、民主 党との大連立構想が浮上する可能性も否定でき ない。その場合は、消費税増税と改憲が一気に 進む恐れがある。

#### それでも民主党は勝てない?

これほど自民党には「悪条件」が揃っているにも拘らず、自民党執行部には「参院選の勝利は必然」という強気の見方がある。それは、安倍内閣(及び自民党)支持率の低下が野党、とりわけ民主党の支持の増加につながっていないからである。『朝日』(1月23日付)の世論調査によると、自民党が安倍首相のもとで夏の参院選に「勝てる」と見る人は44%で、「勝てない」の28%を大きく上回った。逆に、民主党が小沢代表のもとで「勝てる」と見る人はわずか13%に留まり、「勝てない」は61%に達した。民主党が「勝てる」と見る人は民主支持層でも30%に過ぎず、無党派層ではたった11%だった。この調査結果について、中川幹事長は自身のHPで

こう分析している。

「ここで肝心なことは、『民主党が勝てない』が61%を占めていることである。ということは、与党の過半数割れを61%がないとしているのだから、今後の民主党支持率の上げはなく、自民党支持率の3分の1以下で低迷し続けることになる。民意の民主党への政権交代期待感はなきに等しいのである。従って、安倍政権と与党が王道政策をとっていけば、今夏の参院選での勝利は必然となるのである」(1月23日記)

中川幹事長の「王道政策」が何を意味するの かはまったく不明だが、少なくともこの調査か ら浮かび上がってくるのは、無能な野党第一党 が無能な与党政権を支えているという哀しい図 式である。

ところで、最近の自民、民主両党の支持率の変化を比較してみると、00年総選挙を境に、大きな変化が生じていることが確認できる(図6参照)。図の上の実線は自民党支持率、下の実線は民主党支持率、太い点線は無党派層の推移を示している。まず、98年参院選から00年総選挙までは、自民と民主の支持率は対称的な動きをみせている。即ち、選挙が近付くと自民の支持率は急落し、逆に民主の支持率は急騰している。その一方で無党派層が大幅に減っている。これは投票日前になると無党派層が民主支持に傾いたことを示している。

ところが、小泉政権が発足した頃から様子が変わってきた。自民の支持率と民主の支持率が同じ方向に、並行して動き始めたのだ。これは、小泉政権になってから自民党の支持構造が民主党のそれと同質化したことを物語ってしまい、両泉「改革」が民主党のお株を奪ってしまい、両者の差が見えなくなったのである。その結果、自民党の支持率が下がると、民主党の支持率が上がるというかつてのパターンは消え、安倍政権になってからは、自民党支持率も民主党支持率も共に低下し、反対に無党派層が増加している。『朝日』の2月調査では、自民支持率(32

#### ポスト・アメリカと安倍政権の末路

%→29%)、民主(16%→13%)と共に3%ずつ(計6%)低下し、無党派層が6%増えている(45%→51%)。つまり、無党派層はもはや民主党を自民党のオールタナティブとはみていないのである。これは小泉前首相の功績といってよい。自民党が"民主党化"した結果、逆に小沢代表は民主党の"自民党化"を進めている。そのため、無党派層は自民党が勝っても、民主党が勝っても政策的には違いはないと感じ始めている。待っているのは消費税増税と改憲である。

『毎日』の世論調査(2月24、25日実施)で、夏の参院選で自民党と民主党のどちらに勝ってほしいかを尋ねたところ、自民36%、民主34%で、昨年12月の調査と比べていずれも4ポイントのマイナスとなった。逆に、「両党以外のその他の政党に勝ってほしい」が8ポイント増えて22%になっている。同紙は、「自民、民主両党は参院選を『重大な政治決戦』と位置づけているが、調査結果は両党に厳しい結果となった」と指摘している。

#### Ⅲ 「上げ潮」戦略の矛盾と根拠無き楽観

さて、安倍政権の矛盾は経済政策に凝縮され ている。中川幹事長は、「改革の小泉政権」に対 して安倍政権を「成長政権」と位置付け、著書 『上げ潮の時代』で「GDP1000兆円計画」なる ものをぶち上げている。毎年4%の名目成長が 18年続くと GDP が現在の 2 倍の1,000兆円に達 する。そうなれば、国の膨大な債務も、格差も 雇用も少子化も環境問題も一挙解決する、とい うのである。しかし、問題は、ではどうすれば 4%成長を18年間も続けられるのか、である。 今日の、そしてこれからの日本と世界にその客 観的条件は存在するだろうか。元『日経』記者 の中川幹事長は楽観的である。ITの活用による 「知識の共有化」や「情報の共有化」、ロボット の導入、規制緩和の推進と低金利政策で実現可 能なのだという。

中川幹事長の「上げ潮」戦略も安倍政権の「成長」戦略も、基本は企業の「生産性向上」である。そして、その手段は企業の税負担の低減(減

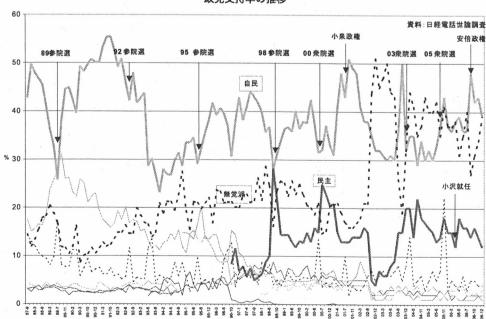


図6 政党支持のパターンに変化 政党支持率の推移

価償却限度額引き上げなどの投資減税や法人税率の引き下げ)と労働コストの削減(一定の基準でホワイトカラー労働者を労働時間規制から除外するホワイトカラー・エグゼンプションの導入)である。他方で、個人所得税減税(定率減税)を撤廃し、財政支出を大幅に削減する。即ち、安倍政権の「成長」戦略は、一方で企業の供給能力を強化し、他方で需要を抑える政策である。これは結果的に設備過剰と過剰生産をもたらし、デフレ圧力を強める。これが第一の矛盾である。小泉政権は「構造改革」と称して、強引に供給能力を圧縮した。こんどは一転して供給能力を拡大するというのだから、支離滅裂である。

小泉「改革」の成果といわれる「景気回復」 も、その正体は、①海外市場の好調の下、②円 安 (大規模な為替介入=実質的な輸出補助金) による輸出の増加と、③財政支出(特別会計か らの支出増加)によってもたらされたものであ り、従来型の回復と変わるものではなく、「改 革」の成果などと呼べるようなものではまった くない。安倍政権の「成長」戦略が推進されれ ば、日本の海外市場依存度は一段と高まり、結 局、日本は強制的に為替調整 (円高) を迫られ る。これはクリントン政権時代に経験済みのは ずである。また、海外の景気が落ち込めば、日 本の成長も止まってしまう。これが第二の矛盾 である。最近の世界同時株安は、海外市場と低 金利に依存する「上げ潮」戦略の危うさを浮き 彫りにした。外需頼みの「成長」戦略が行き詰 まるのは時間の問題である。「18年間」 などとい うのは絵空事でしかない。

#### 「上げ潮」路線は日本企業買収奨励策

第三に、「成長」戦略は低金利を前提にしている。企業の設備投資を促進するには(また政府の借金返済コストを増大させないためにも)金利は低くなければならない。「美しい国、日本」では「戦後最長の景気回復」の下で、異常な低金利が続いている。日銀は今回の金融政策決定会合で追

加利上げを決めたが、前回は与党が「日銀法改正」までチラつかせて利上げを牽制した。しかし、低金利は企業には有利かもしれないが、預貯金の利子が低く抑えられるため、個人消費が抑制される。さらに、低金利は円安につながる。円安は日本企業を割安にする。しかも5月からは、いよいよ「三角合併」が解禁になる。米欧企業からみれば、設備を更新し、ホワイトカラー・エグゼンプションの導入で労働コストを削減した日本企業は、買収の格好のターゲットである。「成長」戦略は、外資系の投資ファンドや多国籍企業のための日本企業買収奨励策に他ならない。

第四に、「成長」戦略は日本経済と社会を衰退 と荒廃の悪循環に陥れる。少子化対策としての 生産性=競争力強化戦略は低賃金労働を強制し、 非正規雇用・サービス残業を増大させる。これ はさらなる少子化につながる。その結果、生産 性強化の圧力が一段と強まる。悪循環である。 平成18年版『少子化社会白書』は、少子化の背 景として「子育て期に当たる30代男性の就業時 間が長く、約4人に1人が週60時間以上という 長時間労働となっている」と指摘している。と ころが、安倍首相と財界は、長時間労働を合法 化し、少子化と過労死に拍車をかけ、格差を一 段と拡大しようとしている。安倍政権と財界が 進めようとしている「成長」戦略は、日本を疲 弊させ、人口減少に拍車をかけ、「希望の国」ど ころか「絶望の国」へと導くものでしかない。 国連の推計では、2050年の日本は人口規模では アフガニスタンを下回る。

#### Ⅳ 脱アメリカと日本の将来

中川氏が名目成長率「4~5%」の「上げ潮」 戦略を明らかにしたのは、06年1月、スイスの ダボスで開かれた世界経済フォーラム年次会合 (通称「ダボス会議」)であった。中川氏によれ ば、ダボス会議は「サミット(先進国首脳会議) 以上の発言力」があるのだそうだが、1年後の 今年1月、この重要な会議である異変が生じた。

#### ポスト・アメリカと安倍政権の末路

いつもはアメリカから著名な政治家や財界人らが出席し、彼らの講演に多数の出席者が耳を傾けるのだが、今年はアメリカからの著名な講演者は一人もおらず、まただれもそのことを気にしなかったという。因みに今年のダボス会議のテーマは"The Shifting Power Equation"(変容する世界秩序)だった。イラク戦争は泥沼化し、ブッシュ政権も間もなく終わる。アメリカは今後、長期にわたって中東で身動きが取れず、次第に体力を消耗していく。そして、アメリカ「一極主義」は終わり、中国やブラジルやインドの時代がくる。ポスト・アメリカ(脱アメリカ)の始まりである。ダボス発の『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン』紙の記事の冒頭部分はこう伝えている。

#### "America no longer owns globalization

DAVOS, Switzerland: This year's theme at the World Economic Forum annual meeting here - "the shifting power equation"-confirms the view of many participants that power is draining away from the United States to multiple centers as countries from Brazil to China move beyond "emerging" market status to establish themselves as major players on the world scene."

(International Herald Tribune, Jan. 24, 2007)

ダボス会議の会場から脱アメリカを展望したこの記事は、もはや日本がアメリカの後追いをする時代ではないことを教えている。実際、ブッシュのアメリカは、世界経済の発展モデルとしては、あまりにも特異で歪んでいる。クリントン政権下で減少した貧困者数は、ブッシュ政権の6年間に増大を続け、05年現在で3,700万人(12.6%)が貧困ライン以下の生活を強いられている。6,000万人ものアメリカ国民が1日7ドル(約840円)以下の収入で暮らしている。その一方で、ゴールドマンサックスのCEOは昨年、60億円ものボーナスを受け取った。医療保険を民間に委ねたため、まったく医療保険を保有しな

い無保険者の数は4,660万人 (16%) にも達している (**図7、8**参照)。

商務省によれば、昨年のアメリカの貯蓄率はマイナス1%に低下し、前年(05年)のマイナス0.5%からさらに悪化した。マイナス1%は大恐慌時(1933年)のマイナス1.5%以来の低い数字だ。これはアメリカ国民が、昨年1年間に稼いだ所得をすべて遣い果たし、それでも足りずに貯蓄を取り崩すか、借金に追い込まれたことを示している。

クリントン政権で黒字に転換した連邦政府の財政も、大幅赤字が続いている。イラク戦争の予想を越える膨大な戦費が原因である。『ニューヨーク・タイムズ』紙のデーヴィッド・レオンハート記者の取材と調査によれば、イラク戦争の年間費用は約2,000億ドル(約24兆円)、イラク戦争全体にかかった費用は約1.2兆ドル(約144兆円)に上る。そこで同記者は、もしこの24兆円がイラク戦争に使われなかったら何をすることができるか試算してみた("What \$1.2 Trillion Can Buy" — New York Times, January 17, 2007)。

試算の結果は、皆保険制度を導入して無保険者全員に公的医療保険を供与し(イラク戦争の年間費用の半分=1,000億ドルで可能)、癌治療研究費(年間60億ドル)やアメリカの全糖尿病・心臓病患者を治療し、全世界の子供たちに必要な予防接種を施し、全米の児童に就学前公的教育を与え、ニューオーリンズの復興予算を拡大しても、まだお釣りがくるという。ところが、これらはすべて、ブッシュ政権に巣くうネオコンとウォール街に君臨する新自由主義者によって否定されてきたのである。

#### 始まったアメリカの政策転換

アメリカ社会はネオコンと新自由主義者らが 強行したイラク戦争によって疲弊し、基本的人 権は死語同然になってしまった。しかし、忌ま わしいブッシュ時代も間もなく終わる。昨年の

中間選挙で共和党が惨敗してからは、ブッシュ大統領の急速なレイムダック化が進んでいる。 支持率は28%(NYT = CBS)まで下落、カーター大統領の26%、ニクソン大統領の24%まであと一歩に迫っている。CNNは連日、次期大統領候補の動きを詳しく報道している。アメリカのメディアにとっても、ブッシュ大統領はもう過去の人でしかないようだ。

昨年の中間選挙で、アメリカの有権者はブッシュ政権と共和党が進めてきたイラク戦争と生活破壊の政治に明確なノーを突きつけた。有権者はイラクから撤退し、雇用と生活に資源を回

す民主党の公約 "Six for 06 - A New Direction for America" (『06年の6つの公約―アメリカの新しい方向』) に共感したのである。

『6つの公約』は、イラク・中東政策の見直しとイラクからの段階的撤退に続いて、雇用対策では10年ぶりの最低賃金の引き上げ(2年間かけて時間給を5.15ドルから7.25ドルに引き上げる)、海外に雇用を移す企業に対する課税強化などを掲げている。「最低賃金の引き上げは雇用喪失を招く」との共和党保守派の反対に応えて、民主党は中小企業減税とセットにした妥協案を提出している。すでに下院は10年間で18億ドルの企業減税法案を

Numbers in millions, rates in percent Recession 45 Number in poverty 40 37.0 million 36 30 25 Poverty rate 12.6 percent 1990 1959 1965 1970 1975 1995 1980 2000 2005

図7 アメリカの貧困者数と貧困率の推移

Note: The data points are placed at the midpoints of the respective years.

Source: U.S. Census Bureau, Current Population Survey, 1960 to 2006 Annual Social and Economic Supplements.

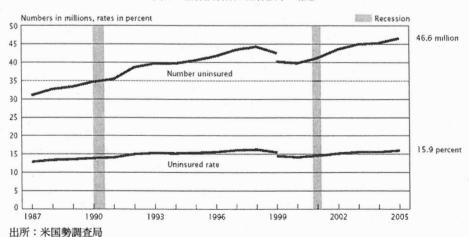


図8 無保険者数と無保険率の推移

#### ポスト・アメリカと安倍政権の末路

圧倒的多数で可決したが、上院案は減税規模が4倍強の83億ドルとなっており、一本化に向けた調整が進んでいる。調整にはまだしばらく時間がかかりそうだが、最低賃金の引き上げは確定的だ。学校教育では希望者全員の大学入学、大学授業料の税額控除、学生ローン金利の引き下げなどが並んでいる。また、エネルギー政策ではクリーンエネルギーやバイオエネルギーの開発に加えて、大手石油企業に対する税制優遇措置の廃止なども盛り込まれている。社会保障・年金改革では低所得者の医薬品処方箋料の見直しや薬価の引き下げ、CEOの腐敗や経営失敗から従業員の資金の安全を保障するように年金制度を改革することなどを約束している。

このように、アメリカではブッシュ政権の無 謀な戦争による生活破壊との戦いがすでに始 まっている。08年大統領選で、実際に民主党が ホワイトハウスと上下院を制することになれば、 アメリカが内政・生活重視に政策の舵を切るの は間違いない。ブッシュ大統領とネオコンは、 イランに対する冒険主義で、そうした流れを阻 止しようとするかもしれない。北朝鮮に対する 柔軟路線は、対イラン制裁を念頭においたもの かもしれない。しかし、ブッシュ政権がイラク に加えてイランに対しても軍事行動を起こせば、 「超大国アメリカ」の衰退とアメリカからのパ ワーシフトを早めるだけであろう。

民主党有力候補の一人であるヒラリー上院議員は、「出馬声明」のなかでこう述べている。「新大統領だけがブッシュの過ちを正し、アメリカに希望と楽観主義を取り戻すことができる。…どうすればすべてのアメリカ人が十分な健康保険を確実に利用できるようにすることができるのか。…どうすれば社会保障制度と低所得者や障害者向けの公的医療保険制度 (Medicare) を脅かしている財政赤字を削減することができるのか…」

現職の大統領も副大統領も立候補しない大統 領選挙は、1928年以来実に80年ぶりである。そ のため08大統領選は、民主党にとって大きなチャンスである。だが、現段階では新大統領がだれになるかはもちろん、民主党の大統領候補すら予測できない。最新のゾグビー(世論調査機関)のアイオワ州(来年1月、全米で最初に候補者を決める党員集会が実施される)とニューハンプシャー州(同じく1月、最初の予備選が実施される)での電話調査では、クリントン上院議員が24%で横一線に並び、オバマ上院議員が18%で追っている。1月の前回調査ではエドワード議員が27%、クリントン議員は16%だった。ニューハンプシャーでは、クリントン議員が27%で、23%のオバマ議員を追い越してトップに立った。

日本の小泉・安倍政権と財界は、これまでア メリカのネオコンと新自由主義の代理人として 彼らの政策を模倣し、推進してきた。その結果、 日本でも深刻な格差拡大と生活破壊が進んだ。 だが、アメリカはようやく「政策転換」に向け て動き始めた。実際にアメリカで民主党が政権 を掌握すれば、小泉「改革」の負の遺産を世界 に輸出するような安倍政権の政策は持続不可能 になり、「上げ潮」戦略は破綻する。安倍内閣の 政治理念を形成する「靖国」や「愛国心」や「大 和民族」は、新政権には偏狭なナショナリズム、 特異な復古主義としか映らないだろう。アメリ カは中国と戦略的利害を共有し、いつまでたっ ても歴史を直視しようとしない日本は相手にさ れず、アジアの片隅で孤立していくだろう。そ うならないためには、安倍政権は直ちにイラク から完全撤退し、大企業ばかり優先し働く者を 不幸にする経済政策を根本から改めるべきであ る。それが出来ないのなら、アメリカの有権者 が行動で示したように、われわれも選挙で政策 の大転換を実現するしかない。

(これは、1月31日の「労働組合トップフォーラム」の報告を整理したものである。)

(ひらた ひろかず・評論家)

# 国際三国內動向

# インド労働組合センター(CITU)第12回大会に参加して

宮垣 忠

全労連と結成以来交流を重ねているインド労働組合センター(Center of Indian Trade Unions)第12回大会が、2007年1月17日から21日にかけて、インド・カルナータカ州の州都バンガロールで開催され、全労連から私と加藤総合国民局員が出席した。

CITU は、インドのナショナルセンターのなかでも組織間共闘の中核的な役割を果たしている。インドでは、1991年以降、公的部門の民営化等に反対して12回のゼネラルストライキが行われており、与党を支持する組合も参加した昨年12月14日のゼネストでもCITUは中心的な役割を果たしている。

また、CITUは、インド共産党(マルクス主義)の 国会議員43人をだしている。インド共産党(マルクス主義)は、西ベンガル州、ケララ州で政権をとっており、そこの人口を合わせると日本と同じ1億2 千万人にのぼる。

大会は、バンガロール市中心部のガヤスリ・ビハール王宮広場グランドに設けられた巨大なテントを会場に、全国からあつまった2,300人余の代議員が参加して開催された。

会場にいたる沿道やロータリーには CITU の赤い 三角の小旗が祭りのように飾られ、歩道に沿った白 壁には大会を祝うスローガンや科学的社会主義の創 設者・解放指導者たちの言葉が大きく書かれ、CITU の存在を市民にアピールするとともに、全国からの 代議員、海外参加者を歓迎した。

「インドの田園都市」と呼ばれるバンガロール市は、標高920mの高原都市で、かつては南インドで強大な権力を誇ったマイソール藩王国の首都であり、現在はチェンナイと並び、南インドの政治、経済の中心都市である。

マスメディアは、CITUがインドのIT産業の中心 地バンガロールで大会を開催したことに注目し、ロー カル紙を中心に連日のように一面で報道した。同地 には、他の労働者と比べて比較的高い収入を得ている若いIT部門労働者が多数いるが、実際には長時間・交替制労働などプアな労働条件にあることを CITU は指摘し、今後この部門での活動を強めるだろうという大会論議をいっせいに報道した。

3年に1度開催される大会は、州ごとに持ち回りで開催され、大会費用は、CITUの州委員会が負担する仕組みになっている。今回の大会の受け入れ委員会委員長は、全労連が2000年10月末、神奈川・箱根湯本で開催した国際シンポジウムにCITU代表として参加したCITUカルナータカ州委員会のV. J. Kナイア委員長であったが、テントの設営に800万円、大会参加者の食事代に800万円を費やし、カルナータカ州委員会の組合員によるカンパでまかなったとのことである。

大会には、役員32人および女性297人を含む2,439人の代議員ならびに、オーストラリア、オーストリア、バングラディシュ、中国、キューバ、キプロス、エジプト、フランス、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、日本、リビア、モーリシャス、メキシコ、ネパール、パキスタン、ロシア、スペイン、スリランカ、シリア、タイ、英国、米国、ウズベキスタン、ベトナム、ベネズエラの27カ国32組織(ギリシャ・アテネに本部を置く世界労連を含む)およびILOの計56人の外国代表が出席した。

大会代議員中、1,243人が46~60歳、35歳以下はわずか134人で、71歳以上が109人もいる。また、資格審査委員会は150労組71,999人の加盟申請を受け、これを含めれば、CITUの組合員数は399万人となると報告している。

また、「大会諸文書」冊子の記載によれば、2003年の組合員数は3,330,348人(うち女性636,621人)、04年3,533,434人(同727,980人)、05年3,918,364人(同888,347人)となっている。全労連がCITU大会に初

#### 国際•国内動向-

めて参加した1991年の第8回大会時の組合員数は180万人であったが、ほぼ15年で倍加したことになる。

大会では、M. K. バンデー議長があいさつに立 ち、昨年の国政選挙でのインド共産党(マルクス主 義)の躍進と閣外協力、政府の新経済政策と新自由 主義政策に反対する12.14ゼネストなど、国内情勢と ともに、世界規模での不平等の拡大、米国の中東政 策の失敗、ラテンアメリカ諸国の反米の高まり、国 際労働運動の動きなど、国際情勢について演説し、 アメリカ帝国主義と資本主義に対する階級闘争の いっそうの強化をよびかけた。

昨年の全労連の第22回大会に参加したチッタブラタ・マジュルダル書記長が、酸素吸入ボンベを机上において書記長報告を行った。チッタブラタ・マジュルダル氏は、大会で書記長に再選されたものの、2月20日に長年苦しんだ病気のために71歳で逝去された。あらためてご冥福をお祈りする。

インドは、1967年の公用語法でヒンディー語を公用語とし、英語は補助公用語とされているが、これを含め18の主要言語と844の方言がある。そのため、大会での英語による報告や発言はすべて一定時間を割いて州ごとの言語に通訳されてすすめられる。また、代議員の発言時間は、マハラシュトラ州の5分から西ベンガル州の80分まで、州ごとに代議員数に応じて持ち時間が割り振られている。

大会は、最終日、委員会討議の報告を受け、討論 への書記長答弁のあと、各報告を満場一致で採択す るとともに、以下の決議を採択した。

① 逝去した労働者階級民主運動指導者・幹部・ 活動家への弔意

- ② 運動犠牲者への表敬
- ③ 農業労働者のための総合的な即時立法化要求 について
- ④ 年金基金調整開発庁法案に反対する決議
- ⑤ 物価値上げに関する決議
- ⑥ 金融部門改革に関する決議
- ⑦ アッサム州における過激派暴力について
- ⑧ ラジャスタン州における農民の闘争に関する 決議
- ⑨ 民間部門におけるカースト・少数部族の雇用 確保について
- ⑩ 公共部門における投資の引き上げと忍び寄る 民営化に関する決議
- ⑪ 農村の困窮に関する決議
- ② 全国共通ミニマム・プログラム「子どもの発展集中サービス」(ICDS) に関する決議
- ③ 鉄鉱石輸出禁止要求に関する決議
- ④ 西ベンガル州のジュート工場労働者の闘争支 援決議
- ⑤ インド・米国核協定に関する決議
- (f) コーラル金山におけるインド金鉱(「グローバル金鉱協同組合」) の復興について

大会は、各州指名のリストにもとづいて160名の評議員および33名の中央役員を選出するとともに、M. K. バンデー氏、チッタブラタ・マジュルダル氏をそれぞれ議長、書記長に再選して終了した。

大会終了後、午後3時から大学グラウンドで、大 衆集会がひらかれ、大会結果が報告されるとともに、 大会会場同様にここでも外国代表が紹介された。 (みやがき ただし・常任理事・全労連事務局次長)

# 地域医療を守るためにも、

# 医師の過酷な労働実態の改善は急務!

## ―「医師の労働実態調査」中間報告から―

池田 寛

現在、医師不足が地方・都市部を問わず深刻な問題となっており、医師不足で閉鎖に追い込まれる病院や診療科のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じています。とりわけ、小児科、産婦人科を置く病院が全国的に減少しており、救急医療においては、医師不足と財政難を理由に輪番制から離脱する病院が相次ぐなど、国や自治体、関係団体等による「緊急対策」と「抜本的な施策」が求められています。

しかし、政府がまとめた『医師の需給に関する検討会報告書』は、「将来は医師過剰、『医師不足』は地域・科による『偏在』」「医療費抑制のためには、病院数・病床数・医師数を減らす必要がある」との立場で、当面の「暫定的な医師の養成増」を提言するにとどまり、「新医師確保総合対策」も極めて不十分な内容となっています。

日本医療労働組合連合会(中央執行委員長・田中 千恵子:16万6千人)は、患者・国民の命と健康そ して地域医療を守り、医師の勤務条件を改善するた めに、国と関係機関・団体に「医師不足に対する緊 急対策」を求め、診療報酬の改善や「医療費・病院・ 病床数・医師の削減」方針を抜本的に改めることを 求めています。

そのため、政府に医師等の大幅増員を求め、医師不足問題の実態と病院等で働く勤務医の労働実態を把握するために、2006年11月から2007年1月にかけ、全国で「医師不足問題」アンケートを実施し、「医師の労働実態調査」(中間報告)をまとめ、政府に医師等の大幅増員を求め運動を強めています。

今回の調査は、日本医労連が調査用紙等を作成し、 自治労連に協力を求め、昨年11月から今年1月にか け、日本医労連加盟の医療機関とそこに勤務する医 師、自治労連に加盟する自治体病院とそこに勤務す る医師、さらに各加盟組織が地域の医療機関などに 協力を呼びかけ行われました。

現在まだ各地で調査が継続して取り組まれており、 現在までに集計された、25道府県約150施設1,036名 の医師の「個人調査」の結果を中間報告しますが、 これらを見ても予想以上の医師の過酷な労働実態が 明らかになりました。

#### 1 勤務医の属性=「30~40歳代」が7割、担 当患者数が300名以上(入院)の医師も

- ①「医師の個人調査」に回答してくれ、現在までに集計されたのは1,036名分、男性が828名(80.2%)、女性は204名(19.8%)で、「年齢」は、20歳代164名(15.9%)、30歳代389名(37.7%)、40歳代328名(31.8%)、50歳代128名(12.4%)、60歳以上22名(2.1%)と「30歳から40歳代」が7割近くを占めています。
- ②「世帯状況」は、未婚者が26.5%、既婚者は67.3 %で、「雇用形態」は常勤が81.8%、非常勤は7.3 %、研修医も102名(9.9%)含まれており、「賃 金」は月給制が91.5%、年俸制が3.9%、その他が1.3%となっています。
- ③「前月の担当患者数」は、記入されている数の 平均で「外来」が214.6名、「入院」が21.4名と なっており、多い医師では「外来」1,000名以上、 「入院」300名以上という医師もおり、医師不足 の中で担当患者数がかなり多くなっています。
- ④「担当科」は「内科」(120名)が最も多く、「外科」(112名)、「産婦人科」(82名)、「整形外科」(81名)、「小児科」(77名)などが多く、「内科」と「消化器科」など2つ以上の科を担当している医師も多くいます。

# 2 3割の医師が「過労死ライン」の80時間以上の超勤、3割近くが「前月の休みゼロ!」

- ①過労死まで引き起こしている勤務医の「勤務時間」の深刻な実態が今回の調査で明らかになりました。「夜間・休日の救急医療の勤務体制」では、「交代制勤務」は6.1%で、他は「宿直・日直制」、「待機・拘束」となっています。「前月の宿直回数」の記入者の平均は2.9回ですが、「4回以上」が24.6%と4人に1人がほぼ毎週やっています。「日直の回数」の平均は1.0回、「前月の待機・拘束」の平均回数が11.1回と3日に1度となっており、「実際の呼び出し回数」の平均も4.3回となっています。
- ②日勤後の宿直勤務で、宿直明け後の勤務が「無い」のは3.3%のみで、74.5%の医師が「宿直明け後も勤務」しており、日勤後の宿直、宿直明けの日の勤務という(8+16+8=)32時間勤務を7割以上の勤務医が月3回位行っていることになります。
- ③1日の労働時間」の平均は10.5時間でしたが、「12時間以上」が44.5%と半数近くおり、「週の労働時間」も平均は58.4時間ですが、「65時間以上」が32.7%と3分の1となっています。
- ④「最長の連続した勤務時間」の平均は32.3時間で、「36~41時間」の連続勤務時間が最も多く36.8%、「30時間以上」は71%と7割を超えており、これからも多くの医師が30時間以上の連続勤務を強いられていることが判ります。「最長の連続した勤務日数」の平均も19.5日と時間外労働と合わせ、睡眠時間も取れず、休みも取れない勤務医の超長時間労働が常態化しています。
- ⑤「時間外労働」では、「平均的な1日の時間外労働時間」が、記入者の平均で1日大体2.7時間となっていますが、「4時間以上」が24.2%と4人に1人、「前月の総時間外労働時間」の平均は63.3時間となっています。3割を超える31.2%の医師が「過労死ラインの80時間以上」の時間外労働を行っており、実際に過労死や過労自殺した医師が少なからずいる事が予想されますし、労(公)災認定の闘いをやっている医師(遺族)

- も10人ほどいますが氷山の一角と言えます。 「時間外労働の請求をしている」医師は38.6% で、「時々請求」(27.2%)、「請求しない」は30.5 %と3割の医師が時間外手当を請求していませんし、「科長・部長」などの肩書きを付けて「超 過勤務手当」の請求をさせない所も多くあります。
- ⑥「休憩時間」も「取れる」のは20.8%のみで、「あまり取れない」医師が54.4%と半数を超えており、「まったく取れない」医師も23.3%と、8割近くが休憩も取れない労働実態にあります。さらに「休暇の取得」でも「前月休んだ日数」の平均は3.3日で、週1回も休みが取れておらず、「前月休んだ日数ゼロ」の医師も280人(27.0%)もいます。また、「昨年1年間の年休取得日数」の平均は3.7日で、「ゼロ」の人も289人(27.9%)と3割近くおり、年休も週休も取れずに勤務している勤務医の実態が明らかになっています。

#### 3 女性医師のほとんどが生休も取れず、「妊娠 時の異常」が6割近く

- ① 女性医師の「生休取得」は、「取れない」が97.9%と、ほとんどの人が取れず、出産経験者の「妊娠時の状況」も「順調」は42.6%で、6割近くの女性医師が妊娠時の異常を経験していますし、「切迫流産」の経験者も2割以上となっています。
- ②「妊娠時に受けた保護・支援措置」では、「特に 措置を受けなかった」人が24.1%おり、受けた 人の中では「夜勤・当直免除(42.6%)や軽減 (27.8%)」が多くなっています。
- 4 「健康不安、病気がち」が4割以上、9割以上が「疲労を感じ」、5割以上が「職場をやめたい!」
  - ① この様な過酷な労働実態の中で、いのちと健康を守る医師が自らのいのちと健康を削って仕事をしています。「健康状態」の設問に対しては、「健康である」と回答した医師は53.1%でしたが、「健康に不安」(34.4%)「大変不安」(6.3%)と、「病気がち」の医師2.5%を合わせると、4

割以上の医師が「健康不安・病気がち」の状態 にありますし、特に50歳代の医師の「健康不安」 が多くなっています。

- ②「疲れの状態」も「別に疲れを感じない」医師は6.5%にすぎず、「疲れを感じるが次の日までには回復している」(31.1%)「疲れが翌日まで残る」(40.2%)「休日でも回復せず、いつも疲れている」(19.0%)の「慢性疲労状態」の医師が6割、「疲労を感じる」医師は9割を超えており、特に30~40歳代の医師の疲れが深刻となっています。
- ③ このような労働実態、疲労・健康状態のなかで 「職場をやめたい」という医師も「いつもあっ た」(10.5 %)、「しばしばあった」(16.1 %)、 「時々あった」(26.3 %) と52.9 %、5割以上の 医師が「職場をやめたい」と考えており、「な かった」のは23.3 %にすぎず、特に「働き盛り」 の「30~40歳代」の医師の約6割が「職場をや めたい」と考えています。

# 5 9割が「医師不足」を感じ、「賃金・労働条件の改善」を8割以上の医師が求めている

- ①「医師不足」を感じている医師は90%に達し、 「感じてない」は5.5%にすぎません。
- ②「医師確保・退職防止に必要な条件・環境」について該当する項目すべてを選んでもらった中では、「賃金や労働条件の改善」(85.8%)が8割以上の医師が求め最も多く、次いで「診療科の体制充実」(51.4%)、「看護師・コメディカルを充実して医療体制のレベルアップ」(44.6%)、「医療事故防止対策の充実」(41.8%)、「国や自治体、大学の対応の改善」(41.6%)などを4割を超える医師が求めています。
- ③「自由記入欄」に「医師不足の実態や勤務・体制等への要望」を記入してもらいましたが、3 分の1を超える364人の医師が詳しく実態や国や 自治体などへの要望を書いてくれています。

その中では、特に「当直明けの休み」や「休日の保障」などの勤務状態の改善、「医療事故や 訴訟等の不安」「国や大学への改善の要望」等が 多くありました。

# 6 「医師不足」を解消し、医師の過酷な労働実態を改善するための「日本医労連の『医師不足対策』緊急要求」

日本医労連は、この様な医師の労働実態を改善することなしには、病院の勤務医の「医師不足」を解消できないと考えていますし、政府・厚労省の「将来は医師過剰」、「医師不足ではなく偏在」、「医療費を減らすためには、病院を減らし、病床を減らし、医師を減らす」という施策に対し、「医師の絶対数が不足」「現在の病院勤務医の労働実態を緊急に改善しなければ、地域医療が崩壊する」、「将来をみても高齢化社会、医療の高度化・専門化を考えると医師の養成増が必要」という基本的立場で下記の「緊急要求」を求めて運動しています。また「医師・看護師などの大増員闘争」を産別の中心課題にして、国や自治体、大学、医療関係団体などへの働きかけを強め、患者・住民・国民と一緒に運動しています。

#### 1) 医師の養成数を抜本的に増やすと共に、地域へ の定着のための施策を進めること

国は、「医師の需給に関する検討会報告書」と「新医師確保総合対策」を抜本的に見直し、医師の不足を補い、絶対数を増やすため、当面自治医大をはじめ各大学医学部の定員を大幅に増やすこと。同時に各大学の「地域枠」の拡大や義務年限の延長など、医師の地域への定着のための施策を進めること。

#### 2) 現在の医師の不足数、医師の労働実態を緊急に 調査すること

国と自治体、地域医療対策協議会などの関係機 関は連携して、緊急に各医療機関の医師不足の実態を医療機関や医療労働組合からの意見聴取を含め具体的に調査すると同時に、医師の勤務実態と 医師の要求を調査し、現在の医師の不足数、労働 実態を明らかにすること。

# 3) 医師の緊急配置、医師派遣のシステムを構築すること

国と自治体、地域医療対策協議会、地域医療支援中央会議は連携して、医師の緊急配置や医師不足の医療機関への医師派遣のシステムを構築すること。同時に、「新医師臨床研修制度」による大学

#### 国際•国内動向

の「派遣医師の引き上げ」をやめ、各医療機関と 大学、自治体、地域医療対策協議会などが、協議・ 連携して不足診療科と医師不足の改善のための対 策を進めること。国と自治体は、これらの実行の ための予算化を図ること。

# 4) 産科や小児科などの集約化・重点化をやめ、地域で安心して子供を生み、育てられる体制をつくること

地域における特定の科 (産科や小児科など)や 医療機関の集約化・重点化をやめ、安心して子供 を生み、育てられるよう、病院と開業医の連携を 密にし、地域の夜間・救急体制を完備させるため の施策を進めること。そのために、夜間・救急医 療に対する国と自治体の助成や産科や小児科の診 療報酬の引き上げなどを行うこと

#### 5) 各地域医療圏の医師の養成・配置計画(仮称「医 師等需給計画」)を策定すること

医師不足の解消に向けて、国と自治体、大学などが連携をとって各地域医療圏ごとの医師の養成・配置計画(仮称「医師等需給計画」)を策定し、不足診療科と医師不足の改善のための「年次計画」を立てると共に、公的責任による養成、生涯研修制度の確立をはかること。

## 6)「医師の需給数」の算定は、労働基準法を遵守したものとすること

「医師の需給数」算定には、労働基準法を遵守して「週の勤務時間40時間」、「当直回数月4回まで」「当直明けの休みの保障」、「救急病院の救急・夜間勤務は3交代制」、「休日と年休取得の保障」、「女性医師の産休・育休の保障」、「病院勤務医の実働換算は65歳」等を加味して算出すること。

## 7) 医師の勤務条件の改善のための緊急対策をとる

国は、当面医師の勤務が、最低「在院時間を全て勤務時間として、超過勤務に対しては時間外手当を支給する」、「当直明けの休みを保障する」、「遇1日以上の休みを保障する」など、各医療機関が医師の勤務条件を緊急に改善するよう指導を強化すること。

# 8) 女性医師が働き続けられるよう、産休・育児期 などの対策を進めること

女性医師が働き続けられるよう、院内保育所の 完備と国による助成制度、均等待遇による短時間 勤務制度の導入や産休・育休・育児期の代替対策、 育児休業明けの研修制度などの対策を進めること。 (いけだ ひろし・日本医療労働組合連合会副委員長)

# 2006年度高校生の修学保障に関するアンケート調査

#### 藤田 新一

#### はじめに

NHKが2回にわたり報道した「ワーキングプア」は社会に大きな衝撃を与えました。母子家庭でダブルワークをしなければ生活できない家庭、リストラされトリプルワークで家族を支える父子家庭、小さな胸を痛める子どもたちの不安や苦悩は深刻です。世界第2位の経済力を誇示する日本社会の深刻な歪みの一端が鋭く告発されています。

子どもたちが夢をもち、夢がかなう社会を保障することは、今を生きる大人の責任です。ところが、 政府はいま生活保護世帯の母子加算や児童扶養手当 を削減しようとしています。これは、命綱をさらに 細くし、断ち切る無法であり許すことはできません。

「働いても働いても教育費にもっていかれる」と保護者の教育費負担は深刻です。家計収入が減るなか、教育費の負担がますます重くなっています。大学卒業までにかかる子育て費用は平均2,370万円です(子ども未来財団「平成17年度子育て家庭の経済状況に関する調査研究報告書」)。教育費の値上げは消費者物価などの費目と比較してもワースト1の高騰です。所得格差が教育格差につながり、教育を受ける権利が脅かされています。

貧困と格差の拡大のもとで駅前に乱立するサラ金

の看板やドラッグストアーに加え、予備校や塾など 教育産業の乱立はその象徴です。

子育で・教育を儲けの対象にし利益を貪る教育産業の横暴は、保護者の生活破壊に拍車をかけています。いま、教育費の保護者負担の軽減・無償化は、憲法26条が明記する教育をうける権利を保障し保護者の生活を改善することにもつながります。

#### 貧困の拡大が修学権を脅かす

日高教がこうした視点から実施した「2006年度高校生の修学保障に関するアンケート調査のまとめ」(2007年2月)は、「構造改革」による貧困と格差の拡大が高校生の「学ぶ権利」を脅かしている深刻な実態を明らかにしました。

高校の授業料減免者は年々増加し、高校の授業料減免率が、最も高い大阪では4人に1人をこえています。「リストラ・失業・倒産」、「もともと減免対象すれすれの家計収入である」、「離婚」など、経済的理由で授業料を払えない生徒が増加しています。

その結果、「修学旅行に参加できない」、「高校を中退せざるをえない」、「体の不調・ケガの治療のための通院ができない」、「通学定期券が買えない」生徒も生まれています。

定時制の授業料滞納者数は、全日制の4倍という 深刻な状況となっています。滞納者が在籍者の4割 に達する学校もあります。滞納者への督促も厳しく なり、各県の条例・規則を根拠にした授業料滞納者 に対する処分は5校でありました。

また、経済的理由での中途退学者は回答した50校中13校(26.0%)です。修学旅行への不参加者がいる学校は6割にもおよびます。調査に表れた数字は氷山の一角であり、実態はより深刻です。

公立高校の授業料は、全日制が、年額115,200円、 定時制が31,200円です。総務省は、貧困と格差が広 がっているにもかかわらず、07年度から「住民負担 の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚して」 という理由で全日制で3,600円、定時制で1,200円値 上げすることを発表しました。

保護者の初年度納付金は、授業料以外にPTA会費・ 生徒会費・修学旅行積立金などがふくまれ、全日制 で平均31万円をこえる保護者負担となります。ある 高校では、入学時にパソコンを購入するため初年度 納付金が538,170円と授業業の4.67倍に達するケース もあります。

授業料以外にも教育費の保護者負担はますます重くなっています。その中でも通学費は大変大きな負担となっています。通学費の最高金額は、全日制で年額394,560円で授業料の3倍以上になります。入試・学区制度の改変や統廃合により、地元の高校にいくことができず遠距離通学を余儀なくされているからです。

#### 修学・就職を保障する5つの提案

こうした深刻な事態を改善するため日高教は、「5 つの提案」を提起しています。

第1は教育予算を増やし、授業料を引き下げることです。対GDP比で比較した公教育の支出額が先進諸国の中で日本は最低レベルです。フランスが5.7%、アメリカが5.3%であるのに対して、日本はわずか3.5%にすぎません。にもかかわらず、現在さらなる支出削減が進行しています。3.5%を5.0%に1.5%引き上げれば、日本のGDPの約500兆円×1.5%=7.5兆円で、文科省予算の約1.3倍です。この額を充てれば、「30人学級」、教職員定数・給与の改善、義務教育の完全無償化、高校・大学等の無償化、給与制奨学金の確立など欧米並みの教育条件整備が可能です。

また、国の予算に占める文科省予算の割合は7%で5兆7,000億円です。1980年の10%を維持すれば、約2兆5,000億円の新たな財源が生まれ、高校の授業料(370万人×10万円=3700億円)、大学の授業料(280万人×約50万円(授業料の半額)=約1兆4,000億円)など保護者負担を軽減することができます。

第2は授業料の減免制度と就学援助を充実することです。就学援助制度とは小・中学生のいる生活保護世帯などの家庭に学用品や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度ですが、就学援助を受ける子どもたちが98万人(2000年度)から134万人(2004年度)に急増しています。就学援助を受けても小・中学校で実際にかかった費用の半分程度にしかなりません。就学援助の充実、義務教育の完全無償化は切実な願いです。

第3は奨学金制度を充実することです。奨学金は、

#### 国際•国内動向-

欧米諸国では「給付制」が原則ですが、日本は「貸 与制」で、卒業後返済しなければなりません。

上記の「修学調査」によれば、高校の奨学金受給者も増え続けています。その主な理由は、「リストラ・失業・倒産」が73.3%です。奨学金制度の改善すべき点として、手続き書類の簡素化、貸与制から給付制にかえることが求められています。「高校卒業後に大学に進学した場合、他の奨学金を貸与されながら高校分の奨学金を返済しなければならず、負担にならないか懸念」という担当者の声も寄せられ、奨学金を受給するにも躊躇する経済実態があります。

さらに大学で受けた奨学金を返せない人が急増しています。滞納理由は、「無職・失業」、「低所得」です。多くの青年が就職できなかったり、就職できてもアルバイトや派遣で給料が低く、生活が大変なのが実態です。

奨学金は、この6年間で事業規模が約2倍に拡大し、大学生の41%が利用しています。しかし、大半が奨学金に利子が付く「有利子奨学金」で「教育ローン」化しています。

第4は公費で負担すべき教育費の保護者負担を解消することです。すでにみたように、高校では、本来公費で負担すべき諸経費が「受益者負担」を理由に保護者負担になっています。さらに冷暖房費については、自治体の公的責任を「受益者負担」にすりかえ、大阪のように全校空調設備を設置し、保護者から毎月5,400円徴収する自治体もあります。準義務化している高校の学校徴収金の見直しをおこない、保護者負担を軽減する必要があります。

そして、通学費が高くて学校にいけない生徒がいます。一定額以上の通学費に公的補助制度を確立するなど保護者負担の軽減が必要です。すでに、京都や静岡などいくつかの自治体独自でおこなわれている通学費に対する公的補助制度を広げ充実させることが大切です。

第5は、将来にむけて教育費の無償化計画をつくることです。教育費の無償化は世界の流れです。 OECD加盟国30カ国中15カ国は授業料を徴収しない 無償制です。日本の教育費が高いことは欧米諸国と 比べると歴然としています。

大学の授業料・入学金は年々増加しています。「入

学にかかる費用」は310万円、平均税込み年収の3割です。入学費用に4人に1人が「借り入れ」し、その額は平均166万円です。受験から入学までの費用について、9割の世帯が「重い」と回答し、「お金がないから希望する大学に行かせられないとは、親として言えない」など苦しみながら教育費を捻出しています(東京私大教連「05年度私立大学新入生の家計負担調査」2006.3)。大学生は高い学費に悩み、4割の学生がアルバイトに追われて勉学もままなりません。

このように、文字通り、日本の教育費は「世界一高い」のです。政府は、高校・大学など教育の権利保障を規定する国際人権規約13条2項(b)(c)を留保していますが、これを撤回して将来にむけて教育費の無償化計画をつくる必要があります。これを148カ国が批准していますが、批准していないのは日本とルワンダ、マダガスカルだけです。

#### 解決めざす共同

今、求められているのは、貧困と格差の拡大をもたらした「構造改革」の見直しです。「構造改革」のもとで、8年間連続してサラリーマンの所得が減少しています。貯蓄ゼロ世帯が増加し4世帯に1世帯、3割が300万円未満の低所得者、若者の55.2%が所得250万円未満です。その結果多重債務者は200万人、生活保護世帯は100万をこえ、国保料(税)滞納者も増大しています。失業者は300万人をこえ、ホームレスは2万5,000人を数えます。これらのどの数字をみても貧困と格差が拡大し、深刻な社会問題となっています。

日本弁護士連合会は、2006年の第49回人権擁護大会で「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人に尊厳に値することを求める決議」を採択しました。

いま、大企業の横暴を放置し支援する一方で、貧困と格差の拡大による耐えがたい痛みをおつしける 政治のありかたが問われています。

私たちは、以下のようによびかけ、事態打開のための対話・運動をすすめています。教育にお金がかかるのは「あたりまえ」「しかたがない」のでしょうか。失業したり生活保護を受けたり、経済的な困難をかかえ、子どもたちに不安をあたえているのは個人の努力がたりないのでしょうか。競争社会で「負

け組」になるのは、親や子どもの責任なのでしょうか。就職できないニートやフリーターになるのも若者の責任なのでしょうか、と。パンフレット「修学と進路を保障し高校生・青年の未来をひらくために一お金の心配がなく教育が受けられ、仕事に就き、人間らしく働けるように一私たちの提案」(日高教・

06.11) や「修学調査」を活用して、保護者やPTA、 自治体や地域のみなさん、学生・青年団体のみなさ んと話し合い協力して、この修学と就職を保障する 二つの問題の解決をめざしています。

(ふじた しんいち・会員・日本高等学校教職員組合 書記次長)

# 大同団結なった国鉄闘争の今日の状況

佐藤 陵一

#### はじめに

現在、8名の学者・文化人の呼びかけによる、安倍晋三内閣総理大臣に対する「ILO勧告に基づき、この期にJR不採用事件の早期解決を求める要請」の賛同署名が開始されています。「国鉄闘争、学者・文化人1万人アピール」運動です。JR発足満20年の4月1日を前にとりくまれているこうした努力に建交労は当該労働組合として深く敬意を表し、同時にアピール署名の「推進委員会」の一員として目標達成に力を尽くしたいと考えています。なお、アピール呼びかけ人は片岡昇(京都大学名誉教授)、鎌田慧(ルポライター)、佐高信(評論家)、筑紫哲也(ジャーナリスト)、戸塚秀夫(東京大学名誉教授)、中山和久(早稲田大学名誉教授)、山口孝(明治大学名誉教授)、萬井隆令(龍谷大学教授)の各氏です(五十音順)。

8氏の「賛同のお願い」では2005年9.15東京地裁判決を契機に「1047名の被解雇者の『総団結』が先決との思いが多くの関係者のものとなり、その後1047名の被解雇者や当該労働組合等が全国的な行動・裁判闘争を強化し、共同行動を積み上げ、勝利解決にむけて取り組みが開始されている」としています。すなわち国鉄闘争の新たな展開との認識です。

小論は、全動労争議団63名が所属する労働組合として、国鉄闘争をめぐる建交労の位置づけと今日の闘争状況について、①この間の大同団結の到達点と②公正な補償・納得のいく解決にむけての現状報告です。

#### 国鉄闘争を全国2大闘争に位置づける

建交労は1999年9月、旧建設一般、運輸一般、全動労の組織合同によって結成されました。以降、全動労は全国規模の広域支部として、さらに13の産業・業種別部会の一つとして全国鉄道本部を構成し、全動労争議団は係争中を考慮し、名称をそのまま継承して現在に至っています。発足した建交労は2つの争議を「全国2大闘争」と位置づけ、全国闘争の強化を打ち出しました。2つの争議とは、①じん肺に被災したトンネル鉱夫のゼネコンに対する損害賠償請求とその後のじん肺根絶闘争、②国鉄の分割・民営化時の全動労組合員らに対するJRの採用差別・不当労働行為に対するたたかいです。

トンネルじん肺は労働者に対する国の「粉じん防止の規制権限」と「安全配慮義務」の不行使によって被害を拡大してきました。じん肺は炭鉱、鉱山とともに新幹線、高速道路など公共事業において戦後の高度成長の国策のもとで発生し続けてきたのです。一方、JR採用差別は事件そのものが国家的不当労働行為であり「国策」によるものでした。

トンネルじん肺闘争は裁判所の職歴認定のもとに ゼネコンによる被害の救済(賠償)の道筋を確立し、 現在は「あやまれ、つぐなえ、なくせ」の「なくせ」 を焦点に国の責任を追及しています。発注者の不作 為の認定は建設業・公共事業の民主化にとって重要 です。裁判は全国13地裁に提訴され、東京、熊本、 仙台と勝訴しましたが、現在、国は控訴しています。

#### 国際•国内動向

建交労のトンネルじん肺闘争の戦略展望は、勝訴判決を得てその判決を武器に「労働者のいのちと健康、安全を守れ」との世論を背景に政府の「政策転換を実現する」という労働組合にとっての新しい経験です。その意味では、①徹底してじん肺被害の実相を明らかにする、②被災組合員、家族がたたかいの主体として行動する、③国会議員への賛同署名を重視し、「政治の力」で解決することを重視してきました。国鉄闘争に引きつけると、裁判闘争と大衆闘争を基礎に政治解決を三位一体としてたたかい、「公正な補償・納得のいく解決」を政治的に実現する戦略展望と重なります。

現在、トンネルじん肺闘争は国会議員521名(70%、3.13現在)の賛同署名を得ています。自民党にトンネルじん肺議員連盟、公明党じん肺プロジェクトが発足し、局面は政治解決をめぐり、短期的に前進できるのかどうか、「大きな山場」を迎えています。

#### 大同団結は解決にむけての不可欠な条件

この間、国鉄闘争について関係当事者の大同団結が「4者・4団体」の統一体制として確立しました。「4者」とは1047名被解雇者が結集する4つの組織ー国労闘争団全国連絡会議、鉄建公団訴訟原告団、鉄道運輸機構訴訟原告団、全動労争議団・鉄道運輸機構訴訟原告団ーです。「4団体」とは1047名被解雇者が所属している2つの労働組合と被解雇者を支えてたたかっている2つの共闘組織ー国鉄労働組合(国労)、全日本建設交運一般労働組合(建交労)、国鉄闘争に勝利する共闘会議(国鉄闘争共闘会議)、国鉄闘争支援中央共闘会議(中央共闘会議)ーの各団体です。

「4者・4団体」は国交省・厚労省や鉄道運輸機構など解決を迫る相手側にこの体制で統一対応をとることを申し入れましたが、この枠組について国労2006年度運動方針は「JR 不採用事件の一方の当時者である政府・鉄道運輸機構に対し、解決を迫るわれわれの側の態勢が出来上がった。7月14日には政府に対する『4団体共同申入れ』が実現し、JR不採用事件は『新たな局面』に入った。こうした到達点を確認するとともに、この流れをさらに推し進めていくことが解決への近道である」と記しました。この国労大会では私が20年目にして初めて、採用差別をたたかうもう一つの

当該組織の代表としてあいさつしました。

続く建交労大会では国労佐藤勝雄委員長と国鉄關 争共闘会議仁瓶久勝議長の連帯あいさつを受け、私 は委員長あいさつにおいて「先に開催された国労大 会では、JR採用差別事件は解決にむけた『新たな局 面』に入った、実現した『大同団結』は、解決まで 維持・強化されなくてはならない不可欠の条件であ るとの決定がなされました。仁瓶議長も『大同団結』 の強い意志を表明されました。『1047名連絡会』と国 労、建交労、国鉄闘争共闘会議、中央共闘会議によ る統一体制確立はまさに解決にむけての不可欠の条 件です」と述べ、さらに大同団結の内実に関連して 「『一致する要求、一致点での行動、誹謗・中傷はし ない』という共同の原則を堅持しながら、民主運動 のかく乱や破壊、テロ賛美を許さない強い姿勢が、 真に労働者、国民の世論を結集し、今後の大同団結 の強化のために重要になっている」ことを強調しま した。なお、「1047名連絡会」(前述の「4者」と動 労千葉争議団・鉄道運輸機構訴訟原告団で構成。「JR 採用差別事件の勝利解決をめざす! 1047名闘争団・ 争議団・原告団2.16総決起集会」を機に被解雇者に よって結成)はその後、動労千葉原告団が政治解決 =和解路線反対を基本的態度とし、具体的要求も一 致していないために「4者・4団体」の枠組には入っ ていません。したがって政治解決にあたり「1047名 連絡会」の名称は使われません。

#### 「公正な補償・納得のいく解決」にむけて

被解雇者「4者」の一致点で「解決にあたっての 具体的要求」(2006.8.23 別項、56ページ参照)がま とめられ、その内容は「4団体」においても確認さ れました。解決当事者の政治解決への意思表示です。 この具体的要求にもとづき、鉄道運輸機構(9.14)、 国交省(10.5)、厚労省(10.5)へ申し入れが行われ ました。今後、「4団体」としても安倍晋三内閣総理 大臣、塩崎恭久内閣官房長官、冬柴鐵三国土交通大 臣、柳沢伯夫厚生労働大臣に対し、「政府の決断によ り20年を節目にJR不採用問題の早期解決」「鉄道運 輸機構と『4者・4団体』の話し合いの場の設置」 をあらためて要請することにしています。

現時点において政府・鉄道運輸機構の対応は全体

がまとまったことへの評価はしつつも、解決のため に動こうとはしていません。したがってたたかいの 主体の側が今一度「政治解決の根拠とその道筋」に ついて明確にしておくことが重要です。

「国家的不当労働行為」の最終的な決着は、政府・政治の責任による解決です。建交労のいう政治解決です。その根拠をなすのは労働委員会の不当労働行為救済命令です。ILOも団結権の侵害=不当労働行為の事実認定に立って勧告しています。立法者の意思(国会での決議、答弁)=「国鉄改革法」の趣旨も「不当労働行為はあってはならない」であり、それが踏みにじられてきたのです。全動労東京高裁判決、9.15東京地裁判決は不当労働行為があったという事実を認め、「JRに法的責任はない」とした最高裁判決も不当労働行為を否定していません。政府が解決の前提としている第三者の判断、法的・政治的根拠は存在するのです。

国鉄闘争は不当労働行為があったという事実に たって解決が図られなければなりませんが、その道 筋は基本的には3つです。

一つは、ILO勧告にある「公正な補償」(ILOのいう補償は雇用・経済的損失・損害賠償・和解金などを含む)を基本にした政府の責任による解決です。 ILOは、国労・全動労組合員への採用差別がILO第98号条約(労働者は、雇用に関する反組合的な差別待遇に対して充分な保護を受ける)に反するとの立場から政府に勧告しています。政府はILO条約批准国として勧告を履行する責務を負っています。

二つは、「国鉄改革法」の趣旨(=立法者の意思)にも とづく政府の責任による解決です。「国鉄改革法」を制 定した立法者の意思は、「組合差別をしない」「一人も 路頭に迷わせない」ということです。労働委員会の救 済命令、9.15東京地裁判決によって不当労働行為の事 実は議論の余地がありません。立法者の意思に反する 結果をもたらした「国鉄改革法」を制定・施行した政府 の責任はますます重大です。

三つは、裁判所関与の和解による政治解決です。裁判を提訴した被解雇者の立場は明確です。「全動労不当労働行為責任追及訴訟にあたっての声明」(04.12.27)は「(略)政府は今日に至るも自ら解決に向けた交渉の場を設けようとはしていないため、鉄道運

輸機構を相手に裁判を行うこととした。なお、我々は 裁判によってのみ解決をはかる立場ではなく、引き続き、政府・運輸機構の責任による解決交渉の場を設置 するよう求めていく」としています。さらに鉄建公団 訴訟原告らは「不法行為を行った当事者として訴訟を 取り下げ、被解雇者の地位が貴機構側にあることを認 め、雇用の確保と未払い賃金の支払い、年金の補償等、 原状回復を図ること」(2.16集会後の1047名連絡会の 鉄道運輸機構への申し入れ)と鉄道運輸機構のいたず らな引き延ばしに「抗議」しています。なお、裁判所が 関与した政治解決では、判決が原告一人ひとりに出さ れることから、当事者全体の足並みをそろえることが 重要でした。昨年末の国労未提訴組合員のあらたな提 訴はその意味で大きな前進といえます。

このほかに政府のいう政治解決があります。いわゆる「4党合意」に相当する政治の枠組です。「国鉄改革法」の承認を前提とした政治解決路線は、被解雇者をはじめ多くの関係当事者から自らの意思に反すると拒否され、この間、被解雇者の要求と意思を尊重するという争議の原点こそが問われてきたのです。

建交労は前記、3つを基本とし、これらが寄り合わさり、解決への道が開けると考えています。

#### おわりに

国鉄闘争の解決のためにはたたかう側の構えが決定的に重要です。「4者・4団体」と広範な支援団体、支援者の協力・共同が前進しています。建交労は全労連との政治的団結を重視するとともにし、「4者・4団体」の共同に全力を尽くします。この3月25日から「4団体」代表によるILO要請が予定され、3月30日には大規模な大衆集会・行動が準備されています。全国で全動労裁判50万署名、駅頭行動、集会・シンポ、議会決議が行われ、都内でも議員会館前座り込み、院内集会、国会議員費同署名、議員・政党要請など諸行動が配置されています。こうした国鉄闘争の新たな展開の中で「国鉄闘争、学者・文化人1万人アピール」の成功は被解雇者を激励し、国民世論と裁判を動かす解決にむけた大きな力となると確信しています。

(さとう りょういち・全日本建設交運一般労働組合 中央執行委員長)

#### 国際•国内動向

#### 解決にあたっての具体的要求 (2006.8.23)

#### I. 基本的態度

我々は2003年12月22日の「最高裁判決」並びに昨年9月15日の「鉄建公団訴訟判決」、「ILO条約・勧告」を踏まえ、政府の決断により、解決を図ることを求める。

#### Ⅱ. 具体的要求

解決にあたり、以下のとおり具体的施策をはかる よう求める。

#### 1、雇用

- ①鉄道運輸支援機構、JR各社及び関連会社もしく はJR各社に準ずる条件の雇用を確保すること。
- ②被解雇者の運営する事業体及び新規起業に対し 助成を行うこと。
- ③雇用の確保にあたっては、高齢者、病弱者に配慮を行うこと。

#### 2、年金

- ①1990年4月以降も国鉄清算事業団職員同様の年 金加入条件とし、被保険者資格期間(受給権) を回復すること。
- ②資格期間(受給権)の回復が困難な場合は、以 下の取り扱いを行うこと。
  - ィ.現行年金受給者に対し、同年齢のJR退職者 の平均受給額との差額を支払うこと。
  - ロ. 今後年金を受けるものにたいしては、JR社 員の退職後の受給額との差が生まれないよう、 差額分を支払うこと。

#### 3、解決金

解決金として以下のとおり支払うこと。

- ①JR不採用により受けた損害金を支払うこと。
- ②精神的苦痛に対する慰謝料を支払うこと。

# 書評

# 広川 禎秀・山田 敬男編 『**戦後社会運動史論**』 大木 一訓

本書は、1950年代前半の時期のわが国社会運動に ついて、新たな視角から再検討しようとする共同研 究の試みである。共同研究を組織した「社会運動史 研究会」は、歴史科学研究会1998年大会における犬 丸義一報告の「準備研究会をきっかけとして生まれ た」とのことなので、足掛け10年にわたる共同研究 を基礎とする成果だと理解してよいであろう。今回 発表された共著の具体的内容は、①1950年代社会運 動の歴史的位置について論じた三つの総論的論稿(広 川禎秀「戦後社会運動史研究の方法と課題」、上野輝 将「戦後労働争議史研究の方法と課題」、山田敬男 「総評の結成と左転換」) と、②1950年代に展開され た社会運動について個別具体的に論じた七つの各論 的論稿(森下徹「全面講和の論理と運動―日本平和 推進国民会議を中心に一」、吉田ふみお「ストックホ ルム・アピール署名運動とその歴史的背景」、福島在 行「『内灘闘争』と抵抗の<声>」、大森実「戦後平 和運動の市民運動的形成一大阪の初期原水禁運動の 担い手に着目して一」、三輪泰史「1950年代のサーク ル運動と労働者意識―東亜紡績泊工場『生活を記録 する会』にそくして」、石月静恵「女性教員の要求と 運動-1950年代前半・全国婦人教員研究協議会を中 心に一」、大野節子「初期『社会主義』と社会主義協 会―1951~1953年」) との二部からなっている。 論点 は多方面にわたるが、ここでは紙幅の制約もあり、 主として①の内容を紹介して、若干コメントするこ とにしたい。

まず巻頭の広川論文や「あとがき」によれば、著者たちは「社会運動史」という言葉に独自の意味合いをこめて用いていることがわかる。これまでの階級闘争史研究には、「直接的に階級対立に還元できない社会運動の軽視」、いいかえれば「階級闘争を社会生活の矛盾構造の総体からとらえる視角の弱さ」が

あったとする反省から、「人類史的課題のための運動 と資本主義社会固有の労働運動とをふくむ、諸運動 の総体を社会運動と考える立場」に立って、「社会運 動史」を問題にする、というのである。

その場合、なぜ1950年代前半の「社会運動」を研 究対象とするのだろうか。三つくらいの理由があげ られている。一つは、50年代前半と今日の時代状況 との共通性である。「権力と資本によるかってない規 模での戦後民主主義の破壊=改憲政策がすすめられ ている」今日、「自由な個人・集団による平和と民主 主義のための自発的な社会運動が、切実な現代的課 題となっている」のだが、50年代前半はそうした社 会運動の出発点となった時期だ、と認識するからで ある。二つは、「若い世代が社会運動の体験をほとん どもたないことを考えると、民衆運動が歴史を左右 した事実を明らかにすることはいまとくに重要であ る」が、50年代前半の社会運動はその目的にそった 史実を提供するに違いない。というのは、1950年代 前半には戦後民主主義の出発点となる「民衆の成長」 があったのであり、通説とは違って、その時期を40 年代後半から60年代以降への「過渡期」や「谷間」 としてではなく「よりポジティブな新しい時代像」 で捉えることができるはずだからである。「民主主義 の新たな獲得、実質化、『戦後民主主義』の新たな発 展期としての『1950年代』という見方」である。三 つには、「社会運動史」の観点から歴史学研究の課題 や方法を「見直し」ていくうえで、未解明な領域の 多いこの時期の研究は、「新たな具体的探求の試み」 に相応しい時期だからである。

では、著者たちが提示しようと試みている社会運動史研究の「新しい課題や方法」とはどういうものなのか。それは必ずしも体系的にまとめて示されているわけではないが、広川論文や上野論文をはじめ

#### 書評

とする諸論文から読み取れるのは、およそ次のよう なものである。

社会運動は、①権力の民主化という課題ばかりでなく、②社会の民主化や③個人の発達保障という課題についても同時に追求する運動として、さらには④未来の観点から提起される人類史的課題についても追求する運動として、把握されねばならない。労働運動についても、それを自己完結的にとらえるのではなく、その時代の社会(日本資本主義の全体像)との関係でとらえ、社会運動史として把握する必要がある。そうした観点からすると、労働運動の力量を問題とする場合にも、戦後民主主義との関連でそれを解明することが重要になる。戦後民主主義が「労使関係」のなかにどれだけ「実体化」してきたか、逆に戦後労働運動が戦後民主主義に対していかなる役割をはたしてきたか、という視点からの分析である。……等々。

見られるように、要求されているのは実に壮大で 多角的な視点からの歴史研究である。そうした「課題と方法」の具体化は決して容易なものではないで あろう。しかし、本書の特徴は、1950年代社会運動 にかかわる具体的テーマについて、上述の新たな問題意識に基づき、探求への大胆な挑戦がなされてい ることである。その成果を問う主要論文として提示 されているのが、総評「左転換」の歴史分析を試み た山田論文である。

占領軍の指示に従い、反共親米のナショナルセンターとして出発した総評が、数年を経ずして「左転換」していくこととなったのはなぜなのか。それは戦後労働運動史における一つの謎であるが、山田論文はその解明に挑んでいる。その内容を詳細に紹介する余裕はないし、謎解きが成功したかどうかは読者の判断に委ねる他ないが、山田氏の分析の特徴は次のような点にあると言ってよいであろう。

一つは、当時は多くの労働運動活動家が、「ドッジ・ライン」攻撃のもとでの下部労働者の深刻な生活上の困難や不満に対応するためには、ナショナルセンターに結集した共同闘争を発展させる必要があると強く感じていた。そうした運動の基礎的担い手たちの意識状況を重視していることである。二つに

は、労働組合運動における対抗関係が、それまでの 産別対民同から民同左派対右派に移行したとして、 「左転換」を主導した民同左派の役割を高く評価して いることである。三つには、この点で、当時の「共 産党の分裂と極左冒険主義という特殊的状況」のも とで、民同左派に大きな影響をあたえた知識人の役 割に注目していることである。四つには、国民の大 半が憲法9条改定に反対するようになるなど、当時 における国民の戦争観・平和観の強まりとも関連さ せて、総評が憲法原理を受け入れ、国民諸階層との 連携を強めたことが、その国民センター的役割を高 め、「左転換」を推進したと分析していることであ る。五つには、総評が加入を予定していた国際自由 労連が、朝鮮戦争でアメリカ側の立場に立ち、日本 の再軍備を支持するなどして、日本の労働者の間に 不安と反発を引き起こしていたという「国際環境」 にも、「左転換」を推進した要因として目配りしてい ることである。そして山田論文は、全体として総評 の「左転換」を「戦後民主主義定着の開始を象徴」 するものと位置づけている。

さて、本書の問題意識や主要論稿の内容について紹介してきたが、1950年代に労働運動とのかかわりで活動をはじめ、従来の労働運動史の研究成果にも学びながら生活してきた評者の経験に照らしてみると、本書の内容には共感するところ、啓発されるところが多いと同時に(紹介できなかったが、第二部には興味深い論稿が多かった)、かなり違和感を覚える部分があったというのも正直なところである。この「違和感」が理論的に何を意味するのかは、いま少し考えて見なければならないが、論者たちに今後のいっそうの解明を期待して若干のコメントを記しておくことにしたい。

(1) 労働者階級の運動が独自の運動領域として存在 しつづけてきたことは動かしがたい事実であり、そ の独自の役割は近年いっそう重要となっている。労 働運動が市民運動に統合されていくとする議論も見 られるが、本書における「社会運動」視点の強調は けっして労働運動が社会運動に解消されていくとす る議論ではないはずである。そうだとすれば、労働 運動史独自の「課題と方法」をいかに設定し具体化

するかという問題は、いぜんとして残っているのではなかろうか。社会運動と労働運動の区別と関連について、著者たちがどう把握しておられるのか、せ ひ聞いてみたい点である。

- (2) 教条主義的に合法則性の存在を証明するために行われるような歴史研究が荒唐無稽であることは言うまでもないが、歴史科学を探求する以上は、歴史における法則性の解明追求はその中心的な課題の一つであろう。歴史における「合法則性」という問題について、また唯物史観について、著者たちはどう考えているのであろうか。
- (3) 従来の歴史学研究の検討から今日的な歴史科学の「課題と方法」を析出しようとするときに、従来の学説の不十分さや欠陥を一定の基準にしたがって指摘していくという研究方法で、はたして十分なのであろうか。取り上げられている歴史研究が限られていることもあり、むしろ従来の歴史研究の成果から積極的なものを数多く汲みつくしたいと願う評者の立場から見ると、なにか大切なものを置き忘れてしまう平板な学説整理に陥る危険はないのだろうかと杞憂してしまうのである。
- (4) 歴史科学にとっても重要な前提となるのは、そ の時代の階級闘争の主要な争点と闘争形態を明らか にしておくことであろう。その点にかかわって広川 論文は、55年体制(「1951年の講和・安保両条約によっ て確定された法的政治的構造の、国内における対抗・ 妥協の政治形態」と規定されている)においても、55 年体制後においても、改憲問題が「最大の政策上の 対立点であり続けた」としているが、岸内閣以降の 保守政権が憲法改正の必要なしとしていた時期があっ たこと、同じ「改憲」といっても、具体的現実的な 争点は時期によって質的に異なっていたこと等を考 えると、そうした一般的な規定はなお検討を要する 問題であろう。評者が言いたいのは、占領体制の評 価なども含め、今日とは異なる1950年代の歴史的骨 格をはっきりさせておく点では、なお課題が残され ているのではなかろうか、ということである。
- (5) 労働運動の分析で不思議に思われるのは、産別会議の運動やいわゆる共産党系活動家たちの果たした役割についての言及・分析がまったく見られないことである。閉塞的な運動状況を歌声運動やストッ

クホルム・アピール署名運動や原水禁運動などで切 り開いていったのは主として共産党系活動家であっ たし、総評の時代においても、産別会議の運動が職 場・地域に育てた革新的な運動の力は決して消失し てはいなかった。民同左派が「左転換」推進に突き 動かされていった背景には、職場労働者の怒りが組 合幹部を突き上げ、自主的なストライキ闘争が職場・ 地域から組織されていく動きが広がっていったとい う事情があったが、そこには明らかに産別会議いら いの運動の蓄積を見て取ることができた。国労の運 動のなかで民同左派の活動と並んで革同の活動が重 要な役割を果たしていたことや、総評大会などにお いても、反共主義に反対する統一戦線勢力を代表す る代議員からの発言が重要な位置を占めていたこと にも示されていたように、労働運動の中では民同ば かりでなく「統一戦線派」も一つの主要な運動潮流 としての地位を占め続けていたのである。産別会議 の運動から総評の運動への連続と断絶について、あ るいは草の根の革新的活動家集団の実態については、 なお研究を深める必要があるのではなかろうか。

- (6) 1950年代は、たしかに運動に対する知識人の影響が非常に大きかった時期である。しかし、それが政党に代わる役割を担い得たかといえば、そうは言えないであろう。「影響」という場合の内実と性格について、あるいは、その想像以上に大きな影響力と共にその限界について、具体的に分析しておく必要があろう。
- (7) 評者がいつももどかしく思うのは、その時代の 労働者像の把握になによりもまず力をいれるイギリ スの労働運動史研究などと比べ、わが国の労働運動 史研究では、当時の労働者階級の実像がなかなか見 えてこないことである。1950年代の研究においても、 戦後の大激変の渦中にあった労働大衆の実像につい て、また、それと労働運動との関連について今後さ らに研究を深めていただけたらと思う。

ともあれ本書は、今日の労働運動が直面する諸課題の解明にもつながる、問題提起の書であり、労働運動史研究の重要性を改めて自覚させてくれる意欲作である。 (2006年1月・大月書店刊・2,900円) (おおき かずのり・代表理事)

新刊紹介



#### 佐々木憲昭編著

#### 『変貌する財界』

#### 竹内 壮一

ひと言で言うとこの本に掲載されている図表そのものに意味がある。意表を突く図表もあって、図表から教えられることが多い。そういう本である。そのためか専門書のように掲載図表一覧が巻末に載っている。表が38、図が20ある。あわせて58。はんぱな数ではない。

編著者の佐々木憲昭さんの第1章のタイトルが「基礎的データにみる日本経団連の変貌」。第1章は61ページあるが、そのうちざっと35ページが図表で占められている。タイトル通り「基礎的データ」が23の表と4つの図で示されている。各企業の有価証券報告書を丁寧に整理された「日本経団連役員企業の大株主上位10社」の分析表(表1-18から表1-23)などはこの本の特徴をよく示している。

他の章でも特徴的なデータが載せられている。第3章「『構造改革』路線と財界」では、「経済財政諮問会議の主なテーマ」(2001-2006年)[表3-2-2]、ちょっと驚いたが6ページにわたって会議の日付とテーマが載せられている。また「経済財政諮問会議への説明資料提出回数」(表3-2-3)という表も感心する。2001年から06年の193回の会議の資料提出回数を委員ごとに集計しているからである。

第4章「政治資金の流れにみる財界支配」にも特徴的な図がある。1987年から2005年までの自民党本部の収入と支出が項目別にグラフ化されている。自民党政治資金収支報告書を19年分整理したもの(図4-5、4-7)。自民党各派閥ごとの収入の推移も作図されており、これらの図によって自民党政治資金の特徴が浮き彫りにされている。

各章執筆者の作表・作図の努力に脱帽。

なんだか掲載されている図表の「すごさ」を紹介 するだけで終わってしまったが、序章で佐々木さん がこの本の内容を手際よくまとめて述べてくれてい るので、それを読んで各章の図表とその分析を読み 込むとこの本のねらいがはっきりする。編著者がね らいにした「国民生活を脅かす自民党政治が、財界 の直接の支配と指揮のもとにおこなわれていたこと」 を「告発」した本となっている。そういう本である。

> (2007年1月・新日本出版社刊・2,500円) (たけうち そういち・千葉商科大学教授)

#### 日野秀逸・寺尾正之著

#### 『「医療改革法」でどうなる、どうする』

#### 日野秀逸著

#### 『医療構造改革と地域医療 〜医師不足から日本の医療を考える』 前川 昌人

「貧困と格差」は、もっとも大切な人間のいのちと 健康を脅かしている。医師や看護師不足で医療にか かれない、お金がないと医療を利用できない、病院 (病床)が閉鎖されて入院できない、生活保護の受給 申請を受け付けない、国民健康保険料の"激しい" 取り立て、滞納者は資格証明書で医療にかかれない など、憲法第25条と国民状態の乖離に国の、行政の 責任とは何たるかが鋭く問われ、医療・社会保障戦 線からの実態告発・改善の取り組みと住民のいのち 守れの運動が合流し、「陣」をはった反撃が求められ ている。

この2冊は、政策的誤りの背景と主因を明らかに し、「解説」し、運動の視点を提供している。

昨年6月に医療「改革」関連12法が強行された。これは、「年金は国、医療は都道府県、介護・福祉は市町村」という枠組みに作り変え、数値目標設定などで「医療費(公的医療保険からの給付費)適正化」の"競争"を導入し、医療給付費の伸びを抑える構造的な対策を示しながら、本質的には、生命・生活・医療破壊をかつてなく進行させる悪法である。それを端的に示しているのが2008年4月から、都道府県ごとに「数値目標」を設定して公的保険給付範囲の

縮小・カットを具体化して医療費を抑制することで ある。

戦後国民的な運動でつくられてきた「国民皆保険制度」をなし崩しにしてきた自民・公明政権は、医療保険給付範囲を縮小・カットして国民負担を引き上げ、高齢者をターゲットにして病院窓口負担、療養病床の食費・居住費負担、高額療養費負担を引上げている。加えて、「貧困」による青年層の「保険証貸し借り」、高い国民保険料の支払い滞納など、国民皆保険制度が危機に瀕している。このままでは、保険証がない、あっても使えない事態が広がり、39万の介護病床を半分以下の15万床まで削減となれば、安心して住み続けるために不可欠の医療や福祉が利用できないという事態の深刻さが加速する。

我が国の医師・看護師が少ないことは国際的に良く知られていて、100 床あたり医師はアメリカ63.9人、日本12.0人、看護師はアメリカ197人、日本41.8人とアメリカの約5分の1。国際的な水準と比較すると我が国の「貧困」さがいよいよ鮮明になる。OECD (Health Data2006)の臨床医調査では、人口10万人対比で平均300人、日本は200人で63位であ

优々木新昭(wx)

る (下から4番目)。看護師でも27位。サミット出席 国である日本の経済力は世界第2位であり、これと 比べるとそのアンバランスは際立っている。

住民の保健・衛生・医療は、これまで自治体がその地域特性に対応した独自の施策と国の施策と合わせて行ってきた。いま、地方自治体の基本的な責務であった住民の健康をまもる課題は、国が「数値目標」で自治体を管理し責任を押し付ける仕組みに変えようとしている。こうした「構造改革」と具体的な仕組みとたたかううえで、自公政権の政策的欺瞞を見抜くことが大切になっている。

労働者と住民要求が反映する住みつづける地域を つくるとは何か、この国・社会をどのように変革す るのか、労働者・国民が地域住民とともにたたかっ ていく上で、必読である。

(『「医療改革法」でどうなる、どうする』・

2006年12月・新日本出版社刊・1,400円) (『医療構造改革と地域医療』・

2006年12月・自治体研究社刊・1,200円) (まえかわ まさと・国民医療研究所事務局長)



結している現実を告発する。 新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402[営業] 郵便振替00130-0-13681

ているのか? 本書は、1970年代から今日までの経団

連役員企業の変遷と株式構成の実態を詳細な統計 資料で調べ上げ、企業利益が「政策決定過程」に直

#### 第61号~第64号・総日次

#### 第61号(2006年冬季号)

#### 〈特 集〉労働運動総合研究所

設立15周年記念シンポジウム

■労働政策の新自由主義的展開へのわれわれの対抗軸 を考える

牧野 富夫/大木 一訓/斎藤 貴男/熊谷 金道 /坂本

#### 〈国際・国内動向〉

■仏の郊外暴動、植民地後遺症を巡って 福間 憲三

■アジアの平和潮流と日本 平井 潤一

■06年度雇用予算について 田井 共生

#### 魯 (瑶

●小越洋之助著『終身雇用と年功賃金の転換』

藤田 実

●戸木田嘉久・三好正巳編著『生協再生と職員の挑戦』 鈴木 彰

#### 〈新刊紹介〉

●日野秀逸 編著・国民医療研究所 監修 『市場化の中の「医療改革」』 前川 昌人

●社会保障総合研究センター編

『「福死国家」に立ち向かう』 金澤 誠一

●伊藤欽次著 『あなたの知らないトヨタ』柴田外志明

●全日本年金者組合『最低保障年金制度をつくろう』 久昌 以明

●第57~60号総目次

#### 第62・63合併号(2006年春・夏季号)

#### 「ナショナル・ミニマム問題の理論・政策に関わる 整理・検討プロジェクト」報告書

- I ナショナル・ミニマム (国民生活最低基準) 大綱案
- ナショナル・ミニマムをめぐるイデオロギー状況
- Ⅲ 国民生活の状態とナショナル・ミニマム
  - 1. 労働者の生活とナショナル・ミニマム
  - 2. 自営業者の生活とナショナル・ミニマム
  - 3. 農民の生活とナショナル・ミニマム
  - 4. 高齢無業者の生活とナショナル・ミニマム
- Ⅳ 所得保障制度の現状とナショナル・ミニマム
  - 1.年金制度とナショナル・ミニマム
  - 2. 生活保護制度とナショナル・ミニマム
  - 3. 最賃制度とナショナル・ミニマム
  - 4. 雇用保険とナショナル・ミニマム
  - 5. 非課税基準とナショナル・ミニマム
- V ナショナル・ミニマムと社会運動
  - 1.低所得者の運動とナショナル・ミニマム
  - 2. 労働運動とナショナル・ミニマム
  - 3. 年金生活者とナショナル・ミニマム

#### 第64号(2006年秋季号)

#### [巻頭論文]

■憲法改悪反対闘争と労働組合

मा।। 登

#### 集〉日本国憲法と生存権

■憲法25条「生存権」の具体的内容とは何か

金澤 誠一

■最低生計費試算と最低賃金引き上げ、

ナショナル・ミニマムへのとりくみ 辻

■「座して死を待つか、立って25条を生かすか」 一社会保障「構造改革」に見る

高齢者への集中砲火― 公文 昭夫

#### 〈共同研究報告〉

■米中間選挙の結果から見えるもの

岡田 則男

■ブレア政権と英国労働組合

木暮 雅夫

■タイのクーデターと国民、労働者のたたかい

三浦 一夫

#### 評〉

●内山昭編著『現代の財政』

実 安藤

#### 〈新刊紹介〉

- ●小池隆生著『現代アメリカにおけるホームレス 対策の成立と展開』
- ▶労働総研編『非常識な労働時間』

大須 眞治

柴田外志明 ●全労連『明日をみんなのちからで-全労連女性

中嶋 晴代 部結成とそのたたかい』

●交運共闘『安心・安全な交通運輸を』 中島 康浩

特集「憲法と勤労権・団結・労働組合」は、労働者の生活に関わる 編集後記 分野に関して、日本国憲法とそれをうけた諸法律が目指した方向・ 理念、その内容規定を基軸にすえて、労働者保護立法を歴史的に振り返りながら、労 働者保護法・政策の原点を明確にしたうえで、80年代以降強行されている「規制緩 和」を中心とした労働法制の「再編」課程を憲法理念に照らして評価し、最近の「労 働ビッグバン」にいたる新自由主義イデオロギーの本質をあぶりだし、「規制緩和」 政策への対抗戦略を提起している。本特集の一読を是非ともお願いしたい。同時に、 ともに考え、深めていく課題である。「『改正』教育基本法と教育運動の課題」、「ポス ト・アメリカと安倍政権の末路」も合わせて一読をおすすめしたい。

季刊 労働総研クォータリー No.65 (2007年冬季号)

2007年4月1日発行

労働運動総合研究所 編集・発行

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 TEL 03 (3230) 0441

メゾン平河町501

FAX 03 (3230) 0442

http://www.yuiyuidori.net/soken/

臼 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料

5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振 替 00140-5-191839

#### The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

#### RODO SOKEN NO.65 Winter Issue

#### Contents

"Revised" Fundamental Law of Education and the Tasks of the Education Movement

Kiyohito KURAHARA

#### Special Article: Constitution, and the Rights to Work, to Organize and to Unionize

\* Constitution and Workers' Rights

Takayoshi YOROI

- \* Reorganization of the Labor Protection Acts and Challenges Counter Strategy for Deregulation Hajime WADA
- \* Labour Market Regulation and Ideology

Shigeru WAKITA

Post U. S. and the Last Days of the Abe Government - "Upswing" Strategy Nearing Its Failure Hirokazu HIRATA

#### Information at Home and Abroad

\* Attending the 12th Congress of the Centre of Indian Trade Unions (CITU)

Tadashi MIYAGAKI

- \* Improving the Harsh Working Conditions of Medical Doctors is Urgent to Protect Local Health Care! Interim Report of "Investigation of Medical Doctors' Working Conditions" Hiroshi IKEDA
  - 10000
- \* Questionnaire on the School Assistance for High School Students in Fiscal 2006

Shin'ichi FUJITA

\* The Struggle of Workers of the Japanese National Railways Today after Achieving
Unity Based on Common Demands
Ryoichi SATO

#### Book Review:

\* "Analysis of History of the Postwar Social Movement," edited by Tadahide HIROKAWA and Takao YAMADA

Kazunori OHKI

#### **Introduction of New Publication:**

\* "The Business Circles Changing its Nature," edited by Kensho SASAKI

Soichi TAKEUCHI

- \* "What We Will Face and What We Should Do with the 'Medical Reform Law,'" by Shuitsu HINO and Masayuki TERAO
  - "Structural Reform of the Medical System and Local Health Care," by Shuitsu HINO

Masato MAEKAWA

Tables of Contents, Rodo-Soken Quarterly No. 61-64

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Maison-Hirakawacho 501

1-9-1 Hirakawacho, Chiyoda-Ku, Tokyo 102-0093 Phone: 03-3230-0441 Fax: 03-3230-0442

季刊 労働総研クォータリーNo.65 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)